

新宿区

新宿区後期基本計画

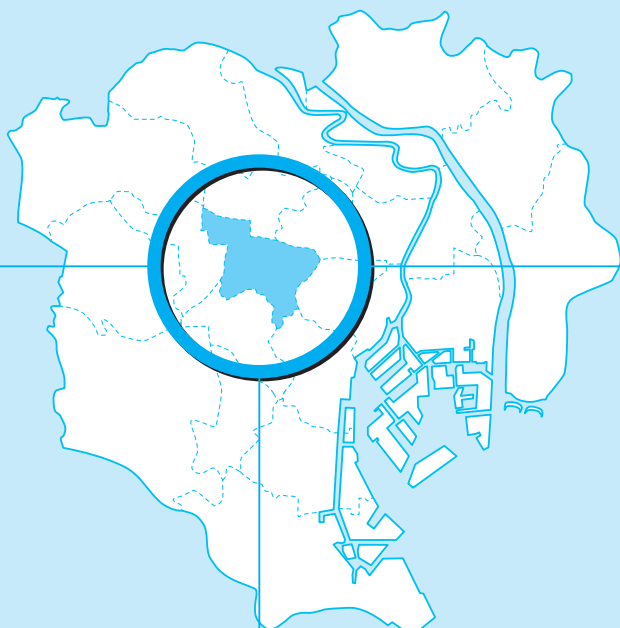
ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち

平成15(2003)年度～平成19(2007)年度

新宿区実施計画

(第三次実施計画)

平成15(2003)年度～平成16(2004)年度



新宿区民憲章

わたくしたちは、日本の首都東京の中心に生活する誇りと責任をもち、先人の築いた歴史と文化を受け継ぎ、ともに生きともに集う、ともに考えともに創る、新時代の新宿を、明るく美しい理想的なまちにするため、この憲章を定めます。

だれもが安心して住み続けられるまちにします。

心のふれあう おもいやりのある福祉を考え実行します。

安全で健康な みどり豊かなまちをつくります。

ともに学び はたらき いきがいのもてる生活を実現します。

すばらしいまち新宿を 次の世代に引き継ぎます。

平成9年3月15日 新宿区

新宿区後期基本計画

ともに生き、集うまち ともに考え、創るまち

平成15（2003）年度～平成19（2007）年度

平成15（2003）年1月

新 宿 区

後期基本計画策定にあたって

社会経済の長期停滞が続き、我が国社会の活力低下が懸念されております。

一方、少子・高齢化をはじめ国際化、情報化等の進展の中で、国・地方を通じた構造改革が進められております。

厳しい社会経済状況にあって、基礎的自治体である区は、安定した区民生活を確保するために、限られた財源と人的資源を最大限に活用して、区民の期待に応えていかなければなりません。

平成9年、新宿区は、21世紀初頭の新宿像を「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」とする「新宿区基本構想」を策定いたしました。

さらに、基本構想の具体化のため、平成10年度から19年度の10年間を計画期間とする「新宿区基本計画」を策定し、積極的に施策を展開してまいりました。

この間、景気の低迷の中で、平成11年度にお示しいたしました、区民の皆さまの痛みも伴う「区政改革プラン」による計画事業の規模縮小や休止など厳しい行財政運営を行ってまいりましたが、区民の皆さまのご理解とご協力をいただくなかで、介護保険制度や清掃事業など区民生活に密接に関係する施策をはじめ、各事業につきましては、概ね計画どおり実施できその成果も上がっております。

このたびの「後期基本計画」は、平成15年度から19年度の5年間を計画期間とするものでございますが、地方分権時代を迎えるなかで、前期計画期間の5年間における急速な少子・高齢化やIT（情報技術）の進展をはじめ、「環境との調和への志向」、「安全・安心な暮らし実現」の潮流やボランティア・NPO（特定非営利活動団体）の活動の広がりなどの新しい潮流を踏まえ、21世紀の新宿区の確かな礎を築くものとして策定いたしました。

計画が目指す方向として、多様な主体がさまざまな資源を提供し、多様な関わり方で地域課題の解決に参加する本格的な共生・協働の地域社会を築くために、「ともにささえ合う地域福祉」や「区民と行政のパートナーシップによるまち」など6つを設定し、具体の事業は「第三次実施計画」（平成15・16年度）でお示しいたします。

これからは、区の役割も、「自治体経営」の視点に立って、基本的な区民生活を支えるしくみづくりとともに、区民の皆さまをはじめボランティア・NPO等団体との協働による公共サービス提供の、コーディネーター役を重視してまいります。

私は、基本計画の具現化を通して、区民の皆さまにとって暮らしやすさとともに、まちの賑わいでも、新宿区を23区で一番とするために邁進してまいります。同時に徹底した内部努力を始めとする行財政改革を強力に進め、分権時代に相応しい体力と能力を身につけてまいる決意でございます。

何とぞ、区民・事業者等並びに議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。



平成15（2003）年1月

新宿区長 中山弘子

新宿区後期基本計画目次

I 計画の基本的考え方	1—1
1 計画の目的	1—1
2 計画の性格	1—1
3 計画の期間	1—1
4 計画の構成	1—1
5 計画の留意点	1—2
6 計画の体系	1—2
II 計画の背景	1—3
1 人口	1—3
2 土地利用等の現況と動向	1—6
3 基本計画（前期）の実績	1—9
III 計画の方向	1—11
1 とともにささえ合う地域福祉	1—12
2 安全なまち、安心できるまち	1—14
3 地域でつくる、環境にやさしく美しいまち	1—16
4 区民と行政のパートナーシップによるまち	1—18
5 生きる力をはぐくむ教育	1—20
6 新たな区政運営のしくみづくり	1—22
IV 計画の内容	1—25
第1章 健康でおもいやりのあるまち	1—25
1—1 心と体の健康づくり	1—25
1—2 地域とともに育む福祉社会づくり	1—30
1—3 社会福祉を支える新しいしくみづくり	1—38
第2章 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	1—45
2—1 生涯学習、スポーツの推進	1—45
2—2 個性ある地域文化づくり	1—51
2—3 ふれあい、参加、協働の推進	1—54
2—4 男女共同参画社会の構築	1—59
2—5 平和の推進と国際化への対応	1—64
第3章 安全で快適な、みどりのあるまち	1—67
3—1 計画的なまちづくりの展開	1—67

3—2	災害に強い安全なまちづくり	1—71
3—3	快適な生活環境づくり	1—76
3—4	うるおいのあるみどりのまちづくり	1—82
第4章	にぎわいと魅力あふれるまち	1—87
4—1	魅力あふれるまちづくり	1—87
4—2	活力ある地域産業づくり	1—90
4—3	魅力ある地域商店街づくり	1—93
4—4	豊かな消費生活の実現	1—96
第5章	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち	1—99
5—1	環境への負荷の少ない社会システムの構築	1—99
5—2	快適環境の保全と創出	1—104
第6章	構想の推進のために	1—107
6—1	自立した区政の確立	1—107
6—2	参加と協働のまちづくりの推進	1—110
6—3	地域を基盤にした区政の推進	1—113
6—4	広域的な都市課題への対応	1—116
6—5	行財政の効率的運営	1—118

I 計画の基本的考え方

1 計画の目的

新宿区では、平成9（1997）年3月、少子・高齢化や深刻化する環境問題等、時代の変化に的確に対応し、21世紀初頭における新宿区の将来ビジョンを明らかにするため、新たな基本構想を策定しました。区では、基本構想、基本計画のもとで区の施策全般を計画的に執行する計画行政を行っています。

そこで、基本構想が掲げる新宿区の将来像である「ともに生き、集うまち」「ともに考え、創るまち」を実現していくため、具体的行政計画となる基本計画を平成9（1997）年に策定しました。

しかし、区を取り巻く社会状況の著しい変化や制度の大幅な改正などにより、後期期間にあたる平成15（2003）年から平成19（2007）年の5年間を見直しました。

後期基本計画の策定にあたっては、この5年間での社会状況の変化に対応する施策の計画化を図るとともに、基本構想の趣旨を改めて踏まえ、区民・事業者・関係団体との「協働」のしくみづくりなど、社会の変化に対応した施策実現のための「新たな区政運営のしくみづくり」を行いました。

2 計画の性格

後期基本計画は、新宿区基本構想（平成9年3月25日議決）の実現を目的とする区政の基本方針であり、次のような性格を持ちます。

- (1) 区が計画的に推進する施策を体系的、総合的に明らかにした行財政運営の指針
- (2) 区民と区政とが、パートナーシップに基づき、協働してまちづくりを進めていくための指針
- (3) 区の各分野の個別計画を総合的に調整する指針
- (4) 国や東京都あるいは民間の機関、団体等が区内

で進める計画や事業を調整し、誘導していくための指針

3 計画の期間

平成10（1998）年度を初年度とし、平成19（2007）年度までの向こう10ケ年を計画の期間とする基本計画の「見直し」として、平成15（2003）年度から平成19（2007）年度を計画の期間とします。

ただし、その間においても、社会経済状況の著しい変化や、行財政制度に大きな変更が生じた場合には、必要に応じて修正や見直しを行うものとします。

4 計画の構成

この後期基本計画は、「Ⅰ計画の基本的考え方」「Ⅱ計画の背景」「Ⅲ計画の方向」「Ⅳ計画の内容」をもって構成します。

- (1) 「Ⅱ計画の背景」では、計画の基礎指標である人口、土地利用を概観し、「基本計画（前期）」の実績を示しています。
- (2) 「Ⅲ計画の方向」では、基本計画が目指す主たる目標を明らかにしています。

今後5年間において、基本構想に掲げる新宿区の将来像の実現に向け、「重点的に取組む計画の方向」として6項目を設定しています。

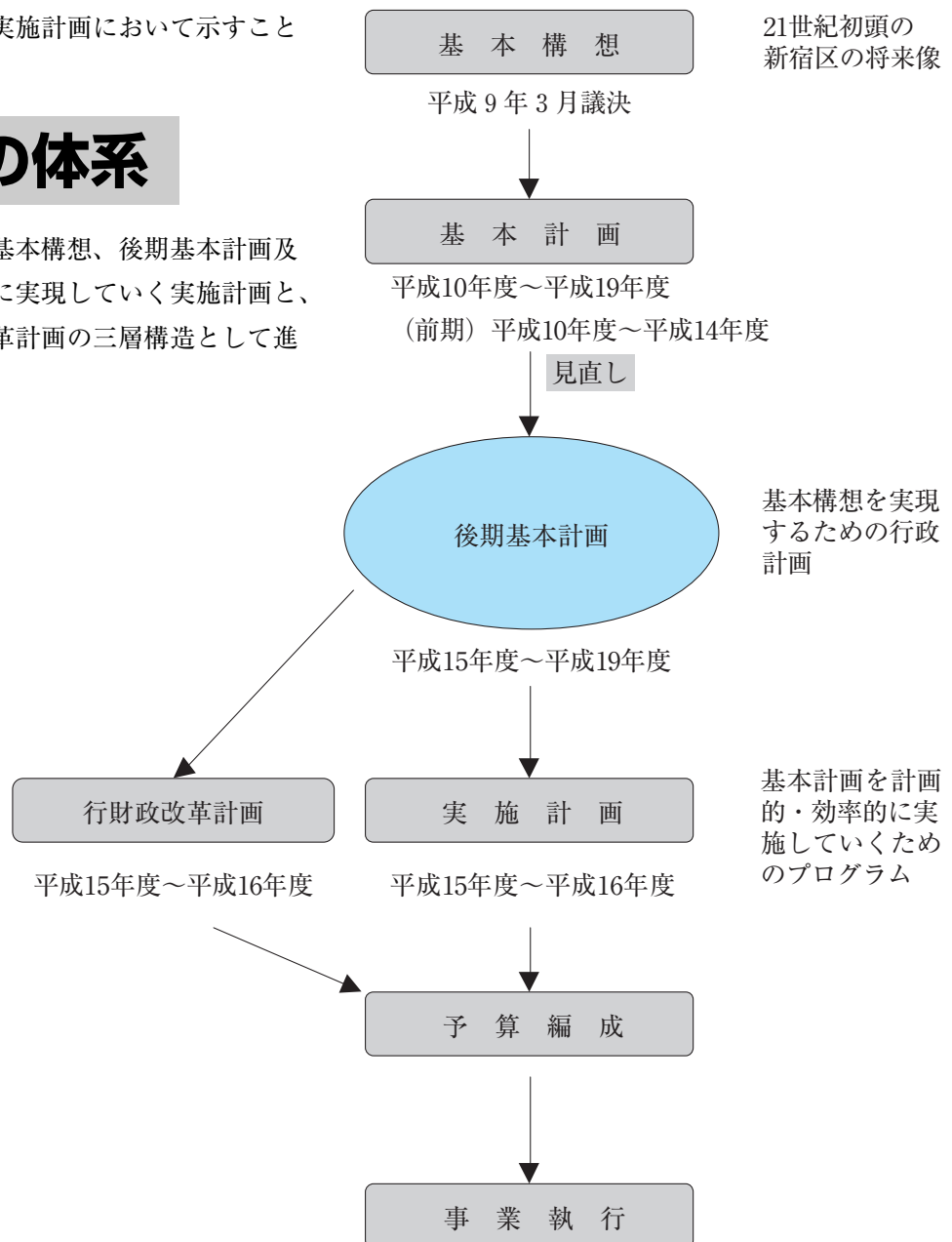
- (3) 「Ⅳ計画の内容」では、基本構想における基本目標である5つの柱と、これを推進するための執行体制のあり方等を加えた6つの柱を23の施策の項目に分け、項目ごとに①基本構想、②現況と課題、③長期目標、④施策の方向、⑤施策実現に関する指標、⑥施策の体系、を明らかにしています。

5 計画の留意点

社会経済状況の変化が厳しい中での後期基本計画では、施策の方向性などの考え方を示し、個々の事業や事業費については、実施計画において示すこととします。

6 計画の体系

新宿区の計画行政は、基本構想、後期基本計画及び後期基本計画を具体的 to 実現していく実施計画と、それらを支える行財政改革計画の三層構造として進めています。



※今回の実施計画、行財政改革計画は平成15年度から平成16年度の2か年を計画期間としています。

Ⅱ 計画の背景

1 人口

(1) 人口の推移

平成14（2002）年1月1日現在の新宿区の人口は、292,174人です。このうち、住民登録人口は265,592人で、外国人登録人口は、26,582人です。

区の住民登録人口は、昭和38（1963）年の395,399人を頂点に、1970～90年代を通じて一貫して減少し続けてきました。いわゆるバブル期の急激な地価高騰にみまわれた平成2年には、1年間で9,266人もの減少をみたこともあります。しかし、最近では、地価下落や住宅事情などを背景に、人口増加傾向がみられます。

平成9（1997）年度の計画策定時から、平成14（2002）年と比較しますと、10,936人増加しています。この5年間の平均では、年平均2,300人程度増加しています。

(2) 年齢構成

人口の年齢構成をみると、年少人口（15歳未満）が平成9（1997）年と平成14（2002）年とを比較すると、25,507人から23,875人へと6.4%減少したのに対し、高齢者人口（65歳以上）は、同じ期間に43,767人から49,555人へと13.2%増加しています。

平成2（1990）年には、年少人口と高齢者人口が逆転するなど、急速に少子・高齢化が進んでいます。

このため、高齢者人口の割合は、昭和45（1970）年の5.4%から平成9（1997）年には3倍近い16.7%に上昇し、平成14（2002）年には18.7%になっています。一方、年少人口の割合は、昭和45年の16.8%から平成9年には9.7%に低下し、平成14（2002）年には9.0%になっています。

厚生労働白書（平成14年版）によれば、わが国の人口は平成18（2006）年を山として、減少に転じる

となっています。また、2050年には、65歳以上の人口の割合が30%を超えると見込まれています。

少子・高齢化の進行がこのまま続けば、経済や社会の活力の低下や社会保障への負担の増加、労働力の減少など社会全体への影響が考えられます。

(3) 世帯構成

平成12（2000）年の国勢調査によると、区の世帯数は154,687世帯です。昭和55（1980）年以降、世帯数は漸減傾向であったが、平成7（1995）年から平成12（2000）年までの5年間で、14,294世帯（10.2%）増加傾向に転じています。

世帯の構成は、平成14（2002）年1月1日現在の住民基本台帳でみると、148,287世帯のうち単身世帯が86,218世帯で、全世帯の58.1%を占めています。この単身世帯の内、約25%が高齢単身世帯です。

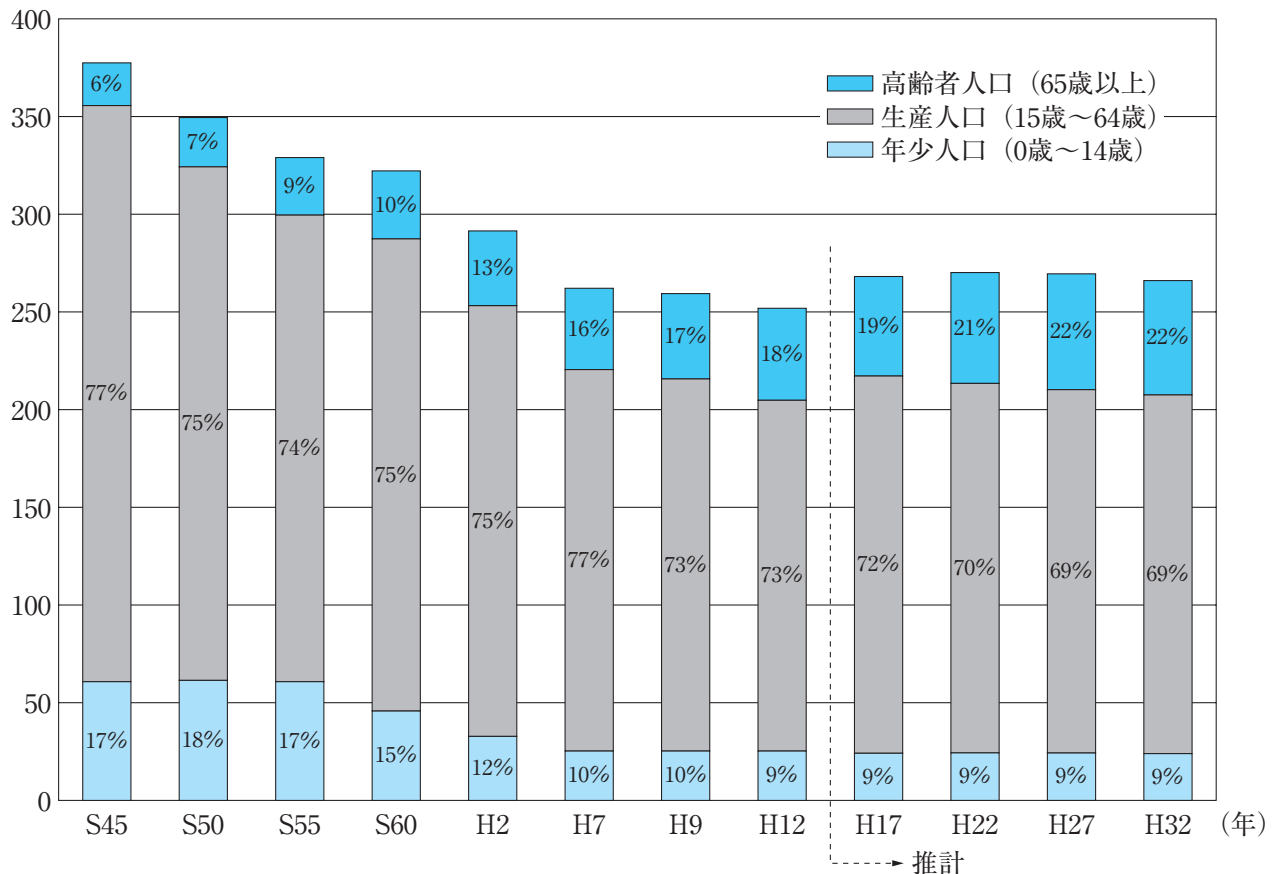
また、一世帯当たりの家族数も、昭和40（1965）年には3.08人だったのが、平成9（1997）年には1.89人に減少しています。また、平成14（2002）年には、1.79人になっています。核家族化はさらに進行しており、従来家庭が果たしてきた家族間の相互扶助機能の著しい減退による影響が出てくるものと考えられます。

(4) 人口動態

新宿区では、これまで転入者より転出者が多いことが、人口の減少する最も大きな要因でした。しかし、平成7（1995）年以降は、転入者と転出者との差が縮まり、平成9（1997）年以降は、転入等が転出等を上回る数が微増傾向にあります。また、自然動態においては、出生数が減少傾向にあるのに対し、死亡数は横這いもしくは微増傾向にあり、平成3

新宿区の年齢別人口の推移と推計

(千人)



(1991)年以降、死亡数が出生数を上回る状況が今もなお続いています。

(5) 外国人

昭和54年頃まで5,000人台で推移していた外国人登録者数は、昭和55年以降増加し始め、平成9(1997)年には、19,056人が登録をしていました。平成14(2002)年1月1日現在では、26,582人が登録しており、全人口に占める外国人の割合は9.1%となっています。新宿区に登録する外国人の数は23区で一番多く、人口に占める割合においても、港区に次いで二番目です。地域では外国人と日本人との

交流が進む一方で、日常生活の中での摩擦やトラブルも増してきています。

(6) 昼間人口

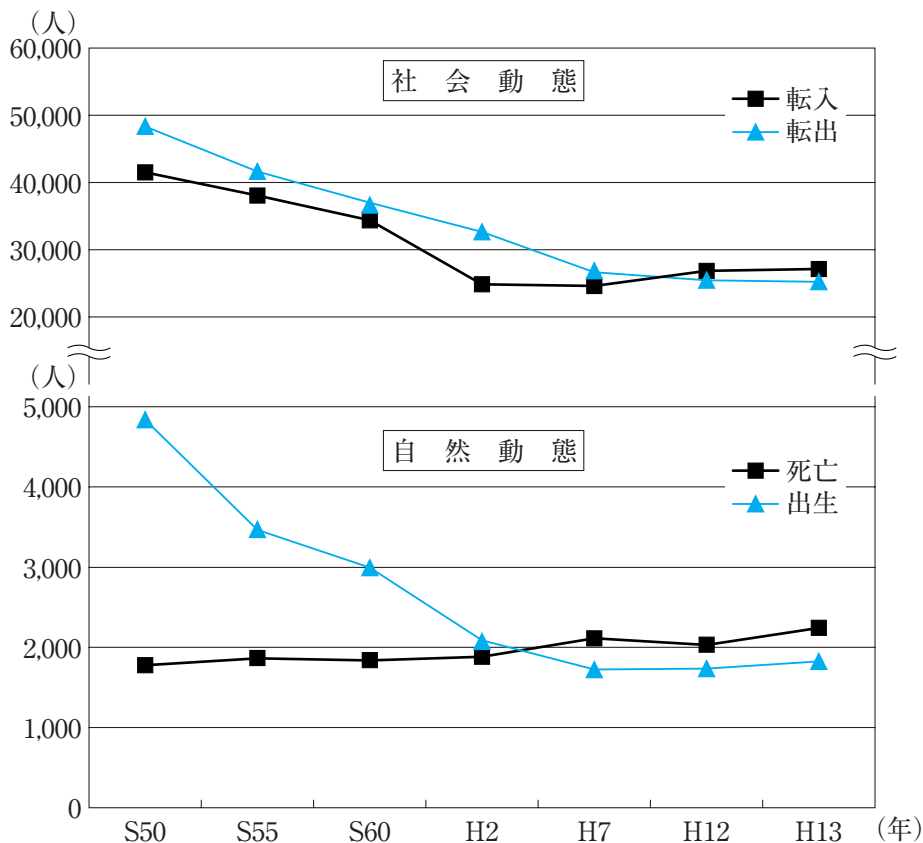
平成12(2000)年の国勢調査によると新宿区の昼間人口は798,611人であり、平成7(1995)年の国勢調査から引き続き、わずかに減っています。

しかし、まだまだ膨大な数であり、都市環境にかかる負荷も決して少なくありません。

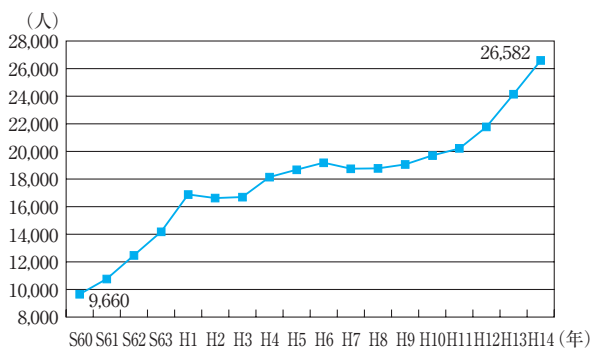
(7) 人口の推計

これまでの住民基本台帳をもとに、将来の推計を

住民基本台帳による人口動態



外国人登録人口の推移



行くと、5年後の平成19（2007）年の人口は約26万9千人になることが見込まれます。

65歳以上の高齢者人口は、平成14（2002）年から約3,700人（7.5%）増加し、平成19（2007）年には

5万3千人となり、総人口の19.8%が高齢者で占められる一方、15歳未満の年少人口は、約100人（△0.4%）減少し、2万4千人となり、総人口の8.8%となります。このように、少子・高齢化の一層の進行が予測されます。

人口構成の偏りはまちの活力を減退させ、区民生活にも大きな影響を与えることが懸念されます。

新宿区における長期的な取組としては、子育て環境の整備や高齢者、障害をもつ人に配慮したまちを創ることなどにより、区民一人一人が快適に住み暮らすことができる生活環境づくりを進め、均衡ある人口構成の確保を目指すことが期待されています。

***道路率**

全土地面積に占める公道総面積の割合。

***基準交通容量**

ある道路がどれだけの自動車を通しうるかという、その道路が構造上有している能力。

2 土地利用等の現況と動向

(1) 土地

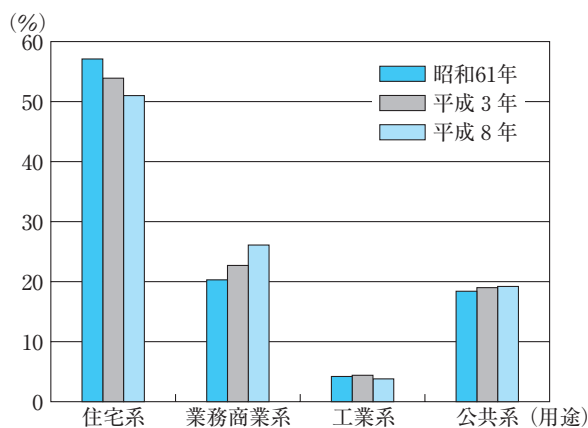
新宿区は、道路、公園等を除く全面積の約51.0%が住宅系の土地利用となっている生活都市です（平成8（1996）年実施の土地利用現況調査結果）。

しかし、昭和61（1986）年から平成8（1996）年の10年間の土地利用構成比率の変化をみると、住宅系は各地域で減少しており、特に若松地域では大きく減少しています。一方、業務商業系は各地域で増加しており、中でも笹筥・榎地域で大きく増加しています。

また、新宿区全域での変化を見ると、住宅系は6.1%減少したのに対し、業務商業系は、5.8%の増加を示しています。このことから、新宿区全域が業務地化の傾向にあるといえます。

土地利用の適正な誘導による、業務商業機能と居住機能との調和が求められています。

利用比率の推移

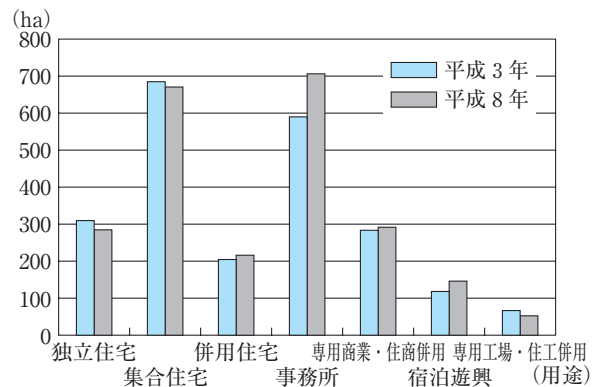


(2) 建物

建物の利用動向をみると、住宅系については、平成3（1991）年から平成8（1996）年にかけて、木造集合住宅の延床面積は17.4%減少しているのに対

し、非木造集合住宅が12.3%増加しています。また併用住宅が15.9%と大きく増加していることから、階下を店舗や事務所とした中高層住宅が増えているものと思われます。業務商業系については、延床面積が26.2%増加しており、高度利用を伴った業務商業集積が進んでいることがうかがえます。特に、事務所については、30.3%と高い伸び率を示しています。

用途別建物延床面積の推移



(3) 道路

新宿駅を中心とした新都心地区や四ツ谷駅、飯田橋駅の周辺など業務地化が進んでいる地区、また住宅地においても北新宿4丁目や早稲田鶴巻町など区画整理が終了した地区では、道路率が高くなっています。

しかし、幹線道路で囲まれた内側では、幅員が4メートルに満たない細街路が多く、*道路率の低い地区が未だ多数あります。

また、主要な幹線道路の混雑度は、平均で*基準交通容量の1.0を上回り、容量を超えています。

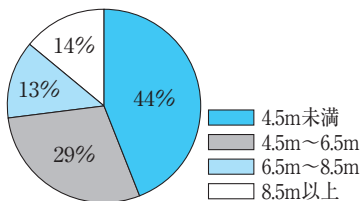
***最低居住水準**

国が住宅建設五箇年計画において、国民が健全な住生活を営むことができる最低限必要な住戸の規模と性能・設備を、家族構成に応じ定めたもの。

***誘導居住水準**

住宅建設五箇年計画において、良質な住宅ストックの水準の向上を図るため、住戸の規模と性能・設備に関する水準を家族構成に応じ定めたもの。

区道・幅員別構成



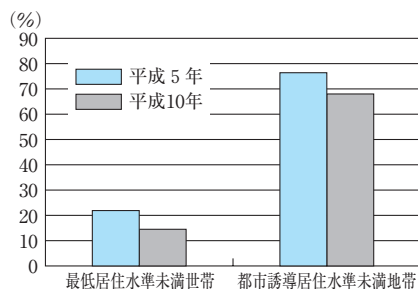
(4) 住宅

新宿区の世帯数は、平成14（2002）年1月現在で約14万8千3百世帯ですが、平成10（1998）年時点での総住宅戸数は約15万8千9百戸です。住宅数は世帯数を上回っていますが、質的にはまだ十分ではなく、*最低居住水準に満たない世帯が14.5%、*誘導居住水準に満たない世帯が65.7%あります。これらのうちかなりの部分は、民間賃貸住宅に住む世帯です。

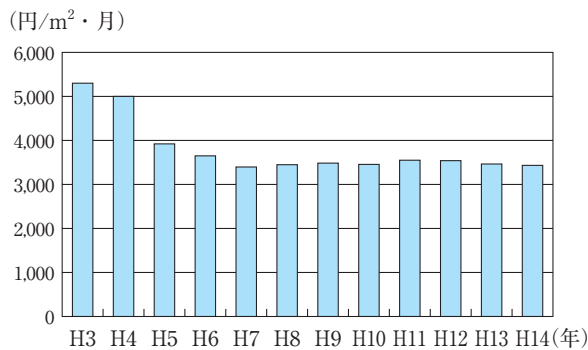
また、幅員4メートル以上の道路に面していない住宅が約35.9%もあるなど、防災面からも環境面からも多くの問題を抱えています。特に、区内には木造住宅密集地域があり、地震時に大きな被害が懸念されています。区民との協働による、防災まちづくりの推進が課題です。

区内の分譲マンションは、平成5（1993）年で、約1万5千戸であったものが、平成12（2000）年には、約2万7千戸と大きく伸びており、持ち家全体に占める割合も約35%から約54%となり、過半数を越えるに至っています。これらのマンションは、今後大規模修繕や建て替えの時期を迎えることとなり、バリアフリーの視点等に立った修繕や適切な更新が行われないまま放置されれば、大きな都市問題に発展していくおそれもあり、その対応が望まれます。

居住水準の達成状況



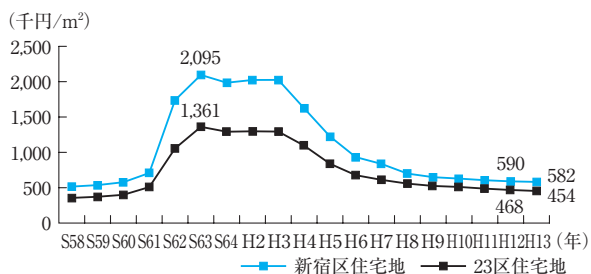
住宅情報による家賃水準の推移



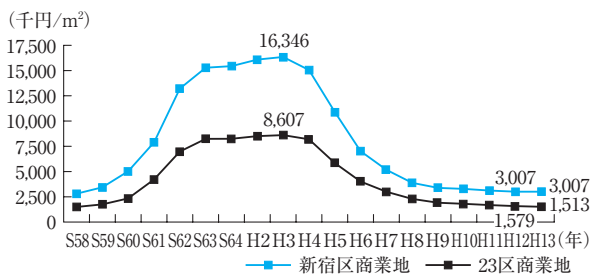
(5) 地価

新宿区の平均公示地価は、バブル経済の進展とともに、昭和58（1983）年から昭和63（1988）年の5年間で、住宅地が3倍以上、商業地が4倍以上と大きく跳ね上がりました。しかし、バブル経済が終息した平成3（1991）年以降は、住宅地・商業地とも急激に下落し、平成9（1997）年には、昭和58(1983)年とほぼ同じ水準まで戻りました。その後も、平均公示地価は対前年比では下落を続けていますが、その率は年々小さくなっています。

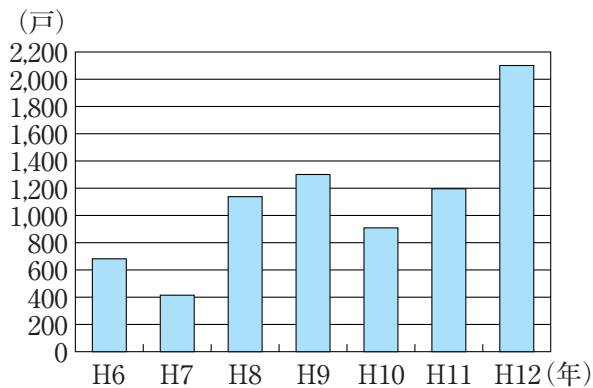
公示価格の平均価格の推移（住宅地）



公示価格の平均価格の推移（商業地）



区内における分譲マンション新規供給戸数



***ケアマネジメント**

要介護者等に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能。

***ビオトープ**

生き物の生息環境。人の手の入っていない原生自然のほか、人為的に作り上げたものも環境が整っていればビオトープとなります。

***ISO14001**

環境管理に関する国際規則の一つ。環境に与える有害な負荷を減少させることを狙いとしています。

***特別区制度改革**

特別区を基礎的な地方公共団体として明確に位置づけ、清掃事業、まちづくりなどの事務権能や財政自主権の強化を目指した改革。平成12年4月の地方自治法改正により実現されました。

3 基本計画（前期）の実績

平成9（1997）年、「新宿区基本構想」及び「新宿区基本計画」の策定以降、景気の長期低迷による深刻な財源不足から、職員定数の削減などの内部努力を行ってきましたが、平成11（1999）年度には、区民の皆さんのご理解とご協力をいただきながら、痛みも伴う「区政改革プラン」により事務事業の全般的見直しを行い、計画事業の規模の縮小や休止をするなど厳しい行財政運営を行うなかでも、以下の施策を展開してきました。

「I 健康でおもいやりのあるまち」では、介護サービスの基盤整備として、特別養護老人ホーム建設助成や在宅介護支援センターを増設し、高齢者関係の相談窓口の拡充及び総合的な*ケアマネジメント体制のしくみを整えました。また、子育て世帯の生活と就労の特性を踏まえた保育需要へ対応するため、総合的で多様な保育サービスを充実するとともに、子ども家庭支援センターを設置し、家庭や地域との連携による子育て支援体制を整えました。さらに、健康づくりでは、区民の主体的な健康増進活動を推進するため専門相談や保健指導、正しい知識の普及啓発などを行うことにより、計画に沿った施策を推進しています。

「II とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち」では、学校適正配置を区民の理解を得ながら進めています。また、区民等の強い要望であった「男女平等推進計画」は予定どおり策定でき男女共同参画への課題は整理できました。さらに、特別出張所を改築して区民センター化していく当初の目的は、榎町区民センターの建設をもって、8箇所目の整備を計画的に実施してきました。

「III 安全で快適な、みどりのあるまち」では、地域の方々による、まちの防災チェックと防災マップづくりを行い、地域の危険箇所や安全設備を事前に認識し、災害時に活用するとともに、都市の防災機能を高めるために、老朽木造住宅密集地区において、木造住宅密集地区整備促進事業により住宅の不燃化を図りました。また、まちづくりを推進している各地区の市街地再開発組合には、事業実施のための補助金等の執行を行いました。さらに、生物が生息できる環境づくりのため、*ビオトープ推進地区や水辺の整備を計画的に進めることができました。

「IV にぎわいと魅力あふれるまち」では、「空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例」に基づき、美化意識の啓発、美化清掃活動の推進を行い、散乱ごみの減少に努めています。

また、平成10（1998）年には、中小企業の振興施策を総合的に検討する「産業振興会議」を設置し、商工施策全般の見直しを行いつつ、逐次提言を得て施策に反映してきました。

「V 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち」では、基本計画（前期）の主要事業である環境行動指針の策定及び*ISO14001の認証取得が、予定どおり完了しました。また、清掃事業の区移管については、円滑に実施することができ、可燃ごみの収集回数を減らし週1回の古紙回収の日を設けることにより、資源回収体制を整えました。

「VI 構想の推進のために」では、平成12（2000）年4月、*特別区制度改革が実現し、特別区は法的にも一般の市と同様の基礎的自治体となりました。

***土地信託**

信託銀行に一定期間、土地所有権を移し、賃貸建物の建設を任せ、その収益から配当を受けるしくみ。

***介護保険制度**

40歳以上の国民全員が加入して保険料を支払い、要介護者に介護サービスを提供するしくみ。サービスの対象者は、65歳以上の痴呆や寝たきりなどの高齢者と、40～65歳の老化を伴う病気で要介護者状態になった人の生活を社会的に支援することを目的として平成12（2000）年4月より導入された制度。

この改革によって、名実ともに区民に身近な自治体として、地域の実情にあったきめ細かな行政サービスの展開が可能になりました。効率的な区政運営の推進としては、平成10（1998）年度に「開かれた区政推進計画」の抜本的な見直しを行い、区有財産の積極的な活用の一つとして、淀橋第二小学校跡地の*土地信託事業に着手するなど、行財政改革に取り組みました。

このように、*介護保険制度への対応や清掃事業など新たな施策を含め、区民生活に密接に関連する施策については概ね計画どおり実施し、その成果も上がっています。

一方、この間の社会経済状況の大きな変化の中で、さらに充実が求められている施策としては、多様な保育サービスなどの子育て支援の充実、健康・生活の不安などに対する安全・安心のしくみづくり、緑化の推進などの環境に配慮したまちづくり、魅力ある学校づくりなどの教育環境の整備などがあげられます。

今後、区は主体性と責任を持ちながら、行政の主な役割を、これまでの直接的なサービス提供中心のあり方から総合的なコーディネート機能を重視したあり方へと転換するとともに、安定した区民生活を保障するためのしくみをつくっていきます。

後期基本計画では、区民、事業者、団体などと行政の協働のしくみづくりを視野に入れた事業展開を図り、協働の輪を様々な分野に広げることにより、より豊かな地域社会を築いていきます。

○ **計画事業実績** (単位：百万円)

事業量	前期計画	前期実績
I 健康でおもいやりのあるまち		
32事業	12,513	12,401
II ともに学ぶ文化とふれあいのあるまち		
46事業	12,499	8,779
III 安全で快適な、みどりのあるまち		
42事業	26,279	19,299
IV にぎわいと魅力あふれるまち		
11事業	555	321
V 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち		
10事業	2,260	2,850
VI 構想推進のために		
6事業	25	148
合計		
147事業	54,131	43,798

前期（平成10～14年度）実施率 80.9%

計画 54,131百万円 実績 43,798百万円

※平成14年度は予算額



計画の方向

21世紀の新宿区の確かな礎を築くために「重点的に取り組む」計画の方向

基本計画では、基本構想の趣旨を踏まえ、分野別体系（I章～VI章）により、計画内容を定めています。

ここでは、今後5年間において、基本構想に掲げる新宿区の将来像の実現に向け、「重点的に取り組む」計画の方向として6項目を設定し、積極的な施策の展開を図ります。

- 1 ともにささえ合う地域福祉
- 2 安全なまち、安心できるまち
- 3 地域でつくる、環境にやさしく美しいまち
- 4 区民と行政のパートナーシップによるまち
- 5 生きる力をはぐくむ教育
- 6 新たな区政運営のしくみづくり

1

ともにささえ合う地域福祉

【新たな潮流】

我が国人口の少子・高齢化は極めて急速に進んでおり、21世紀の半ばには、3人に1人が65歳以上になると予測される中、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、行政が利用者に対してサービスを決定する「措置制度」から、利用者が事業者と対等な関係に基づき、サービスを選択する「利用制度」へとサービス提供のしくみが大きく変わりました。

また、「一人の女性が生涯に産む子供の数」を表す合計特殊出生率は、平成13（2001）年では、国においては、1.33の水準で推移するとされていますが、区における平成12（2000）年の合計特殊出生率は0.83となっています。人口の水準を維持するには、2.1程度の出生率が必要とされていることからすると、少子化は深刻な状況が続きます。

【重点的に取り組む計画の方向】

子どもを生き育てることに夢が持てる環境を整備します。

- ・ 多様な保育サービスを充実させることにより、子育てと仕事が両立できる環境の整備を図っていきます。また、地域社会全体で子育てへの支援ができるしくみをつくります。
- ・ いじめや不登校、児童虐待など、子どもや青少年をめぐる諸問題に対し、家庭・地域・学校が連携しながら、社会全体として取り組んでいきます。

健康づくりと高齢者の生きがいを支援します。

- ・ 健康寿命の延伸や生活の質の向上を確保できるよう、それぞれの世代、状態、環境に対応した健康づくりメニューを自助・共助・公助の役割を見極めながら整備し、区民の主体的な活動を支援し、その促進を図ります。
- ・ 元気な高齢者がその豊富な知識と経験を生かし、地域活動を通じて自己実現が図れるよう社会参加や能力活用を支援する施策を展開します。

障害者の自立と社会参加を支援します。

- ・ 障害者の自立と社会参加については、様々な就業機会の拡充や社会活動への参加方策を検討しながら、総合的な社会生活充実への支援を推進していきます。

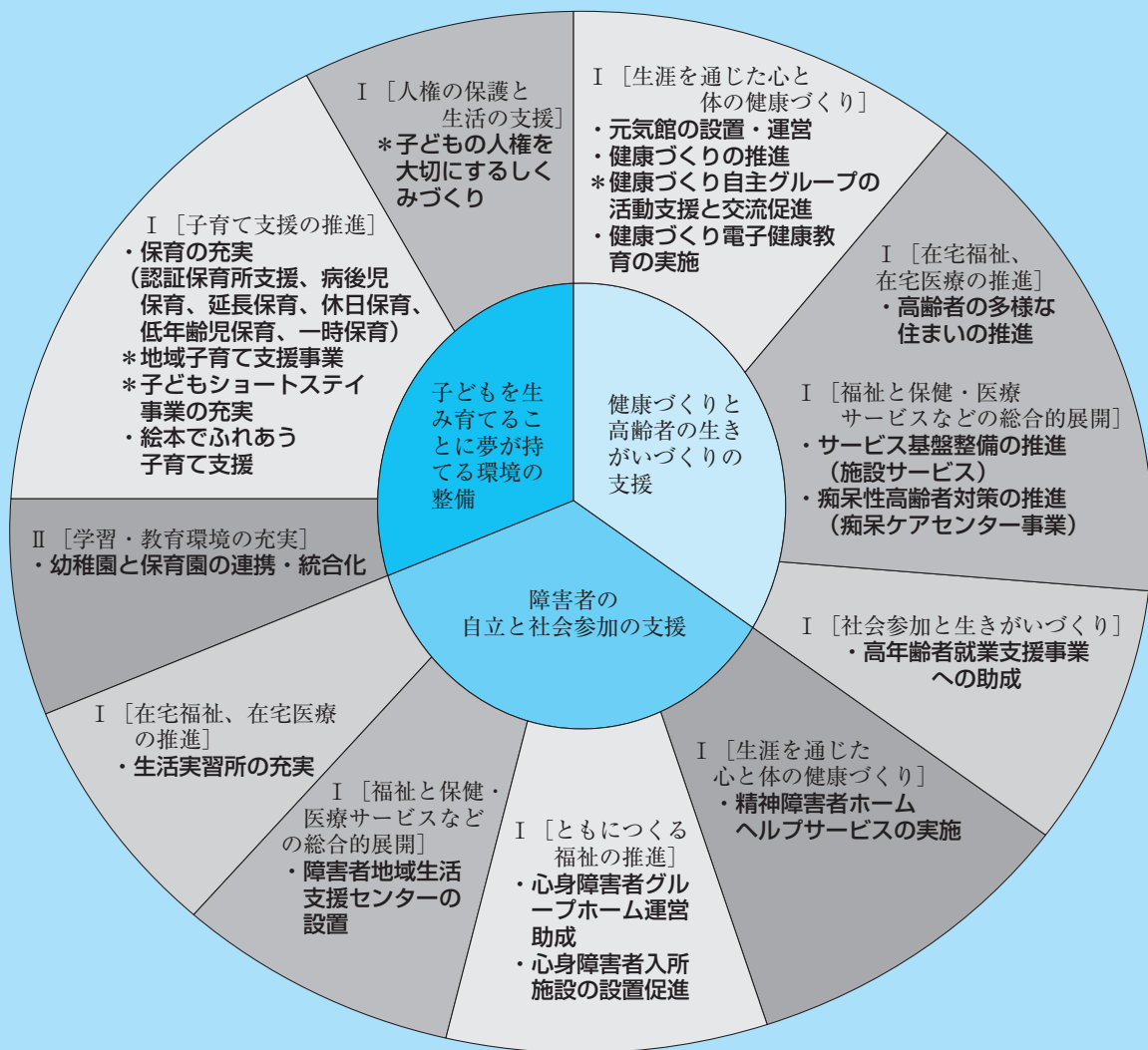


〈イメージ図〉

ともにささえ合う地域福祉

I 章 健康でおもいやりのあるまち

II 章 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち



[] は、後期基本計画・施策名
 事業は、主な新規・拡充事業
 *は、区民等との協働により
 取り組む事業

***セーフティーネット**

想定される危険に対する保護のしくみ。伝統的には保険制度がセーフティーネットに該当する役割を果たしてきたが、昨今では社会的に広く安全網を準備する意味に使われている。

***バリアフリー**

高齢者や障害をもつ人などだれもが安全かつ支障なく行動できるように、施設、道路、駅、住宅、設備機器などの改善・整備を行うこと。床の段差の解消、手すりやエレベーターなどの設置。

2 安全なまち、安心できるまち

[新たな潮流]

企業倒産や失業、年金や医療・介護など社会に不安が高まっています。これらの不安に対し、安心感を与える*セーフティーネットの存在がクローズアップされ、社会保障のあり方など行政の果たすべき役割を問いかけています。

また、*バリアフリーについても、平成12（2000）年5月、交通バリアフリー法が成立するなど、安全や安心感を与えるうえで、さらに重要性を増しています。

一方、阪神・淡路大震災の教訓を風化させないためにも、災害に強い安全なまちづくりへの取組が改めて要請されています。

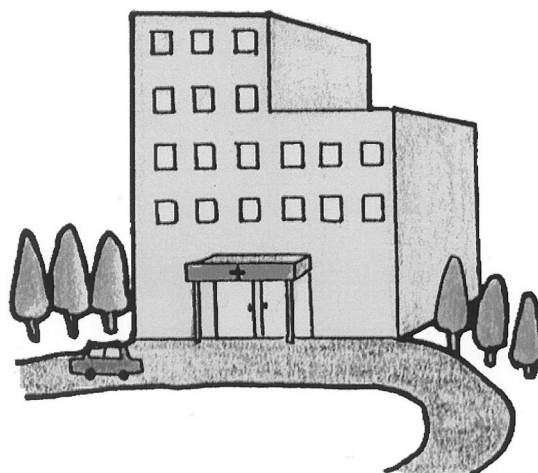
[重点的に取組む計画の方向]

誰もが安全、安心して暮らせるまちをつくります。

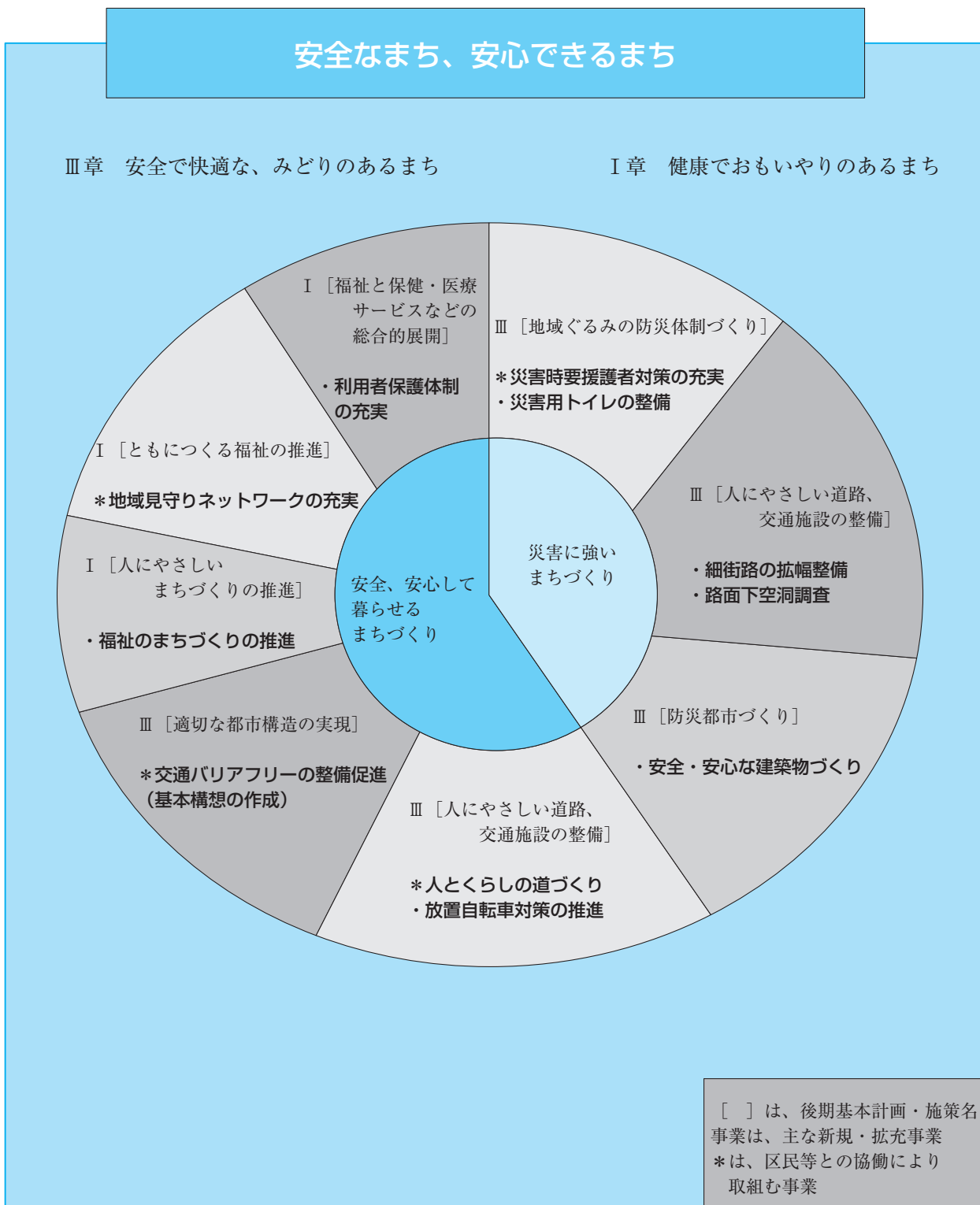
- ・ 区民、事業者と協力して、建物や道路の段差など、物理的な障壁の解消に努めます。
- ・ 区民が抱えている健康や生活に関する不安に対して、安心感を与えることは区政の責務です。誰もが安心して地域社会で暮らせるしくみをつくります。
- ・ 子どもや高齢者をはじめとする、区民の安全を確保するため、道路や交通安全施設の整備を推進します。

災害に強いまちをつくります。

- ・ 地域ぐるみの防災体制をつくるには、区民・事業者と区がそれぞれの役割を分かち合うとともに、協働することが必要です。地域の主体的取組を推進するとともに、地域と地域の事業所との連携を推進していきます。
- ・ 対象地域を重点化し、防災面に比重をおいた様々な手法を用い、老朽木造住宅の建替えや道路、公園等の整備を進め、都市の防災機能を高めていきます。



〈イメージ図〉



***温室効果ガス**

地球から宇宙へ逃げていく熱の一部を地表に戻し、温室のように地球を暖める効果をもたらす気体。二酸化炭素、フロン、メタンなど。

3 地域でつくる、環境にやさしく美しいまち

[新たな潮流]

21世紀は環境の時代といわれています。温暖化や酸性雨等地球規模の環境問題が深刻さを増しており、これまでの経済活動やライフスタイルの見直しが迫られています。

とりわけ、地球温暖化防止京都会議で、二酸化炭素等の*温室効果ガス削減目標が定められたことなどを踏まえて、地球環境を守るための取組が推進されています。

[重点的に取組む計画の方向]

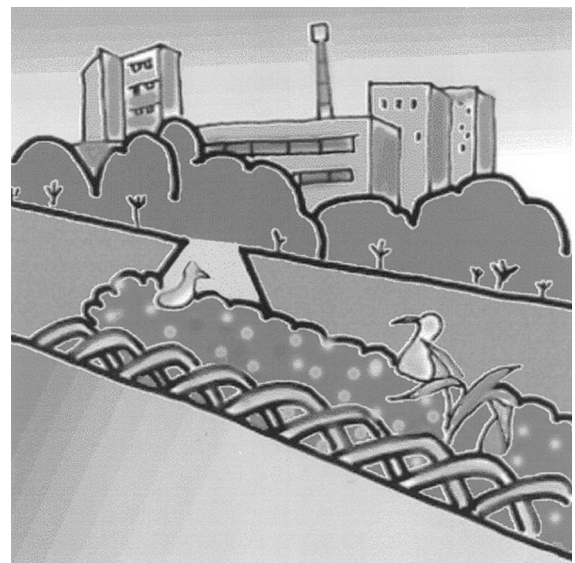
清潔で、みどり豊かな美しいまちをつくります。

- ・ 区、区民、事業者が役割分担しながら相互に協力し、環境美化・環境衛生対策をより身近なものにとらえ、清潔で快適な都市環境づくりを推進します。
- ・ 区、区民、事業者等がかげがえのない自然やみどりをともに守り、育て、つくりだしていくシステムづくりを推進していきます。

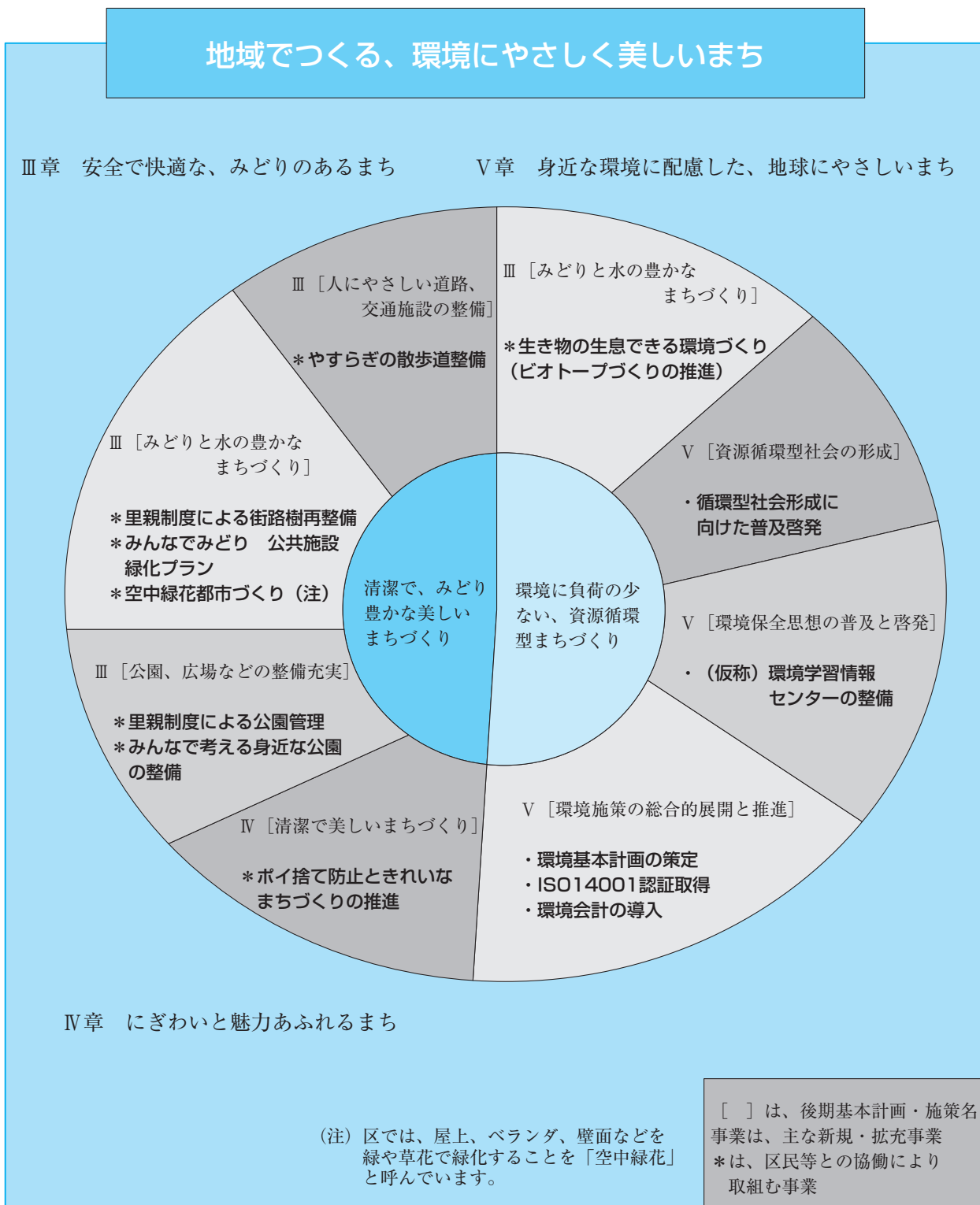
環境に負荷の少ない、資源循環型のまちをつくります。

- ・ 環境に関する国際認証取得をはじめ、区民・事業者とともに、環境に配慮した生活・事業活動を目指します。
- ・ 環境問題は地球規模の課題であると同時に、地

域での取り組みが不可欠であることから、区民、事業者、行政が、枠を越えて幅広く連携し、区民や事業者が環境について学ぶとともに、環境に負荷の少ない資源循環型社会実現のために行動できるように、しくみづくりを進めます。



〈イメージ図〉



*NPO

行政や民間企業に属さず、まちづくりなどの住民主体の公益的活動をする非営利の民間組織。

4 区民と行政のパートナーシップによるまち

【新たな潮流】

住民の自治意識の高まりや、平成10（1998）年3月、非営利の住民活動を支援する特定非営利活動促進法（NPO法）の制定により、自発的に地域の課題に取り組もうとする住民活動が活発になっています。従来の行政主導型から、住民、事業者、*NPOなどと行政が協働・連携した新たな自治体経営が求められています。

【重点的に取り組む計画の方向】

区民とともに協働のまちを築きあげます。

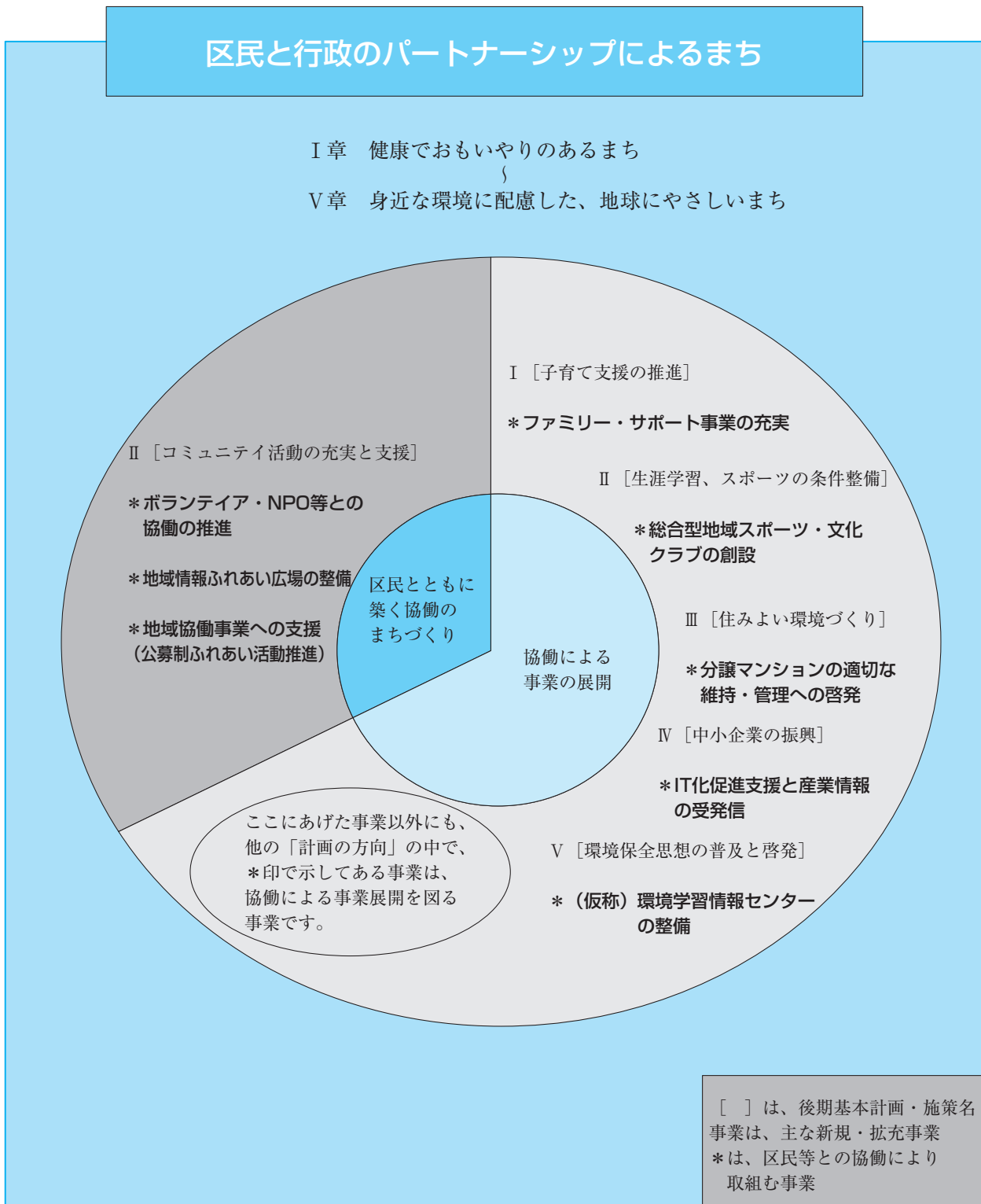
- ・ これまでの地縁組織や関係諸団体との信頼関係を基礎として協働に対する共通の認識を深め、団体等の自立化を尊重しつつ、新宿区の地域特性を最大限に生かした協働を推進します。

協働による事業を展開します。

- ・ 健康づくりや福祉、防災、公園、教育など、様々な分野で、パートナーシップによる事業を展開します。



〈イメージ図〉



5

生きる力をはぐくむ教育

【新たな潮流】

新学習指導要領に基づく教育課程や完全学校週5日制が実施され、学校教育のあり方や地域での取組が問われています。こうした中で、これからの時代を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するためには、児童・生徒の自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、学校、家庭、地域が密接な連携を図り、望ましい学習・教育環境を整備していく必要があります。

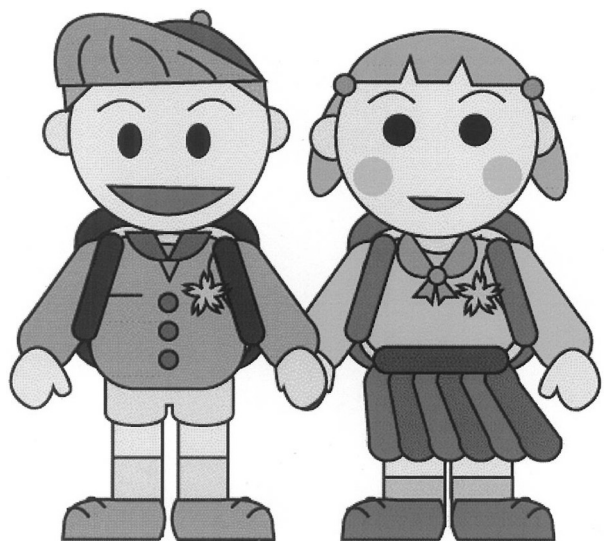
【重点的に取組む計画の方向】

地域ぐるみで21世紀を担う子どもたちを育てます。

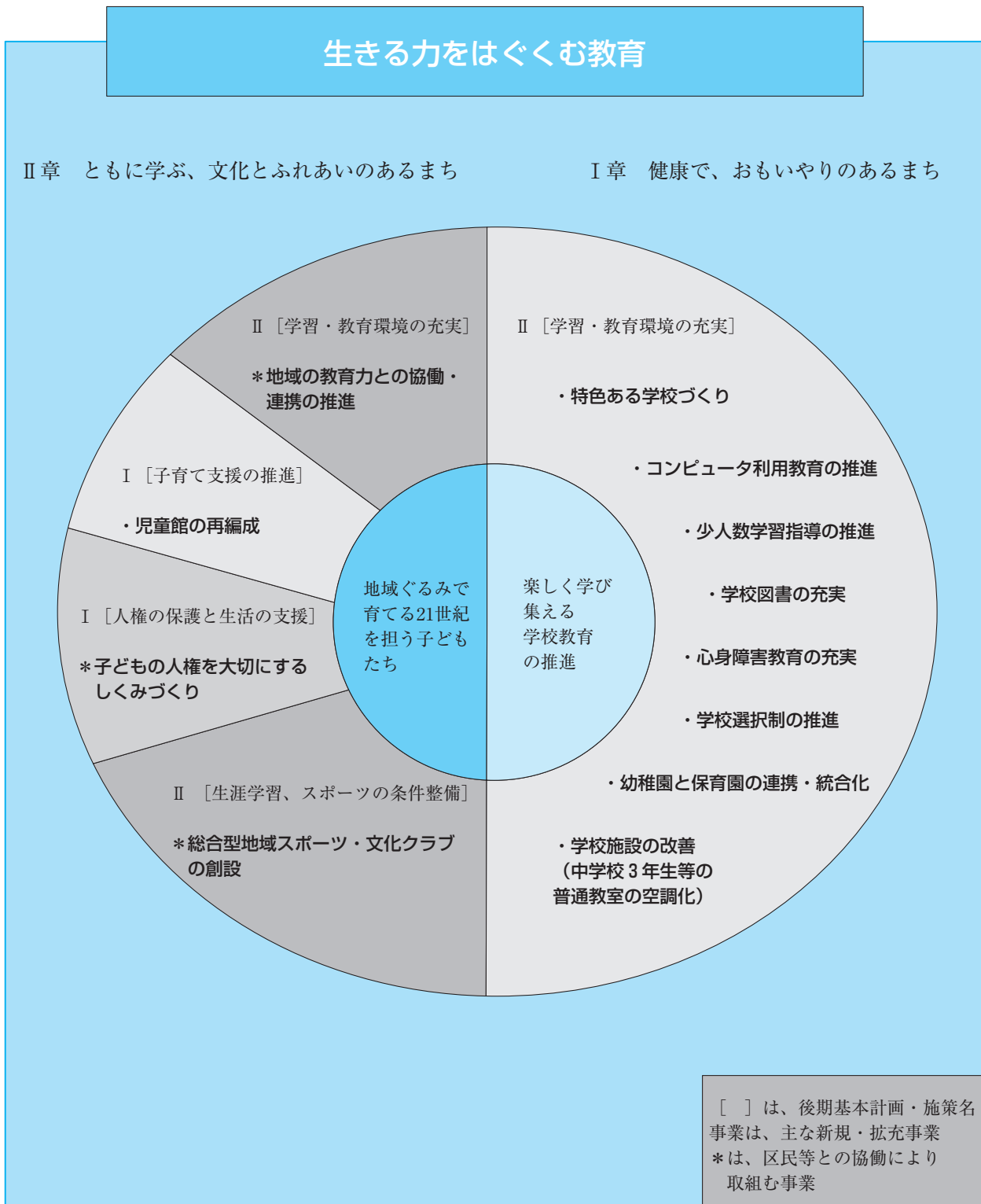
- ・ 完全学校週5日制など、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、児童・生徒の健全育成のため、地域ぐるみで取り組むしくみをつくります。

楽しく学び集える学校教育を推進します。

- ・ 子どもたちの「生きる力」を育み、社会の変化に柔軟に対応できるよう魅力ある学校づくりや教育内容の充実に努めます。また、多様な体験活動の場の充実や地域人材の活用による地域社会に開かれた特色ある学校づくりを進めます。



〈イメージ図〉



6

新たな区政運営のしくみづくり

【新たな潮流】

地方分権の時代を迎え、厳しい財政状況の中でも、新宿区が都心区としての地域特性や創造性を発揮し、魅力と活力あるまちとしていくためには、法令や基準に重きをおいた従来の「行政管理」から、あらゆる資源を活用して効果的、効率的に公共サービスを提供する「自治体経営」の視点からの区政運営が求められています。

「暮らしやすさと、賑わいのある、魅力あふれるまち」を目指し、多様な主体の参加による共生・協働の地域社会づくりに向けた、新たな区政運営のしくみづくりが必要です。

【重点的に取組む計画の方向】

透明な区政の実現と、皆で支えあうためのしくみづくり

- ・ 区民に対して区政の情報提供の充実や説明責任の明確化を図り、地域の問題について地域住民が意見交換できるよう、区民参加のシステムの構築を推進します。
- ・ 区、区民、事業者等の地域の各主体による協働と連帯により、時代の要請と区民ニーズにより適合した公共サービスの供給態勢の整備に努めます。

より簡素で効率的な事業展開と、時代の変化を先取りする区政の実現

- ・ 優先度に基づく事業の選択と重点化により、施

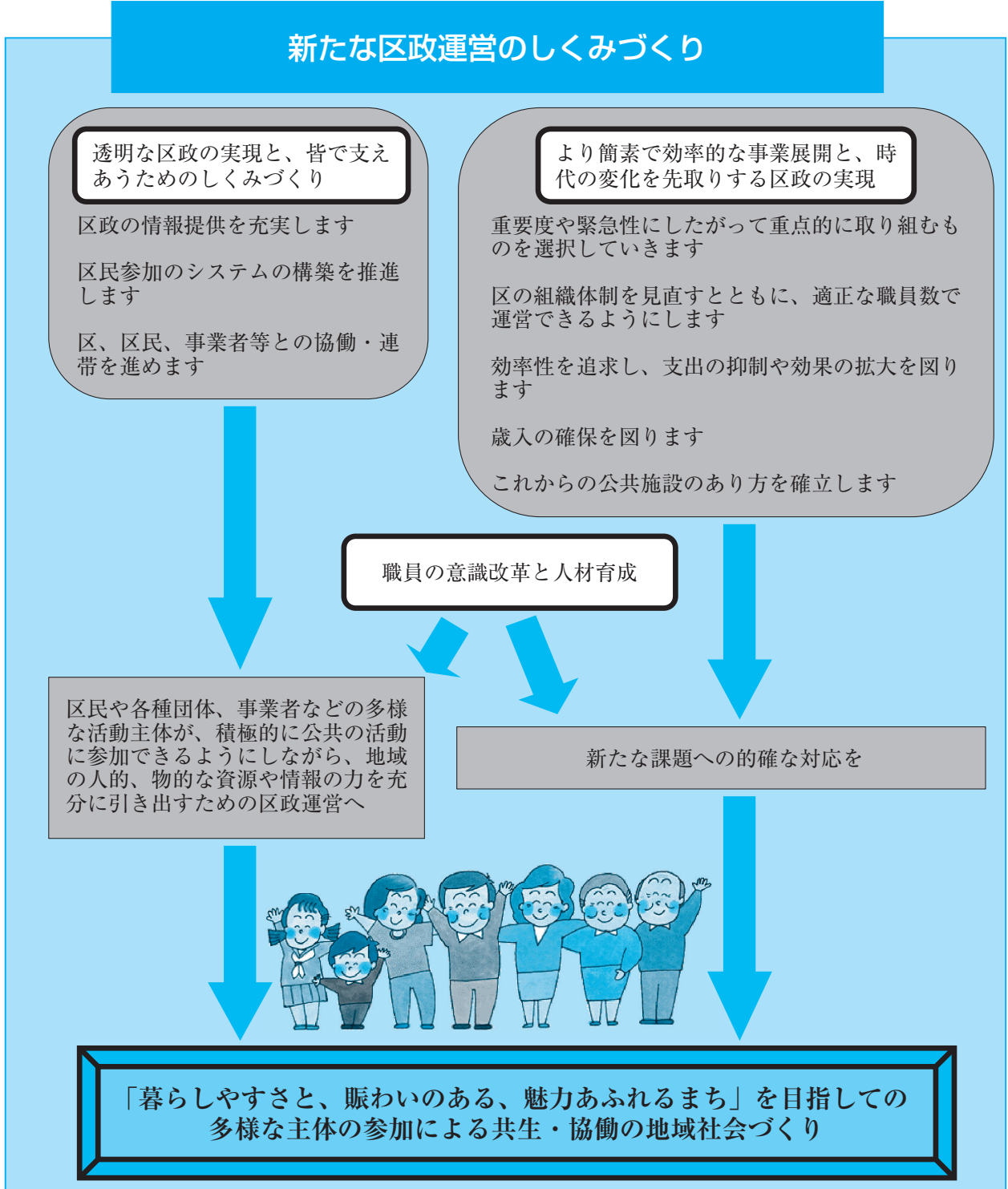
策の再構築を行います。

- ・ 区の組織体制を見直すとともに、適正な職員数で運営できるようにします。
- ・ 事務事業の効率性をさらに追求し、財政規模の適正化に努め、区民ニーズの変化に応じた事務事業の見直しによる廃止、縮小等の整理統合を行います。
- ・ 区税等の収入率の向上や受益者負担のさらなる適正化などにより、歳入の確保に努めます。
- ・ これからの新宿区に相応しい施設のあり方について、検討を進めていきます。

職員の意識改革と人材育成

- ・ 熱意と政策形成能力豊かな職員づくりに向け、意識改革と人材育成を図ります。

<イメージ図>



イラスト：有限会社秋田メディアネットのフリー素材

計画の各章の構成（凡例）

1 基本構想について

IV計画の内容では、新宿区基本構想（平成9年3月策定）の考えを改めて確認するため、各章の施策レベルでの大き

な項目ごとに、基本構想の該当箇所を転記しました。

2 計画の内容について

各章ごとに、現基本計画の〔現況と課題〕〔長期目標〕〔施策の方向〕をふまえて作成しました。

- ・〔現況と課題〕は、区民生活および区政を取り巻く現況、問題点等を明らかにし、今後の課題を導いています。
- ・〔長期目標〕は、現基本計画において、基本構想を踏まえ平成10年度からの10年間を見据えた目標であるため、原

則として変更するものではありませんが、法令の改正や特別区制度改革の実現等によりすでに達成されたような場合、現基本計画の内容を改めました。

- ・〔施策の方向〕は、長期目標を達成するための、5年間の施策とその方向を示しています。

3 指標について

各章の施策の方向ごとに、「施策実現に関する指標」を掲載しました。

指標は、事業量の大きさを表す指標（アウトプット指標）だけでなく、最終的に地域社会に及ぼす質的な成果を表す

指標（アウトカム指標）も選びました。

（この指標の目標達成は、行政だけの努力で実現するものではなく、区民・事業者・団体などの協働によって実現できるものです。）

細街路の全体整備率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 0.7%	(14年度) 4.9%	(19年度) 9.4%

定義：細街路（区道＋私道）の整備累積延長/総延長

- ・基準値は、その指標での過去の基準時点の実績値です。
- ・目標値は、後期基本計画の目標値で、数値で示すものと方向性を矢印で示すものがあります。
- ・施策実現に関する指標の中には、現在の状況を示し、その推移をみていくもの（目標値－）があります。

4 施策の体系について

施策の体系では、施策の方向をわかりやすく説明するため、小項目（事業のかたまり）ごとに「主な内容」を示し

ました。

3—3 快適な生活環境づくり←大項目（施策レベルでの大きな項目）

2 人にやさしい道路、交通設備の整備 ← 中項目

(1) 生活道路の整備 ← 小項目（事業のかたまり）

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。

*ライフステージ

人間の一生を段階的に区分したもの。一般的には、幼児期、少年期、青年期、壮年期、老年期に区分されます。ライフステージによって異なる身体的、精神的状態に配慮し、それぞれの要望に対応する保健、医療、福祉などの環境の整備が求められています。

第1章 健康でおもいやりのあるまち

1—1 心と体の健康づくり

〔基本構想〕

健康は、区民が幸せな人生を送るうえでの基本です。自分の健康は自分で作り、守るという意識を深めながら、医療機関、地域の保健医療団体などとの連携のもとに、生涯を通じた心と体の健康づくりを進めます。

〔現況と課題〕

心と体が健康であることは、区民が幸せな人生をおくるうえでの基本です。

生活水準の向上、医療技術の進歩、社会保障制度の充実などにより、平均寿命は飛躍的に伸び、人生80年時代を迎えています。長寿社会の到来により、加齢に伴う心身両面の健康と生きがいのある活動的な生活について、人々の関心が高まっています。生涯を通じていきいきとして豊かな生活を過ごすためにも、また、地域社会の活力を維持、発展させるためにも、健康づくりを進めていくことはますます重要になっています。

平成12（2000）年度には要介護高齢者等を社会全体で支えるしくみづくりとして介護保険制度が導入され、高齢者へのサービスの提供形態が変わりました。それとともに、できる限り自立していきいきと生活を営むための基本である健康づくりへの関心がさらに高まっています。

5年後の新宿区では、区民のおよそ5人に1人が65歳以上の高齢者となることが予測されています。これまで、高齢者というと、経済面や健康、社会活動など様々な面において「社会的弱者」という印象

で見られがちでした。しかし、近年では、心身ともに健康で、現役世代と同じように活躍している高齢者も少なくありません。今後は、自らの高齢期を積極的にとらえ、豊かな生活を自ら設計、選択しようとする高齢者が増加するものと思われます。より自由な立場を生かして、働き、楽しみ、地域社会に貢献するなど、様々な形で社会的に活躍することがこれからの高齢者には望まれており、そうした活動の基盤となる健康づくりは、重要となっています。

一方、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧など喫煙や食生活、運動などの生活習慣に起因したいわゆる生活習慣病は依然として増加傾向にあり、高齢期に要介護状態となる大きな要因となっています。また、多様で複雑化した社会生活の中で、ストレスや不安感などが増大しており、神経症やうつ病、心身症のほか、睡眠障害、アルコール依存症、摂食障害など心の病の拡大が問題となっています。さらに、育児不安や育児ストレスによる育児放棄や虐待などの問題から、子供の健やかな発育を確保する環境づくりが、求められています。子どもの世界においても、いじめや不登校など、深刻な問題が広がっており、様々な視点から心身の健康への関心が高まっています。

このような状況の中で、区民一人一人が自分の健康は自分で作り、自分で守るという意識を深めながら、それぞれの状態に適した主体的な健康づくりを進めることが必要です。健康は短期間で培われるものではなく、区民一人一人がそれぞれの*ライフステージにおいて、健康についての正しい知識をも

***ボランティア活動**

個人が自発的に決意・選択し、人間の持っている潜在的能力や、日常生活の質を高め、人間相互の連帯感を高める活動。

***BSE（牛海綿状脳症）**

牛の脳がスポンジ状に変化し、起立不能等の症状を示す悪性の中枢神経系の病気。プリオンというたんぱく質細胞の異状化が原因と考えられます。（「狂牛病」）

***ハウスダスト**

室内のごみ、ほこり。

***かかりつけ医**

普段からかかっている地域の診療所または医院。（ホームドクター）

***老人保健施設**

病状が安定し、入院治療の必要はないが、リハビリテーション、看護、介護などを必要とする高齢者のための施設。病院と家庭の中間に位置する施設。

ち、栄養、運動、休養のバランスのとれた健康的な生活習慣を確立することが重要です。

これからの健康づくりは自立していきいきと生活できる期間いわゆる健康寿命の延伸を重視した施策の展開が必要となります。特に生活習慣に起因する様々な疾病の予防対策を強化するとともに、子どもの良好な育成環境の確保についても健康づくりと位置付け、総合的な施策の推進が望まれます。

国では、健康増進と発病予防に重点を置き、要介護の高齢者等を減少させ、健康寿命の延伸を図るため、「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を進めており、区でも「新宿区健康づくり行動計画」を作成します。

健康づくりにおいては、自助、共助、公助の理念に基づき区民がそれぞれの状況に応じて自ら選択し、身近なところで主体的に取り組めるような環境づくりを進めるなどきめ細かく支援していくことが必要です。

今後の高齢社会においては、高齢期を迎えても、生きがいをもっていきいきと生活することができるよう、高齢者本人の自立志向を尊重し、予防的な視点を含めた、元気な高齢者のための社会参加のしくみづくりが重要です。*ボランティア活動やいきがいを高めるための様々な活動への支援が求められています。

一方、ねたきりや痴呆は、積極的な健康づくりや早期発見・早期治療、リハビリテーションなどにより予防や悪化防止ができるとされています。今後は、こうした取組によって、要介護高齢者を減少させていくことが重要です。

一層複雑化している現代の心の病については、個々人の努力に加えて社会的な支援が重要となっています。保健や医療ばかりでなく教育や心理などの専門領域を含む総合的な体制のもとに新たな対応策を検討することが求められており、心の健康づくり

の一層の充実を図っていくことが必要です。

このほか、精神障害者の社会復帰と自立支援、近年、再び増加の気配をみせている結核、またアレルギー疾患や感染症対策、疾病や障害をもつ者への自立支援など、区民の様々な状況に応じた健康問題への対応が求められています。

近年の区民を取り巻く食生活では、輸入食品の増大や遺伝子組み替え食品、食中毒、*BSE（牛海綿状脳症）を始めとする安全性への疑問、不信など区民の健康に不安を与えるような問題も生じています。さらに、マンションでの給水施設の劣化による飲料水の水質低下や、部屋の高気密性に起因するカビ、ダニ、*ハウスダストによるアレルギー疾患の増加、新材材などを原因とするシックハウス症候群など生活環境衛生改善への取り組みが必要とされています。

こうした区民の不安を解消し、だれもが快適な生活を過ごせるよう、区民への食品衛生に関する知識の普及啓発を進める必要があります。また、生活環境衛生の改善を推進し、うるおいのある住環境を実現する必要もあります。

多くの人は、加齢によって心身の機能が低下しても、可能な限り住み慣れた家や地域で生活を続けたいと希望しています。

こうした中で、だれもが、いつでも、どこでも適切な保健・医療サービスが受けられるよう、家庭や地域に密着した医療体制づくりが求められています。

このため、*かかりつけ医・歯科医機能の推進や保健師活動の充実、病院と地域の診療所との役割分担の明確化、保健・医療機関の連携により、疾病の予防・治療・リハビリ等について、地域の包括的な保健・医療体制を充実することが必要です。また、地域リハビリテーション体制については、*老人保健施設の整備だけでなく、虚弱高齢者等へのリハビリ機能を含めた、包括的な体制整備に取り組んでいく必要があります。区民それぞれの需要に応じて

一貫したサービスが受けられる体制を確立することが必要です。

〔長期目標〕

- 1 自分の健康は自分でつくり、自分で守るという意識を深めながら、各世代の必要に即した主体的な健康づくりを進め、「ねたきりゼロ」を目指します。
- 2 心の病に対する社会的な支援のため、保健、医療、教育、心理などの専門領域を含む総合的な体制のもとに、新たな対応策を検討していきます。
- 3 生活環境衛生を推進し、うるおいのある健康生活の実現を目指します。
- 4 地域の包括的な保健・医療体制を充実し、区民の需要に応じて一貫したサービスが受けられる体制の確立を目指します。

1 生涯を通じた心と体の健康づくり

〔施策の方向〕

- (1) それぞれの世代等に対応した健康づくり

区民が生涯を通じた健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、それぞれの世代、状態、環境に対応した健康づくりメニューを自助・共助・公助の役割を見極めながら整備します。また、医療機関等との連携により、区民の主体的な活動の支援とその促進を図っていきます。特に区民の日常生活における食生活、運動、休養等に対する健康的な生活習慣の確立に取り組んでいきます。

これからの健康づくりでは、健康寿命の延伸に力を入れた健康増進のための施策を積極的に展開していきます。

(2) 心の健康づくりの推進

心の健康問題についての相談・指導体制の強化を図り、不登校やいじめなどにかかわる子どもの心の問題への対応を始め、精神障害者の社会復帰支援など、それぞれの世代の心の健康づくりを推進します。

(3) 生活環境衛生の推進

食品衛生についての正確な情報を提供するとともに、健康を増進する住まい方の普及など、生活環境衛生を推進し、うるおいのある健康生活の実現を目指します。

〔施策実現に関する指標〕

健康寿命の延伸(歳)

	基準値	現状値	目標値
(12年度)			(19年度)
男	76.2歳	————	76.6歳
女	81.5歳	————	82.0歳

定義：平均寿命に対して自立した生活が送れる期間

2 地域保健医療体制の整備

〔施策の方向〕

心と体の病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションなど、区民それぞれのニーズに応じて一貫した保健医療サービスが受けられる体制の充実を図るため、適切かつ迅速な保健医療情報の提供をするとともに、区民自らが選択し行動できる環境づくりを進めていきます。

また、かかりつけ医やかかりつけ歯科医の普及、地域における保健師活動を通じて、必要な保健医療サービスが必要な時に受けられるよう支援を強化していきます。

医療機能の整備については、病院と診療所の役割

分担と連携による医療体制づくりを進めます。

〔施策実現に関する指標〕

かかりつけ医をもつ者の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 63.0%	(14年度) ————	(19年度) ↗

定義：40～64歳の調査でかかりつけ医を持つ者の割合

かかりつけ歯科医をもつ者の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 60.1%	(14年度) ————	(19年度) ↗

定義：40～64歳の調査でかかりつけ歯科医を持つ者の割合

1-1 心と体の健康づくり

1 生涯を通じた心と体の健康づくり

(1) それぞれの世代等に対応した健康づくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容

生活習慣に起因する様々な疾病の予防対策を強化するとともに、健康寿命の延伸に力を入れた健康づくりを推進します。

(2) 心の健康づくりの推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

精神障害者の社会復帰支援など、それぞれの世代の心の健康づくりを推進します。

(3) 生活衛生環境の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

食品衛生の正確な情報提供と生活環境衛生を推進します。

2 地域保健医療体制の整備

(1) 地域保健医療体制の充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

必要な保健医療サービスが必要な時に受けられるよう支援を強化します。

〔基本構想〕

子どもや高齢者、障害をもつ人を始め、すべての区民が、家庭や地域の中で、健康で豊かな生活をおくることができるように、在宅サービスを中心にした福祉の充実を図ります。

そのためには、だれもがいつでもどこでも必要な福祉サービスが受けられるしくみを整え、様々なライフステージやライフスタイルに対応した福祉サービスの提供を進めます。

〔現況と課題〕

わが国では、世界でも例をみない速さで高齢化が進行しています。また、晩婚化や未婚率の上昇などにより少子化も進んでおり、少子・高齢社会に適切に対応できる社会システムの充実が急務となっています。特に今後は、厳しい財政環境のもとで、少子・高齢化に伴い発生する行政需要に的確に対応していくことが求められており、区政にとって大きく深刻な課題となっています。

新宿区においては、他区に比較しても高齢化の進行が著しく、5年後の平成19（2007）年には、65歳以上の高齢者は区民の19.8%に達するものと予測されています。しかも、75歳以上の後期高齢者の増が見込まれており、ねたきりや痴呆などの要介護者が増加するものと見られています。また、障害をもつ中高齢の人の増加に加え、介護にあたる家族の高齢化も進んでいます。

一方、急激な高齢化と同時に、家族規模の縮小、高齢者と子ども世帯との別居志向の高まりなど、家族の変化が急速に進んでおり、従来の介護や育児を家族で支える機能は一段と低下していくものと考えられます。

このため、介護を必要とする高齢者や障害をもつ人とその家族を社会全体で支援していくしくみとして平成12（2000）年度から介護保険制度が始まりました。さらに、高齢者や障害をもつ人が住み慣れた地域で、必要なサービスを利用しながら、持てる能力を発揮し、人としての尊厳をもって安心していきいきと暮らしていけるようにしていくことが求められています。

高齢になっても健康で元気に暮らしていくためには、健康づくりへの取組はもとより、要支援・要介護状態になることの予防を目的とした保健福祉サービスを高齢者の状況に応じて総合的に調整し、サービスの受給につなげることが重要です。万一ねたきりや痴呆などにより介護を必要とする状態になった場合は、日々の営みや人間関係を形成してきた住み慣れた地域で生活を継続できるように、在宅介護を中心としたサービスの充実が必要です。

また、社会福祉基礎構造改革の流れを受け、サービスの提供方法が措置から利用制度へと変わり、利用者が安心してサービスを選択し、利用するために、利用者への支援や利用者の保護が一層重要となっています。相談体制については、利用しやすい相談窓口が地域の身近なところにあること、そこでは一人一人の心身の状況にあった保健・医療・福祉のサービスが的確に提供され、状況に変化があれば柔軟に対応できることといった視点で利用者本位のサービスを構築することが緊急に求められています。

また、介護サービスについては、高齢者等の自立を支えるという視点からのサービス提供を重視することが大切です。

本人の自立度を高めるには、家庭に閉じこもりがちな高齢者等が、身近なところで身体機能を維持、

*ノーマライゼーション

高齢者や障害をもつ人などは、ハンディキャップをもつ人が特別視されることがなく、地域や家庭で普通に生活できる社会をつくる必要があるという考え方。

回復するためのサービスの充実が重要です。介護を必要とする高齢者等の在宅での日常生活を支えるため、生活の各場面に対応して、きめ細かな在宅サービスが総合的に提供される体制を整備していくことが必要です。また、身体機能の低下や障害があっても無理なく安全に生活できる設備・構造を備えた住宅の確保が重要であり、バリアフリーに配慮した居住条件の改善が求められています。

高齢者にとって、長年住み慣れた自宅で親しい人たちと交流しながら生活することは大きな安心感につながります。しかし、現実には、在宅介護の基盤である住宅の確保や改善が十分でないことや高齢者のみ世帯も多いことから、在宅での介護が困難な場合もあり、特別養護老人ホーム等への施設入所を希望する高齢者も多く見られます。通所施設とサービス体制の整備を進めるとともに、入所施設の整備についても需要に即した対応が必要となっています。

一方、高齢者や障害をもつ人がサービスの受け手としてだけでなく、サービスの担い手として積極的に社会参加し、様々な人々との交流を深めることは、高齢者や障害をもつ人の生活を充実させるとともに、地域社会の活力の維持・発展につながるものです。*ノーマライゼーションの理念を踏まえすべての人たちが自立した生活が営めるようにするとともに、社会参加の促進が大きな課題となっています。このため、社会参加や就労の機会を充実し、地域の中でいきいきと生活できるようにすることが必要です。

新宿区では高齢化の進展とともに少子化の進行も顕著です。

少子化の要因・背景として、未婚率の上昇や結婚年齢及び出産年齢の上昇、人々の意識の変化や生活スタイルの多様化などに加え、経済的・社会的環境の変化も指摘されています。核家族化の進展等により、現代の若い親たちの多くは、自分の子どもが生まれるまで、乳幼児と接触する機会や経験に乏しく、

このことが子育てへの不安感、孤立感にもつながっています。また、近年は子育てをしながら働きたいと思う女性が増えています。女性が家事や子育てを担うことが多く、仕事との両立に困難が伴っています。さらに、保育所等の子育てを支えるサービスは整備されてきていますが、多様化する保育需要との関係ではサービス内容が必ずしも十分なものとはなっていない状況もあります。

結婚するかどうかや子どもをもつかもたないかは、基本的には個人の生き方や価値観に関わることで、次代を担う子どもたちがのびのびと成長できる環境や安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を進めていくことは、社会全体が協力し、支援していくべきことです。子どもを育てていく上での、不安や負担を解消していくために、それぞれの家庭はもとより、地域、学校、事業者、行政等が連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協力し、子育てを支援する必要性が高まっています。

このため、子どもを生み育てたいと願う区民に対し、子育てに対する社会的支援の強化を図ることが必要です。

ここ数年間、民間事業者やNPO等による新たな子育てサービスが展開される中、利用者の利用実態にあった、安心して利用できる子育てサービスの提供がより一層求められています。このため、子育て支援に関する総合的な情報の提供が必要となっています。

また、子どもが健やかに育つためには、魅力ある遊び環境や子どもの居場所づくりなど様々な面からの環境づくりが大切であり、地域における子育てにかかわる総合的な支援体制の強化が必要です。

また、近年、児童虐待への対応が課題となっています。そのため、保健・医療、福祉、教育等の連携による虐待防止のシステムづくりが必要となっています。これらの問題を解決していくために、子ども

*グループホーム
障害をもつ人と世話をする人が一緒に暮らせる福祉施設。

の権利擁護に対する区民の意識醸成を図ることも課題です。

〔長期目標〕

- 1 高齢者や障害をもつ人の社会参加や就労の機会を充実し、生きがいをもって生活と活動を続けられるような環境整備を図ります。
- 2 在宅介護を中心に、自立支援を基本にした介護の充実を図るとともに、在宅サービスと施設サービスの選択性を高め、対象者一人一人の生活と状況に配慮したサービスの提供を目指します。
- 3 子育て世帯の生活と就労の特性を踏まえた、保育需要の多様化に対応した総合的な支援体制の充実を図ります。

1 きめこまかな総合的福祉の推進

〔施策の方向〕

福祉と保健・医療の一体的なサービスの提供

対象者の状態に即したきめこまかなサービスの提供を図るために、総合的な相談体制や情報提供システムを充実します。また、福祉と保健・医療の連携に加え、高齢者、障害者、児童の各部門相互の連携を進めます。

〔施策実現に関する指標〕

ケアプランの満足度(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) ———	(14年度) 54.1%	(19年度) ↗

定義：希望したサービスが入っていた、どちらかといえば入っていたと回答した者の割合/調査回答者（居宅サービス）（高齢者保健福祉施策調査）

医療証交付待ち時間(分)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 40分	(14年度) 10分	(19年度) 5分

定義：特別出張所における申請から交付までの待ち時間

2 在宅福祉、在宅医療の推進

〔施策の方向〕

(1) 住宅の改善

高齢者や障害をもつ人の在宅での生活を支援するための住宅の改善や、*グループホームの整備を進めるとともに、新しい住まい方の検討を進めます。

(2) 訪問サービスの体制の整備

高齢者や障害をもつ人が在宅で生活が続けられるように、介護保険サービスや障害者サービスの充実に努めるほか、地域の見守り体制を図るなど、自立生活を支援する体制を整備します。

(3) 地域の福祉・保健施設の整備

在宅介護を支える通所施設や在宅福祉と連携した特別養護老人ホームなどの入所施設等を、民間活力や既存施設の有効活用等を含めて体系的に進めます。

〔施策実現に関する指標〕

自立継続率(%)

基準値	現状値	目標値
(12年度) 89.6%	(14年度) 88.3%	(19年度) ↗

定義：日常生活において自立を継続できている者/調査回答者

施設整備数(床)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 658床	(14年度) 853床	(19年度) 1,133床

定義：区内特別養護老人ホーム・老人保健施設及び区外における建設助成特別養護老人ホーム

3 社会参加と生きがいづくり

〔施策の方向〕

(1) 地域参加の促進

高齢者や障害をもつ人が自ら進んで地域社会への参加ができるよう環境づくりを進めます。とりわけ、元気な高齢者については、豊富な知識と経験を生かし、地域活動を通して自己実現が図れるよう社会参加や能力発揮のための支援を推進します。

(2) 就労機会の確保

高齢者や障害をもつ人の自立的な就労・就業機会の確保のため、(社)シルバー人材センターや社会福祉協議会などへの支援を進めます。

〔施策実現に関する指標〕

高齢者で生きがいをもって生活している者の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 57.5%	(14年度) ———	(19年度) 62.5%

定義：65歳以上の高齢者で生きがいを持つ者の割合

高齢者で地域活動に積極的に参加している者の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 18.3%	(14年度) ———	(19年度) 23.3%

定義：65歳以上の高齢者で地域活動を積極的にしている者の割合

4 子育て支援の推進

〔施策の方向〕

(1) 保育体制の整備

子育て世帯の生活と就労の特性を踏まえた保育需要に対応するため、民間活力の導入により利用しやすい多様な子育てサービスの安定供給を目指すとともに、保育所については、施設の統廃合による施設規模の適正化を図りながら、総合的で多様な保育サービスの向上に努めていきます。

(2) 地域の支援体制の強化

家庭や地域との連携による子育てを支援するため、保健・医療、福祉、教育等の連携を強化し、相談・指導を始めとした支援体制の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

子育てひろば事業実施

基準値	現状値	目標値
(10年度) 5.2万人	(14年度) 2.6万人	(19年度) 2.2万人

定義：人口(万)/ひろば実施施設数(人口2万人に1所)

子育てが辛いと思う人の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 53.0%	(14年度) _____	(19年度) ↓

定義：乳児検診時等のアンケートで、子育てを困難と思う者の割合

子ども家庭支援センター



5 人権の保護と生活の支援

〔施策の方向〕

(1) 相談体制の充実と生活の支援

人権や生活にかかわる様々な問題について対応するために、東京都等との連携を強化しつつ、相談事業の充実と問題の解決の促進を図ります。また、判断能力が低下した人のために、成年後見制度等の利用を支援します。

(2) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭などに対する適切な相談・指導、援助などの充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

女性相談件数(件)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 1,098件	(13年度) 875件	(19年度) _____

定義：女性相談件数

1—2 地域とともに育む福祉社会づくり

1 きめこまやかな総合的福祉の推進

(1) 福祉と保健・医療の一体的なサービスの提供

小項目（事業のかたまり）の主な内容

総合的な相談体制や情報提供システムを充実します。

2 在宅福祉、在宅医療の推進

(1) 住宅の改善

小項目（事業のかたまり）の主な内容

グループホームの整備など、新しい住まい方の検討を進めます。

(2) 訪問サービスの体制の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

高齢者や障害を持つ人が在宅で生活が続けられるように、自立生活を支援する体制を整備します。

(3) 地域の福祉・保健施設の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域の福祉・保健施設の充実を民間活力の活用も含めて進めます。

3 社会参加と生きがいづくり

(1) 地域参加の促進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

元気高齢者等が、地域活動を通して自己実現が図れるよう社会参加や能力発揮のための支援をします。

(2) 就労機会の確保

小項目（事業のかたまり）の主な内容

高齢者や障害をもつ人の自立的な就労・就業機会の確保などの支援を進めます。

4 子育て支援の推進

(1) 保育体制の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

民間活力の導入により利用しやすい多様な子育てサービスの安定供給を目指すとともに、保育所の適正化を図りながら保育サービスの向上に努めていきます。

(2) 地域の支援体制の強化

小項目（事業のかたまり）の主な内容

家庭や地域との連携による子育てを支援するため、相談・指導を始めとした支援体制の充実を図ります。

5 人権の保護と生活の支援

(1) 相談体制の充実と生活の支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

人権や生活にかかわる様々な問題について相談事業の充実と問題の解決の促進を図ります。

(2) ひとり親家庭への支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

ひとり親家庭に対する相談・援助などの充実を図ります。

〔基本構想〕

区民ニーズの多様化に対応して地域における福祉と保健医療サービスなどの総合的な展開を図るため、民間の組織や団体との連携によりサービスの提供システムの充実を図ります。

区民の参加による地域の福祉活動を推進するとともに、高齢者や障害をもつ人の生活行動に配慮したまちづくりを推進します。

〔現況と課題〕

介護保険制度の導入や児童福祉法の改正など、従来「措置」として行われてきた福祉サービスは、住民の権利として住民自らが必要なサービスを選択する時代へと大きく変化しました。

また、社会福祉基礎構造改革の一環として、平成15（2003）年4月からは、障害者福祉サービスにおける支援費制度（利用制度）が始まります。

住民が主体的にサービスを選択するためには、その前提として、サービスの内容や効果等について十分な情報を得ていることが必要です。今後は、民間サービスについても信頼のできる情報を提供していくことが求められます。また、要支援・要介護高齢者は、保健・医療・福祉のそれぞれの分野にまたがる各種サービスを必要とする場合が多いことから、利用者の的確なサービス選択を可能にする組織体制の整備が必要です。一人一人の需要にきめこまかに対応するため、ケアマネジメントの充実が求められています。さらに、サービスの向上を図るために、定期的にサービスを評価し、見直していくしくみが必要とされています。

このような状況の中で、これまで個々に提供されがちであった福祉サービスと保健・医療サービスと

を一体的に提供していく必要があります。そのためにはそれぞれのもつ情報やサービスの総合化を一層進める必要があります。

また、高齢者の在宅介護の推進にあたっては、バリアフリー住宅の整備や住宅の改造に対する支援が必要です。子育てへの支援を進めるうえでは、住宅事情の改善やいじめ・不登校など教育の場における課題への対応も重要であることから、今後は、教育や住宅対策、まちづくり部門との連携を深めることも必要です。

さらに、利用者中心のサービス提供を実現していくためには、生活により身近なところでサービスを供給していくしくみづくりが必要であり、対象者と生活圏に配慮した新しいシステムづくりが求められています。地域のサービス拠点を確保するにあたっては、既存施設等の有効活用を関係組織の連携により進めるとともに、必要に応じたサービスと組織の統合を検討する必要があります。一方、高齢者や障害をもつ人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域に住む一人一人が、高齢者や障害をもつ人をかけがえのない存在として尊重し、大切にすることが必要です。それと同時に、高齢者や障害をもつ人自身も、社会を共に担う一員として積極的に社会に参加していくことが重要です。高齢者も若者も、障害をもつ人もそうでない人も、共に暮らし、共に生き、支えあう地域福祉の充実が求められています。

このような状況の中で、これからは区民がサービスの受け手にとどまらず、サービスの担い手として積極的に参加していくことが重要です。公的サービスと区民の自発的・主体的な取組との協働により、地域の相互支援機能の強化を図ることが必要です。

***ユニバーサルデザイン**

建物や環境を障害者等だけのために特別にあつらえるのではなく、高齢者、障害者に配慮し、かつすべての人にとって使いやすい、やさしいデザインとすること。

また、近年はボランティア志向の高まりが見られるとともに、NPOなどの新しい市民活動も活発になってきていることから、新しい市民組織との協働による地域福祉の充実が期待されています。

また、従来福祉サービスは、低所得者層などを主たる対象としていましたが、これからは誰もが利用する可能性のある一般的な社会サービスとなります。このため、サービスの供給量を拡大し、多様化することが求められています。こうしたことから、これからの福祉社会においては、行政と事業者・民間団体等との役割分担を明確にし、多様な供給主体によるサービスの充実を図っていくことがますます必要となります。

高齢者や障害をもつ人に配慮した施設・設備の改善は、公共施設を中心に一定程度行われてきましたが、都市全体が高齢者や障害をもつ人が安心して自由に行動できる空間にはいまだになっていません。身体機能の低下した高齢者や障害をもつ人の自立した生活を支えるという視点から、誰もが活動しやすいまちづくりが求められています。このため、ノーマライゼーションの理念の定着に努めるとともに、これを都市づくりに具体化し、公共的施設や道路・交通施設などの改善を通じて都市空間のバリアフリー化を進めていくことに加え、すべてのものが誰にでも使いやすい、やさしい仕様となるよう*ユニバーサルデザインの観点からまちづくりを進めていくことが必要です。

〔長期目標〕

- 1 行政組織においても福祉と保健・医療の情報やサービスの総合化と再構築を図るとともに、必要に応じてサービスと組織の統合を検討します。
- 2 ボランティア活動の支援や新しい市民組織との協働による地域福祉の充実を図るとともに、

行政と民間組織・団体等との役割分担を明確にしながら、多様な供給主体によるサービスの充実を図ります。

- 3 ノーマライゼーションの理念の定着に努めるとともに、都市空間のバリアフリー化を進め、人にやさしいまちづくりを推進します。

1 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

〔施策の方向〕

- (1) 福祉と保健・医療サービスの総合化

サービスの提供方法が「措置」から「利用制度」へ移行することを踏まえ、福祉と保健・医療の情報やサービスの総合化と再構築を図ります。

- (2) 関係組織の連携と統合

子育て、高齢者や障害をもつ人など、対象者に即したサービスの総合性を確立するために、福祉と保健・医療、住宅、教育等の関係組織の連携と統合を進めます。

〔施策実現に関する指標〕

高齢者保健福祉サービス満足度(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
_____	50%	70%

定義：「満足」「どちらかといえば満足」と回答した者/調査回答者

相談者に対し効果のあった割合(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
——	64%	100%

定義：保健所の相談後のアンケートで効果あり(QOLの向上がみられた)と答えた件数/総相談者数

地域見守り協力員事業対象者数(人)

基準値	現状値	目標値
(12年度)	(14年度)	(19年度)
493人	524人	840人

定義：地域見守り協力員事業対象者数

2 ともにつくる福祉の推進

〔施策の方向〕

(1) 民間との連携の推進

行政の責任を明確にしなが、民間における多様な供給主体との役割分担を踏まえた、サービスの充実を図ります。

(2) 参加と協働の推進

ボランティア活動の支援や福祉教育を通じて、参加と協働による福祉を推進します。

社会福祉協議会のコーディネート（調整）機能を生かし、ボランティア・NPOと協働して地域における支えあいのネットワークを構築します。

〔施策実現に関する指標〕

特別養護老人ホーム・老人保健施設の民間による整備床率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
79%	84%	88%

定義：整備床数/特別養護老人ホーム・老人保健施設

3 人にやさしいまちづくりの推進

〔施策の方向〕

(1) ノーマライゼーションの理念の普及

ノーマライゼーションの理念の定着に努め、完全参加と平等を踏まえたまちづくりを推進します。

(2) 道路・公共的施設の改善

高齢者や障害をもつ人の生活行動に配慮した道路や公共的施設等の改善を、区民参加のもとに進めます。

また、誰もが使いやすい仕様となるようなまちづくりを進めていきます。

〔施策実現に関する指標〕

バリアフリー施設のある割合(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
38%	50%	80%

定義：バリアフリー化された駅/全駅数

(車いすの方が自力でホームへ行き来できるエレベーターが備わっている駅)

高齢者擬似体験参加者の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
68%	80%	100%

定義：募集に対する参加者の割合

親子体験ボランティア学習

1-3 社会福祉を支える新しいしくみづくり

1 福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

(1) 福祉と保健・医療サービスの総合化

小項目（事業のかたまり）の主な内容

福祉と保健・医療の情報やサービスの総合化と再構築を図ります。

(2) 関係組織の連携と統合

小項目（事業のかたまり）の主な内容

対象者に即したサービスの総合性を確立するため、関係組織の連携と統合を進めます。

2 ともにつくる福祉の推進

(1) 民間との連携の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

民間における多様な供給主体との役割分担を踏まえたサービスの充実を図ります。

(2) 参加と協働の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

ボランティア、NPO及び社会福祉協議会と協働し、地域における支えあいのネットワークを充実します。

3 人にやさしいまちづくりの推進

(1) ノーマライゼーションの理念の普及

小項目（事業のかたまり）の主な内容

ノーマライゼーションの理念の定着に努め、幅広い普及啓発に取り組めます。

(2) 道路・公共的施設の改善

小項目（事業のかたまり）の主な内容

誰もが使いやすい仕様となるようなまちづくりを進めます。

第2章 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

2—1 生涯学習、スポーツの推進

〔基本構想〕

21世紀を担う子ども達が、心身共にたくましく成長するために、家庭、地域、学校が密接な連携を図り、望ましい学習・教育環境の整備に努めます。

また、学校開放の積極的な展開を図り、地域を始め、社会に開かれた学校づくりを進めます。

さらに、区民一人一人が生涯を通じて、個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できるように、生涯学習やスポーツの場や機会などの条件整備を進めます。

〔現況と課題〕

新宿区立学校の児童・生徒数は、平成14（2002）年には、約1万1千人となり、過去10年間で、3割を超える減少となっています。少子化を背景とする児童・生徒数の減少は、学級数が少ない小規模校を増加させるとともに、子どもの遊び集団が形成しにくくなるなど、学校教育や子どもの成長、発達に様々な影響を及ぼしています。

また、子どもたちを取り巻く学習・教育環境は、高学歴志向による受験競争や核家族化の進行による家庭の教育力の低下、地域社会の変化による支援機能の低下、そして都市化の進展による遊び場やオープン・スペースの減少など、依然として厳しい状況にあります。さらに学校では、不登校やいじめ等が大きな問題となっています。

一方、新学習指導要領に基づく教育課程や完全学校週5日制が実施され、学校教育のあり方が問われ

ています。

こうした中で、これからの時代を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するためには、児童・生徒の自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育成するとともに、児童・生徒一人一人の個性をいかした教育を実現していくことが大切です。また、家庭、地域、学校が密接な連携を図り、望ましい学習・教育環境を整備していく必要があります。

区はこれまで、国際化や情報化などの社会の変化に対応した学校教育を進めるとともに、環境教育や福祉教育に取り組むなど、人間性豊かな児童・生徒の育成を目指した教育を推進してきました。今後も、子どもたちが生涯を通じて学習し、成長できる力を培うとともに、社会の変化に合わせた教育内容の充実を図っていくことが必要です。

また、児童・生徒数の減少は、今後も続くことが予想されることから、学校の規模や配置の適正化を引き続き進めていくことも重要な課題です。

学校評議員制度の活用や、学校施設の開放を積極的に行い、区民に開かれた学校づくりを進めるとともに、地域の人材を学校教育の中で活用する学校ボランティア制度を充実するなど、家庭、地域、学校の連携を重視した、地域の教育力の向上に努めていくことが必要です。

また、学校の安全対策については、関係行政機関との連携により安全の確保を図る必要があります。

一方、人生80年時代を迎え、自由時間の増加や生

活様式、価値観が多様化する中で、ゆとりやうるおい、健康づくりなどへの関心が深まるとともに、心豊かに生きがいをもって生涯をおくれるよう、生涯学習・スポーツに対する区民の関心が高まっています。

こうした区民の関心や意欲の高まりに適切に応え、区民のライフステージに対応した生涯学習・スポーツを総合的に推進するためには、多様な活動の場と機会の提供を進めることが重要です。

区はこれまで、区民の主体的な生涯学習活動を積極的に支援してきましたが、特にこれからは、区民の多様な学習ニーズに応えるため、区内の大学、民間事業者との連携による機会の拡大や、情報化、高齢化、国際化、環境問題等の現代的課題に対応した学習内容の充実を図る必要があります。

また、今日の社会においては、人々が社会や地域の中で学んだことが適正に評価され、それが地域で生かせる環境を整備することが求められています。区民の学習の成果を地域で活かしたいという意欲と生涯学習・スポーツ振興とを結び付けるしくみとして、スポーツ指導者バンク制度や文化等学習支援者バンク制度の充実により、区民の活動目的に合ったリーダーとして、地域や学校で活躍してもらうことが必要です。

一方、急速に進展する高度情報化の中で、図書館に、電子情報資料の活用を含む機能等を持たせるとともに、図書館施設の配置の適正化を進めていく中で、整備した学校図書館を地域の図書館機能の支援施設として活用していくなど、図書館サービス網の見直しについて、検討することが必要です。

〔長期目標〕

- 1 21世紀を担う子どもたちが、心身ともにたくましく成長するために、家庭、地域と学校の連携を基本にして、学校教育環境及び学校外教育

環境の充実を図ります。

- 2 学校開放の積極的な推進を図るなど、開かれた学校づくりを推進し、地域と結びついた教育環境づくりと、家庭、地域の教育力の向上を図ります。
- 3 人生80年を前提に区民が充実した生涯をおくれるように、区民各世代の学習意欲にこたえ、生涯学習活動、スポーツ活動などの場と機会の確保、充実を図ります。

1 学習・教育環境の充実

〔施策の方向〕

(1) 家庭、地域、学校の連携

家庭、地域、学校の連携を一層強め、子どもの健全な育成を図るとともに、学校の安全対策についても関係行政機関等と連携し、推進していきます。また、地域の協力を得て社会体験学習などを実施し、地域の教育力の向上に努めます。

人権尊重教育を推進するとともに、いじめや不登校等に対処するために、教育、福祉、医療等の連携による相談・指導体制の確立を図ります。

(2) 学校教育の充実

新学習指導要領に基づく教育課程の実施や完全学校週5日制等の教育環境の変化に対応した特色のある教育内容・方法の開発、学校図書館の充実など学習環境の整備を図ります。また、教員の研修等の充実を図ります。養護学校や心身障害学級と、通常の学級との交流の推進に努めます。

教育基盤整備を総合的に推進し、学習環境の整備を図るとともに、学校・幼稚園の適正配置については、幼稚園と保育園の連携を含め区全体を見据えたビジョンに基づく整備を進め、教育環境の改善と充実を図ります。

(3) 地域環境の整備

子どもの主体性をいかした特色ある公園、広場などの整備を始め、良好な地域環境の形成を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

地域団体の自主的活動(件)

基準値	現状値	目標値
(12年度) 0件	(14年度) 4件	(19年度) 30件

定義：地域団体が自主的に実施している子どもの体験（社会、生活、自然等）活動数

2 開かれた学校づくり

〔施策の方向〕

(1) 学校開放の推進

学校施設の積極的な開放や地域の有能な人材を小中学校において活用する学校ボランティアの充実など、地域に開かれた学校づくりを推進します。

(2) 国際理解教育の推進

子どもを国際性をもった豊かな人間として育てるために、外国人との交流などを含め、国際理解教育の推進を図ります。また、帰国児童・生徒及び外国人児童・生徒への教育の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

学校ボランティアの実施回数(回)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 2,302回	(13年度) 5,367回	(19年度) ——

定義：学校ボランティアの実施回数

3 生涯学習、スポーツの条件整備

〔施策の方向〕

(1) 生涯学習、スポーツ活動の活性化

区民がいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習の推進を図ります。そのために、各種講座やプログラムの充実を図ります。

開かれた学校の推進を始め、大学や民間団体などとの連携によるプログラムの充実を図ります。

スポーツ施設の整備や学校体育施設の開放を推進するとともに、民間との協力関係を促進し、スポーツ活動の場と機会の拡充を図ります。

(2) 自主的学習、スポーツ活動グループへの支援

一人一人の自主的な学習、スポーツ活動の促進を図るとともに、グループの育成やグループ間の交流を推進します。

人材バンク登録者の増加と資質の向上を図り、人材の発掘・養成・活用を推進し、開かれた学校づくりや地域に根ざした生涯学習、スポーツ活動の活性化を図り、生涯学習社会の形成に努めます。

(3) 図書館の機能の充実

図書館資料や施設・設備の充実等を進めて、図書館の機能の強化を図るとともに、各種図書館との協力・連携体制を確立し、区民の自主的、主体的学習を支援します。また、図書館利用に障害のある人々に対するサービスの充実を図ります。さらに、新たな図書館サービスの展開に向け、図書館の適正配置や地域に開かれた学校図書館の整備について検討していきます。

〔施策実現に関する指標〕

大学や民間団体との連携による講座(学校数)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
2校	2校	5校

定義：講座を実施している学校数

文化等学習支援バンク・スポーツ指導者バンク登録者数

基準値	現状値	目標値
(13年度)	(14年度)	(19年度)
文化等学習支援 199人53団体	199人53団体	500人120団体
スポーツ指導員 361人	361人	500人

定義：登録者及び団体数

スポーツフェスタ



2—1 生涯学習、スポーツの推進

1 学習・教育環境の充実

(1) 家庭、地域、学校の連携

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

地域の協力を得て社会体験学習などを実施し、地域の教育力の向上に努めます。

(2) 学校教育の充実

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

教育基盤整備を総合的に推進し、新宿区らしい特色ある教育を目指します。

(3) 地域環境の整備

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

子どもの主体性を生かした良好な地域環境の形成を図ります。

2 開かれた学校づくり

(1) 学校開放の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域の有能な人材の活用などにより開かれた学校づくりを推進します。

(2) 国際理解教育の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

外国人との交流などを含め、国際理解教育の推進を図ります。

3 生涯学習、スポーツの条件整備

(1) 生涯学習、スポーツ活動の活性化

小項目（事業のかたまり）の主な内容

大学や民間団体などとの連携によるプログラムの充実とスポーツ活動の場と機会の拡充を図ります。

(2) 自主的学習、スポーツ活動グループへの支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

住民主体による運営を基本として、スポーツ指導者等との連携を図り、生涯学習社会の形成に努めます。

(3) 図書館の機能の充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

図書館施設の適正配置のなかで、新たな図書館サービス網の見直しを行い、資料、情報の提供機能を高めていきます。

2—2

個性ある地域文化づくり

〔基本構想〕

個性ある人間形成と充実した生活を営むために、地域の文化活動の活性化を図り、文化交流を推進します。

また、歴史、民俗を始めとする各種の文化資源を有機的にネットワーク化し、地域文化の基盤づくりと文化環境の向上を図ります。

〔現況と課題〕

社会全体が、生活を重視する成熟型の社会へと転換する中で、ゆとりと豊かさを求める傾向が強まっています。個人の価値観も多様化してきており、効率性や実利性だけでなく、やすらぎなど、心の豊かさや充実を求める人々も多くなってきています。

こうした変化は、文化や芸術に対する関心を改めて喚起しており、日常生活の中で文化を享受し、文化創造に参加したいという要望がますます高まっています。新宿区においても、音楽や絵画、文学など様々な分野で、地域や生活に密着した文化活動を行う自主グループが多数結成されており、旺盛な活動を展開しています。

また、新宿区は文学や演劇、映画などの分野で独自の都市文化を育ててきたまちです。現在でも、新宿駅周辺には映画館やホールなどが集中しており、区民や区を訪れる多くの人々が、文化・芸術に接し、親しんでいます。文化は人々の生活の質を向上させ、生活にゆとりをもたらす重要な要素です。今後も、多くの人々の創造活動の場として、また文化に接し交流するまちとしての発展が期待されています。

区内には、文化財や伝統工芸、伝統芸能などが数多く伝承されています。それぞれの地域に根づいてきたこうした伝統文化は、それらを通して、先人た

ちの暮らしや生活をうかがい知ることができる貴重な手がかりであると同時に、地域の個性を支える重要な資源です。受け継がれてきた文化を次代に引き継ぐことは、文化を蓄積する、ということにとどまらず、新たな文化の創造に繋がる契機ともなるものです。

しかし、新宿区では住民の転出入が激しいことに加え、少子・高齢化等により、長く地域で培われてきた伝統文化や歴史を次世代に伝える機会が少なくなっていくことが心配されています。

こうした中で、区は文化の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、区民の自発的な文化活動を振興するため、生涯学習との連携を図りながら、文化活動の場と機会を提供することが必要です。

文化活動を促すための情報提供や芸術文化にふれる機会も重要であり、民間の文化事業や施設の機能、役割を踏まえながら、文化に接する機会の拡大に努め、区民の文化活動への参加を促進する必要があります。

また、歴史、民俗を始めとする各種の文化資源をネットワーク化し、その保全と活用を推進するとともに、文化を継承し創造する文化環境づくりを進め、地域文化の向上を図ることが必要です。

〔長期目標〕

- 1 生涯学習との連携を図りながら、区民の創造的文化活動の場と機会の充実を図ります。
また、区内在住外国人との交流など国際化に伴う地域での異文化理解を促進します。
- 2 民間の文化事業や施設の機能、役割を踏まえながら、文化に接する機会の拡大に努め、区民の文化活動への参加を促進します。

3 歴史、民俗を始めとする各種の文化資源を有機的にネットワーク化し、その保全と活用を図るとともに、文化を継承し創造する環境づくりを進め、地域文化の向上を図ります。

合的な把握と保存に努め、地域文化の基盤を整備するとともに、その多面的な活用によって地域文化の振興を図ります。

無形文化財については、区内全域の調査結果を踏まえ、これからの保護・保存のあり方を検討します。

1 地域文化活動の活性化

〔施策の方向〕

芸術文化や、歴史的行事など伝統文化に接する機会の拡充を図ります。また、他都市との交流を進め、文化行事、文化的活動の活性化を図ります。

区民の自主的な文化活動の促進を図るとともに、新たなグループづくりの契機となるような場の提供を図ります。

区内在住外国人との交流などを始め、国際化に伴う地域における区民相互の異文化理解を促進します。

〔施策実現に関する指標〕

登録文化団体数(団体)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 48団体	(14年度) 36団体	(19年度) 40団体

定義：文化センターに登録している文化団体数

(3) 文化環境づくりの推進

地域の文化資源の活用とともに景観の向上等、美しいまちづくりを推進し、文化環境の整備を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

登録文化財(件)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 27件	(13年度) 35件	(19年度) _____

定義：新宿区登録文化財として指定された数

2 文化資源の保護と文化環境づくりの推進

〔施策の方向〕

(1) 歴史博物館の充実

歴史博物館の郷土資料の整備や展示の充実及び講座等への区民参加を進めて、郷土の歴史と文化に対する区民の理解を深め、地域文化の向上を図ります。

(2) 文化資源の保存と活用

地域に伝承されてきた文化財など、文化資源の総

2-2 個性ある地域文化づくり

1 地域文化活動の活性化

(1) 地域文化の振興

小項目（事業のかたまり）の主な内容

文化芸術活動グループの育成、市民参加・創造型事業の充実及び区内在住外国人の方々との交流を推進し、地域文化活動の活性化を図ります。

2 文化資源の保護と文化環境づくりの推進

(1) 歴史博物館の充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

区民参加を進めて郷土の歴史と文化に対する区民の理解を深め、地域文化の向上を図ります。

(2) 文化資源の保存と活用

小項目（事業のかたまり）の主な内容

無形文化財については、区内全域の調査結果を踏まえ、これからの保護、保存のあり方を検討します。

(3) 文化環境づくりの推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

美しいまちづくりを推進し、文化環境の整備を図ります。

2—3 ふれあい、参加、協働の推進

〔基本構想〕

住みよい地域社会づくりを進めるため、地域における世代間の交流や外国人との交流など多様な交流を促進し、生活や文化の学習と継承を図ります。また、青少年の健全育成や福祉などに関わる地域の参加と交流を促進し、ボランティアや非営利団体などの市民活動との連携を含め、地域における相互支援の機能の強化を図ります。

そのためには、リーダーの発掘と養成、情報の提供など、コミュニティ活動を支援するとともに、公共施設の有効活用を促進し、活動の場の拡大に努めます。

〔現況と課題〕

私たちの生活は、地域社会を基盤にしています。地域社会の中で、私たちは日々、人とふれあい、そして社会と向き合います。地域社会で私たちがどう活動するのか、それが、自治の出発点になります。

新宿区では、これまでも区民が主体的に様々な地域活動を行ってきており、豊かな地域社会の形成に大きな役割を果たしてきました。

近年、人口減少や高齢化、少子化の急速な進行、更に住民意識の多様化などにより、地域社会は大きく変化しています。また、町会・自治会の加入状況の低下にみられるように、地域社会でのつながりが弱まりつつあるといわれています。しかし、一方では、地域社会に対する潜在的な関心には高いものがあり、機会があれば地域活動に参加したいと考えている人も少なくありません。これからの活力とゆとりある社会をつくるための地域課題は、そこに住み働く人々自らが主体的に関わり、解決していくことであり、地域における人々の活動と役割の重要性が

ますます高まっています。また、地域で活動する企業等の責任と役割も一層重要となっています。

地域活動は、これまでの町会・自治会を始めとする地縁中心のものから、趣味や生きがい、文化やスポーツなど、それぞれの個人の関心や*ライフスタイルから生ずる活動や交流が増えてきています。

また、最近では、防災、福祉、環境、まちづくり、国際協力など、様々な課題を自分の問題として受けとめ、解決に向けて自らの意思で主体的に取り組む人々が増えています。平成10（1998）年には、特定非営利活動促進法（NPO法）も施行されました。こうしたボランティアやNPOなどの新しい市民活動は、自己の生活を充実したものとし、豊かな人間関係を築いていくものとして、急激な広がりをみせてきています。

これからの地域課題は、行政のみの力では解決が困難な状況になりつつあります。地域で住み暮らす人々自身が、住民自治の理念のもとに、自立と自助の精神を持って、その解決に取り組むことが強く求められています。今後は、こうした区民の地域課題に対する主体的活動の支援を基本に、ふれあい、参加、協働を基調としたコミュニティ及び地域活動を促進する必要があります。

コミュニティ活動は、自主的な活動や親睦的交流を基盤としていることを踏まえつつ、今後は開かれた自治型コミュニティの形成を目指して、コミュニティ活動を支える場と機会を更に充実することが必要です。地域活動に対する個人の潜在的な意識を行動へと結び付けていくことや、人々が地域活動を自主的に活発に行えるよう、情報提供を始め様々な活動環境への支援を進めていく必要があります。特に、昨今の情報技術の一般家庭への普及などにより、行

*IT
情報通信技術。

政からの情報提供や住民相互の情報交換にあたっては、IT*の活用の視点が必要になっています。また、地域には、地域で活動する様々な団体や組織がありますが、それら団体相互の交流を促進するとともに、団体間の連携と協働への環境づくりが必要です。地域センターを運営している地域住民による管理運営団体の機能強化や、青少年や外国人の地域参加を促進する取組も、今後の大きな課題です。

また、地域におけるコミュニティの核として、今後も特別出張所の区民センター化を推進し、区内全域でコミュニティ施策の総合的な展開が図れる態勢を整備することが必要です。コミュニティ活動の場として、学校などの公共施設の活用や民間施設との協力を進めることも必要です。

さらに、今後は環境や防災に関する活動や高齢者に対する介護・給食など、地域活動としてのボランティア活動をはじめとする社会貢献的活動が地域社会の中で果たす役割はますます重要になっていき、社会の中での新たな役割を担うことが期待されています。ボランティア活動をおこなう個人やNPO等の団体の自主性の尊重を基本に、これらの活動が継続的に展開されるよう、条件整備や支援を進める必要があります。

青少年の健全育成については、次代の地域社会を担う子どもたちを地域ぐるみで健やかに、のびのびと育てるという視点から、青少年の自主性、主体性に配慮した活動の充実や交流の場と機会を拡充することが必要です。

〔長期目標〕

- 1 地域における様々なコミュニティ活動を支える場と機会の充実を図ります。
- 2 区民を始めNPOなどの新しい市民組織やボランティア、地域で活動する企業など様々な活動主体との協働による、地域問題等についての

主体的な取組を支援します。

- 3 青少年の主体性を尊重した健全な地域環境づくりや外国人の地域参加を促進します。

1 コミュニティ活動の充実と支援

〔施策の方向〕

(1) コミュニティ活動の充実

IT機器等も活用し、地域の情報を提供していく中で、地域の課題を住民自らが考え、解決に向け主体的に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。

また、ボランティアやNPO等と地域活動との連携を図るなど、住みよい地域社会づくりを推進します。

(2) コミュニティ活動への支援

地域における区民の参加と交流、協働に向けた地域団体相互の連携の促進、交流と参加の場としての地域センター機能の活性化、コミュニティ活動への支援を計画的に進めます。

〔施策実現に関する指標〕

地域活動参加率(%)

基準値	現状値	目標値
(11年度) 60.8%	(14年度) ——	(19年度) 63.8%

定義：世論調査中の「地域の行事・活動への参加経験」でいずれかに参加したことがあると回答した率

ボランティア情報提供者数(人・団体)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 2,309 人・団体	(13年度) 3,483 人・団体	(19年度) 3,657 人・団体

定義：社会福祉協議会によるボランティア活動情報を希望のうえ提供された個人・団体の計

2 コミュニティ施設の充実と利用の促進

〔施策の方向〕

(1) コミュニティ施設の整備

地域センター未整備の2地区（戸塚地区、落合第二地区）については、地域コミュニティの核となる施設として、後期基本計画期間内の着工を目指します。

(2) コミュニティ施設の利用促進

住民ニーズの多様化、高度化に対応するために、各施設に関する情報を適切に提供し、利便性の向上と新たな利用者層の拡大を図ります。また、地域センターが中心となって、地域施設を活用しての交流や地域活動を進めます。

〔施策実現に関する指標〕

センター化整備率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 70%	(14年度) 80%	(19年度) 100%

定義：区内10特別出張所管内における区民センターの整備（着工）された率

地域センター利用者数(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 539,067人	(13年度) 518,106人	(19年度) 774,000人

定義：地域センターの年間利用者総数

3 青少年の健全育成

〔施策の方向〕

家庭、地域、学校の連携を密にして、青少年の生活と活動に対応した良好な地域環境の整備を図ります。

現在の青少年を取り巻く社会環境・社会情勢の変化等を踏まえ、青少年の居場所づくりに向けて、既存の公共施設等に対して、関係者との協議・検討を行うとともに、青少年の自主性、主体性をいかした活動の充実を図ります。

教育、保健、福祉など関係機関の連携による総合的な青少年健全育成の推進を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

各年度拠点児童館中高生利用者数比較(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 100%	(13年度) 133%	(19年度) 314%

定義：10年度を100%としたときの各年度拠点児童館中高生利用数割合

中学生の社会参加事業数(件)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 63件	(14年度) 63件	(19年度) 70件

定義：区内10地区青少年育成委員会で実施する「中学生の社会参加」対象事業数

2-3 ふれあい、参加、協働の推進

1 コミュニティ活動の充実と支援

(1) コミュニティ活動の充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域の課題を住民自らが考え、解決に向け主体的に取り組むための協働のしくみづくりを推進します。

(2) コミュニティ活動への支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

交流と協働の場としての地域センター機能の活性化、多様な担い手によるコミュニティ活動への支援を計画的に進めます。

2 コミュニティ施設の充実と利用の促進

(1) コミュニティ施設の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域コミュニティの核となる施設として区民センターの整備を進めます。

(2) コミュニティ施設の利用促進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

各施設に関する情報を適切に提供するなど、利便性の向上と新たな利用者層の拡大を図ります。

3 青少年の健全育成

(1) 青少年の健全育成

小項目（事業のかたまり）の主な内容

青少年の居場所づくりに向けて、既存の公共施設に対して、関係者との協議検討を行います。

*セクシャルハラスメント
相手の意に反した、性的ないやがらせ。

2—4 男女共同参画社会の構築

〔基本構想〕

あらゆる分野において、固定的な性別役割分業観にとらわれずに、男女が共に参加・参画する社会づくりを目指すとともに、男女平等と性の尊重の意識づくりを図ります。

〔現況と課題〕

現在は、少子高齢化、情報化、経済の構造変化など社会経済の大きな変革の時期を迎えています。これらの変化に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持するために、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現が求められています。

女性の各分野における社会進出があり、これまでの「男性は仕事、女性は家庭」という男女の固定的役割分担を前提とする社会システムや人々の意識も徐々に変化してきていますが、まだ十分とは言えません。

国際的には国連を中心に、世界行動計画をうけた「国連婦人の10年」、昭和60（1985）年の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の採択、そして平成7（1995）年に北京で開催された第4回世界女性会議を経て平成12（2000）年の国連特別総会「女性2000年会議」での「政治宣言」及び「成果文書」の採択など、女性問題解決に向けた取組みが進められています。

日本においても、昭和60（1985）年の「女子差別撤廃条約」の批准や「男女雇用機会均等法」の制定につづき、平成8（1996）年には国内行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、さらに平成11（1999）年には「男女共同参画社会基本法」

が制定されました。この中で、地方公共団体の責務として男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが謳われています。

新宿区においては平成13（2001）年3月に「新宿区男女平等推進計画」を策定し、「固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに参画する男女共同参画社会の実現に向けて」を目標に総合的視点から取り組んでいます。

女性は、家庭でも社会でも重要な役割を果たしています。しかし、それにもかかわらず様々な分野における、固定的な性別役割分担意識のため、女性はその能力を十分発揮できないという実態もあります。

近年は、共働き世帯が増えていますが、共働き世帯でも家事や育児を行うのは主として女性であり、男性が育児休業をとる例はまだ少数です。また、職場でも、女性の意思決定への参画は限られており、採用や賃金、職種や昇進など様々な面においても男性に比べ不安定な雇用環境に置かれていることから、男女差別を感じている女性は少なくありません。さらに、高齢化により介護を要する高齢者も増えていますが、介護などの大半を女性が担っている現状を始め、*セクシャルハラスメントや性の商品化さらに、夫・パートナーからの暴力などが社会問題となっており、女性の自立や社会参加を支える意識やしくみは未だ十分とはいえない状況にあります。このため、人権としての性の尊重を実現し、男女平等を基礎とした家庭や社会をつくるのが大きな課題となっています。

区においては、今後とも、家庭や職場、地域において、男女が共に自立し、尊重しあえる社会の形成を目指す必要があります。

*インターネット

世界中のコンピュータを一つのネットワークで結んだもの。世界中の不特定多数の人とコミュニケーションがとれ、情報検索、買い物やクレジット決済などさまざまなサービスに利用できる。

そのために、学校教育、社会教育などを通じた教育と啓発を充実し、性による固定的な役割分担にとらわれない意識づくりを進めることが必要です。また、雇用や就労における男女差別の解消を更に進めると共に、あらゆる分野で男女の共同参画を推進することが必要です。特に、区政や地域活動などにおいて、その政策形成や意思決定への女性の参画を積極的に進めることが大切であり、女性自らが力をつけられるようなしくみづくりが重要です。性の商品化については、性風俗産業を多く抱える区としての対応を検討していくことも求められています。

また、こうした取組を進めるうえで、育児や介護にかかわる社会的支援を強化するとともに、男女平等を基礎とした家庭生活を築くための支援を強化することが必要です。

男性も女性も、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、多様な選択肢の中で自己実現を追求できる社会、そして、その能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、行政と区民の一体となった取組が求められています。

〔長期目標〕

- 1 男女平等の視点に立った家庭教育、学校教育、社会教育を推進し、性による固定的な役割分担にとらわれない意識づくりを進めます。
また、人権としての性の尊重と認識の確立を図ります。
- 2 女性自らの主体的な能力の向上を図り、区政における政策形成を始め、社会のあらゆる分野に女性が参加しやすい環境整備を進めます。
- 3 男女が共に家庭における責任を果たすための意識づくりを進めるとともに、様々な家庭が自立して生活していけるような支援策を推進します。

1 男女平等のための意識づくり

〔施策の方向〕

- (1) 学校教育における男女平等教育の推進
学校教育において、男女平等教育の充実を図ります。
- (2) 社会教育における男女平等教育の推進
社会教育において、男女共同参画社会の実現に向けた、*インターネットの活用などによる、啓発活動の充実を図ります。
- (3) 性教育を通しての男女平等教育の推進
性教育等において、人権としての性の尊重と認識を確立するための教育を推進します。

〔施策実現に関する指標〕

男女平等意識肯定割合(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 19%	(14年度) 22%	(19年度) ↗

定義：社会全般に渡って男女平等になっているか肯定回答割合

講座参加者の男性参加率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 3.0%	(13年度) 10.1%	(19年度) 30.0%

定義：女性対象事業を除く講座の男性参加者数/講座参加者

2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

〔施策の方向〕

- (1) 政策・方針決定過程への男女の共同参画の促進
区政を始め、政策形成への女性の積極的参画のための環境整備を促進します。また、女性情報センターの充実を始めあらゆる機会を通して、女性自らの主体的な能力の向上を図るための啓発活動を充実します。
- (2) 地域活動への男女の共同参画の促進
地域活動における男女の参加、参画の促進を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

区の審議会等における女性委員の比率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 27.0%	(13年度) 31.4%	(19年度) 40.0%

定義：女性委員数/全委員数

区職員のうち管理職における女性の比率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 11.0%	(14年度) 23.5%	(19年度) ↗

定義：管理職に占める女性数/全管理職数

3 家庭生活を男女がともに担うための支援

〔施策の方向〕

- (1) 家庭生活における男女平等観の育成と支援
男女が共に家庭における責任を果たすための意識づくりに向けた啓発活動を充実します。

- (2) 多様化する家庭への支援

様々な家庭が自立して生活していけるように、インターネットの活用等により各種相談業務の充実と、高齢単身者の自立支援や育児、介護等の支援策を推進します。

〔施策実現に関する指標〕

家庭における男女平等感(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 37%	(13年度) 24%	(19年度) 50%

定義：世論調査等で「家庭生活で平等になっている」との回答割合

男女平等啓発行事参加者の評価(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 87%	(13年度) 90%	(19年度) 100%

定義：アンケートの肯定回答数/全回答数

2-4 男女共同参画社会の構築

1 男女平等のための意識づくり

(1) 学校教育における男女平等教育の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

学校教育における研修や、区民に向けた啓発などの取組みを充実します。

(2) 社会教育における男女平等教育の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の充実を図ります。

(3) 性教育を通しての男女平等教育の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

人権としての性の尊重と認識を確立するための教育を推進します。

2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

(1) 政策・方針決定過程への男女の共同参画の促進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

区政を始め、政策形成への女性の積極的参画のための環境整備を促進します。

(2) 地域活動への男女の共同参画の促進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域活動における男女の参加、参画の促進を図ります。

3 家庭生活を男女がともに担うための支援

(1) 家庭生活における男女平等観の育成と支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

男女が共に家庭における責任を果たすための意識づくりに向けた啓発活動を充実します。

(2) 多様化する家庭への支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

各種相談業務の充実と高齢単身者の自立支援や育児、介護等の支援策を推進します。

〔基本構想〕

福祉社会は平和であってこそ実現するのであり、世界の恒久平和を願い、平和の視点を取り入れた区政の推進を図ります。

また、外国人を地域社会の一員として受け止め、地域における外国人との交流や異文化理解の促進を始めとした国際交流等を通じて、国際社会に開かれた地域社会の形成を図ります。

〔現況と課題〕

世界の恒久平和は、人類共通の願いです。冷戦構造の終焉により東西の対立がなくなり、核兵器廃絶へ向けた努力が続けられていますが、民族や宗教に起因する地域的紛争は後を絶たない状況にあります。一方、国内では戦後半世紀以上を経過し、戦争体験も風化しつつあります。

人々の生活や交流、都市の活発な活動は、人々の間に争いがなく、安全な暮らしが守られてこそ保障されるものです。このため、今後も区政の基本的課題として、恒久平和の実現に向けた平和施策の推進が求められています。

新宿区は、昭和61（1986）年3月に「平和都市宣言」を行い、世界の恒久平和実現のため、区民の参加を得て各種平和事業に取り組んできました。

今後も、様々な考え方や価値観を尊重し合い、共存できる平和な社会を目指し、区民とともに継続的にその実現に取り組んでいく必要があります。

そのためには、区民一人一人が平和について学び、考え、行動することが重要であり、区には様々な機会をとらえ、平和についての啓発の強化を図ることが求められています。平和の尊さや戦争の悲惨さを次の世代に継承するため、平和に関する資料の収集

に努めるとともに、学校教育や社会教育などにおいて、平和に関する学習を推進し、平和についての認識を深める必要があります。

一方、経済活動が国境を越えて広く展開するにつれ、人の動きも盛んになり、新宿区においても、外国人登録者数は1980年代から急増しました。このため、新宿区においては、「国際化」は既に地域や個人にとって身近な問題として受けとめられています。

新宿区の外国人登録者数は、1970年代まで5,000人台で推移していましたが、80年代に入ると急激に増加し始め、平成14（2002）年には26,000人を越えました。新宿区の総人口に占める外国人の比率は平成14（2002）年当初で9.1%と、23区平均の3.3%を大きく上回っています。

これにともなって、地域では日本人と外国人との交流が活発になるとともに、日常生活の中では、異なる生活習慣などによる摩擦やトラブルも増加してきました。

日本人は、これまで世界の多様な民族や文化と日常的に交流する経験や機会をあまりもたなかったこともあり、外国人との自然な人間関係を結ぶことに不慣れであるとの意見もあります。しかし、21世紀を迎え、日本の社会が世界に開かれたものとなっていくには、法律や制度、慣行の改善とともに、日常の生活の場において、日本人と外国人とが、相互の努力によって、共生できる環境を整えていくことが重要です。

生活に最も身近な自治体である区は、地域に定住する外国人を、ともに地域で生活する区民として位置づけ、受け入れることが必要です。外国人が真の意味で地域社会に受け入れられるためには、日本人と外国人が互いに理解しあい、心を開きあうことが

不可欠です。

そのためには、まず、外国人との間のコミュニケーションの機会を増やし、相互の意思疎通を図ることが必要です。次に、双方が互いの文化や考え方の違いを理解し、相互に認めあう姿勢が必要です。

区内には、国際交流や国際協力を目的とした自主的な団体の活動や、また外国人の生活上の様々な問題に対して手助けをするボランティア活動が盛んになってきています。これからは、行政だけでなく、区民、民間団体、事業者、ボランティア、NPOなど多様な主体が連携することにより、様々な機会を通して、日本人と外国人のそれぞれの生活や文化の相互理解を促進し、参加と交流を通じて共に生きる地域社会を築いていくことが求められています。

〔長期目標〕

- 1 世界の恒久平和を実現するため、様々な機会をとらえて、平和に関する学習と啓発を推進し、平和についての認識の強化を図ります。
- 2 外国人を地域住民の一員として受けとめ、地域における外国人との異文化理解を促進し、参加と交流を通じて、共に生きる地域社会を築いていきます。

1 平和事業の推進

〔施策の方向〕

啓発事業の充実を始め、生涯学習等における平和に関する学習活動を推進します。

また、様々な交流活動を推進して区民の平和に対する意識啓発を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

ポスター展応募者数(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 2,000人	(14年度) 1,562人	(19年度) 2,000人

定義：ポスター展応募者数

2 国際化に対応した地域社会づくり

〔施策の方向〕

- (1) 外国人のための環境整備

外国人のための情報提供と相談機能を充実するとともに、外国人にも生活しやすい地域社会を形成します。

- (2) 国際理解を深める事業の推進

友好都市との交流を始め、内外の人々の活動や組織との交流及び連携の促進を図ります。

また、区民、関係団体、事業者、ボランティア、NPOなど多様な主体が連携し、外国人との交流や外国人の地域への参加を推進し、異文化理解を促進します。

さらに、国際感覚を養う教育や研修の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

国際交流事業に参加した区民(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 289人	(13年度) 395人	(19年度) 1,000人

定義：年度別参加者数

2—5 平和の推進と国際化への対応

1 平和事業の推進

(1) 平和事業の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

啓発事業の充実を始め、生涯学習等における平和に関する学習活動を推進します。

2 国際化に対応した地域社会づくり

(1) 外国人のための環境整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

外国人にも生活しやすい地域社会を形成します。

(2) 国際理解を深める事業の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

多様な主体が連携し、外国人との交流や外国人の地域への参加を推進し、異文化理解を促進します。

*オープンスペース
建造物がない空間のこと。公園とか広場をいう。

*都市計画道路
市街地の健全な発展を目指すため、都市計画法に基づいて決定された道路網。

第3章 安全で快適な、みどりのあるまち

3—1 計画的なまちづくりの展開

〔基本構想〕

適切な都市構造の実現を図るとともに、区内の土地利用を、住居系、商業系、工業系その他複合系等に区分し、計画的にそれぞれの地区が形成されるよう、規制、誘導を図ります。

また、地域の特性を十分にいかして、それぞれの地域の計画的なまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的整備を図ります。

〔現況と課題〕

新宿区は、全体の約5割を占める住宅地と、新宿駅周辺を始めとする業務商業地、という2つの性格の異なる要素を併せ持ちながら、巨大都市東京の一翼を担い、大きく発展してきました。しかし、その一方、区内には都市基盤や*オープンスペースの整備がまだ十分でなく、防災性や住環境の点から課題を抱える木造住宅密集地域が広く分布しています。

バブル経済期には、東京一極集中が加速する中で、新宿区への業務機能の集積はさらに高まり、区内の昼間人口は、80年代の10年間には18.6%もの大幅な増加をみました。このため、新宿駅周辺のみならず、住宅系用途の地域においても、新たな事務所等が立地し、業務商業機能による侵食が行われました。しかし、バブル経済の崩壊により、業務ビルの空き室の増加や空地、駐車場など多くの低・未利用地が生み出され、まち全体の活力が低下し、地域コミュニティにとって深刻な問題となっています。

また、新宿区は業務商業機能の過度な集中に対して、交通施設や道路などの都市基盤施設の整備が今なお十分であるとは言えません。新宿区内の主要な幹線道路は、多くの路線で交通容量を上回り、渋滞を引き起こしています。この原因の一つには、*都市計画道路の整備率が約57.3%に留まっていることがあります。こうした幹線道路での渋滞は、地区内の生活道路への通過交通の流入を招く一つの原因ともなっており、生活道路における歩行者の安全性や快適性の確保に悪影響を及ぼしています。

さらに、新宿区内においては、平成12（2000）年度の都営地下鉄大江戸線の全線開通など、鉄道網の整備が進んでいますが、鉄道輸送力の増強にもかかわらず、通勤・通学の混雑解消には至っていません。区内には、新宿駅、高田馬場駅など都内有数の交通拠点となる駅があり、鉄道と歩行者、自動車交通などとの結節点として重要な役割を果たしていますが、利用人員に見合う十分な容量が確保されておらず、また駅舎や駅周辺の設備が周辺環境や交通弱者等に対して十分整備されているとはいえない状況にあります。

新宿区の特徴は、住宅地と業務商業地の2つの異なる要素を併せ持つところにあり、それが多様な新宿区の魅力を引き出しています。

新宿区が21世紀を迎え、都市としてさらに成熟していくためには、業務商業機能の過度の集中を抑制しつつ、都市機能とそれを支える都市基盤施設とのバランスのとれた発展を目指すことが必要です。都

*地区計画制度

地区の特性をいかしたまちづくりを進めるための制度。都市計画法に基づき、一体的に整備および保全を図るべき地区について、道路、公園等の施設の整備や建築物の建築等に関し必要な事項を定めるもの。

*市街地再開発事業

都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物および建築施設の整備などを行う事業。

市の骨格をなす、鉄道・道路網については、国や都を始め事業者等に対しても、積極的に働きかけ、周辺環境や地域特性、地域コミュニティにも十分配慮した公共交通の整備を図っていく必要があります。さらにまた、平成12（2000）年に成立した、交通バリアフリー法に基づき、交通バリアフリー整備促進に向けた取組も必要です。

また、土地利用の適正な誘導により、住宅系の地域は良好な居住環境の保全・誘導、それ以外の住・商・工の複合した地域は、業務商業機能と居住機能との調和がとれた市街地形成を進めることが必要です。

防災や環境に配慮した適正な地域地区の指定を行うとともに、*地区計画制度や*市街地再開発事業を始めとする各種の制度、手法を活用して、基盤整備と一体となった土地の適正な活用を進めることが重要です。区民、事業者と協力して、個別の建設行為を秩序ある市街地の更新へ誘導していく必要があります。

また、区内には、広域的な拠点としての新都心地区に加え、高田馬場、四谷を始めとする駅周辺地区において、それぞれ特色ある業務商業機能の集積が進み、地域の生活を支える拠点としての役割を果たしています。これらの拠点は、地域ごとに個性をもつという新宿区の特徴を支えるものであり、今後も、地域特性に応じた整備を図っていくことが必要です。

低・未利用地については、整備手法の調査研究を行い、地域特性をいかした有効活用の誘導が必要です。その前提として区としても、急激な地価の高騰が再び起こらないよう、国土法の適正な運用や土地情報の提供に努めることが必要です。

さらに、まちづくりを進めるに当たっては、その主体はその地域に住む区民である、ということの基本に、それぞれの地域の特性や歴史性を踏まえ、区民や地域で活動する事業者の参加と協力による、地域からの計画づくりやまちづくりを進めることが重

要です。区民による主体的なまちづくりの会の運営を支援するとともに、地域の状況、区民の意向等を踏まえた事業手法を用い、居住環境や防災安全性の向上をめざしたまちづくりを推進していくことが必要です。

人の住むまちを基本とし、都市地域の容量や環境負荷にも配慮した生活都市新宿のまちづくりを、地域の将来像を見据えつつ計画的に展開する必要があります。

〔長期目標〕

- 1 区民が安心して快適に暮らし、住み続けられるように、都市地域の容量や環境負荷にも配慮した計画的なまちづくりを進めます。
- 2 都市基盤の整備や土地利用の適正な規制誘導を図り、適切な都市構造を実現します。
- 3 地域の特性をいかしたまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的整備を図ります。

1 適切な都市構造の実現

〔施策の方向〕

(1) 都市骨格の形成

都市機能の集積とそれを支える都市基盤施設とのバランスのとれた発展を目指し、適切な都市骨格の形成を推進します。そのために、鉄道網や周辺環境にも配慮した都市計画道路等の整備を促進し、計画的なまちづくりを進めます。

(2) 土地利用の適正な誘導

住宅系の地域は良好な居住環境の保全・誘導、それ以外の住・商・工の複合した地域は、業務商業機能と居住機能との調和がとれた市街地形成を図ります。そのために、地域・地区の適正な指定を行うと

***交通結節点**

鉄道の乗継駅や鉄道とバスの乗換えが行われる駅前広場のように、交通導線が集中的に結節する箇所。ターミナル。

ともに、地区計画の導入や開発行為の規制・誘導を行います。

(3) 都市基盤施設の整備

身近な生活の豊かさを支える都市基盤施設の整備を進めます。そのために、人と環境に配慮しながら、生活道路、駐車場などの道路・交通施設の整備を推進するとともに、*交通結節点については、駅施設の整備を促進するとともに、駅前広場や自転車駐車場等の整備を図ります。また、交通バリアフリー重点整備地区を選定し、基本構想を定めることにより交通バリアフリーの積極的な整備を促進します。

〔施策実現に関する指標〕

都市計画道路補助72号線用地買収率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 51%	(14年度) 77%	(19年度) ↗

定義：都市計画道路補助72号線（Ⅰ期＋Ⅱ期）の買収済面積/事業面積

区域線調査率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 58.6%	(14年度) 63.05%	(19年度) 75%

定義：都市計画道路補助72号線（Ⅰ期＋Ⅱ期）の買収済面積/事業面積

2 地域の特性をいかした参加のまちづくり

〔施策の方向〕

まちは本来、区民が主体となり行政の支援や企業等との協力のもとに自らつくりあげるものという視点に立ち、区民や企業等のまちづくりへの参加を推

進することが必要です。このため、多様な参加の場づくりを進めるとともに、区民の自主的なまちづくりを積極的に支援し、地域の特性や歴史性をいかした地域別のまちづくりを推進します。

なお、居住環境上、防災安全上、特に改善を必要とする地区については、区民や事業者等との参加と合意のもと、地域特性を踏まえた手法により、重点的にまちづくり事業を推進します。

また、まちづくり相談員の派遣や、民間ボランティア等の活用によるまちづくりを推進します。

〔施策実現に関する指標〕

再開発による市街地の整備合意形成割合（6地区）(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 53%	(14年度) 63%	(19年度) 100%

定義：計画期間内における市街地再開発6地区における合意者/全権利者

再開発による市街地の整備（西新宿六丁目南地区）



3—1 計画的なまちづくりの展開

1 適切な都市構造の実現

(1) 都市骨格の形成

小項目（事業のかたまり）の主な内容

鉄道網や周辺環境にも配慮した都市計画道路等の整備を促進し、計画的なまちづくりを進めます。

(2) 土地利用の適正な誘導

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地域、地区の適正な指定を行うとともに地区計画の導入や開発行為の規制、誘導を行います。

(3) 都市基盤施設の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

身近な生活の豊かさを支える都市基盤の整備を図ります。また、交通バリアフリー重点整備地区を選定し、基本構想を定めることにより交通バリアフリーの積極的な整備を促進します。

2 地域の特性をいかした参加のまちづくり

(1) 地域別まちづくりの推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

まちづくり相談員の派遣や、民間ボランティア等の活用によるまちづくりを推進します。

*ライフライン

日常生活に必要とされる水道、ガス、電気、通信等の供給ルート。

3—2

災害に強い安全なまちづくり

〔基本構想〕

都市基盤施設や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めます。また、安全なまちづくりについての区民の自主的な取組を支援し、災害に強い地域社会づくりを進めます。

〔現況と課題〕

平成7（1995）年1月に発生した阪神・淡路大震災は、都市直下型地震の恐ろしさを如実に示しました。老朽木造住宅の倒壊や火災等による多くの人的被害とともに、高速道路や*ライフラインなどの都市施設が崩壊し、都市機能に深刻な打撃を与えたこの大地震は、自然災害に対する都市の脆弱さを改めて認識させました。

現在関東地方では、南関東地域直下型地震や、東海地震など、大型地震の切迫性が指摘されています。東京の区部は、人口や産業、交通など都市機能の集中、集積が急速に進み、短期間で高密の市街地が形成されてきました。しかし、こうした急速な都心化のかけでは、都市基盤整備が立ち遅れ、十分な整備がされていない地区も少なくありません。特に、新宿区を始めとする山手線周辺部には、防災上の課題を抱える木造住宅密集地区が広く分布しており、大きな課題となっています。

新宿区を始め東京の区部では、こうした都市の成り立ちや現状から、また阪神・淡路大震災が、早朝におき、当日はほとんど無風状態であったことなどから、今後発生する地震の規模や時間等によっては、阪神・淡路大震災をはるかに上回る被害が発生するおそれがあります。このため、地震等による被害を最小限に抑え、災害に強い安全なまちづくりを進めることが緊急の課題となっています。

新宿区では、新都心地区や、駅周辺、幹線道路沿道を中心に建物の不燃化が進んでいますが、住宅地では十分に進んでいる状況にはなく、また、全体的に公園、緑地等のオープンスペースも不足しています。特に、木造住宅密集地区では、道路、公園などの都市基盤施設の整備が遅れていることもあり、延焼火災などの災害危険度が高い地区とされています。

災害に強い都市づくりを進めていくには、長期的な展望のもとに、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本になります。

そのためには、延焼遮断機能を持つ幹線道路や公園等により、大地震が発生しても「火を出さない、火をもらわない」ブロック、すなわち防災生活圏を形成し、安心して住める「逃げないですむまち」にしていくことが必要です。

防災生活圏を形成する地区内で、木造住宅が密集する地区については、建物の耐震・不燃化・共同化にあわせて、道路、公園等を整備し、防災性の向上とともに、そこに住み暮らす人々にとって、良好で快適な生活空間の実現を図ることが必要です。整備に際しては、それぞれの地区の歴史や特性、区民の生活やコミュニティにも十分配慮することが重要であり、行政の積極的な対応と区民の主体的な参加のもとで、協働による、修復型のまちづくりを進めていくことが必要です。

また、個々の建築物の安全性を確保することも重要な課題です。建築物や施設等の不燃化、耐震化を促進していくことが求められています。

一方、都市型水害に備えるため、公共施設や民間施設における雨水貯留・浸透施設の整備など総合的な治水対策を進めることが必要です。

さらに、災害時における初動体制や情報収集伝達、

***雨水流出抑制施設**

河川流域のいっ水の防止と地下水の涵養を図るための施設。具体的には、道路や公共施設等に雨水貯留槽や透水性舗装等を設けること。

救護、救援など、災害時の活動体制を強化・充実していくことも必要です。

また、地域における日常的な防災への取組が重要であることも、阪神・淡路大震災の大きな教訓の一つです。防災区民組織の育成と充実は、これまでも重要な課題として取り組んできましたが、時の経過と共に薄れていく防災意識を高揚させるための普及啓発活動も大きな課題となっています。地域の防災体制づくりにあたっては、「自分の身の安全は自分で守る」という自助の精神、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共助の精神に基づき、区民、事業所等、そして公助の役割をはたす行政がそれぞれの責任を分かち合い、地域ぐるみで協働することができる地域防災コミュニティづくりが求められています。

また、地域の拠点である避難所機能の充実を図るうえでは、災害時に区民自らが用意できないもので、必要不可欠な物資等の確保が課題です。

昼間人口が著しく多い新宿区においては、帰宅困難者対策も早急な取組が求められています。

さらに、区内には超高層ビル群や雑居ビル、大規模地下街、繁華街等を抱えており、特に繁華街の雑居ビルでは、ひとたび火災等が発生すれば、人命に及ぶ惨事となる可能性が高い状況です。これら市街地の安全化を図るための対策も重要課題です。

〔長期目標〕

- 1 建築物の不燃化、耐震化の促進及び道路や広場の整備等により、都市防災機能の向上を図るとともに、総合的な治水対策の推進を図り、災害に強いまちづくりを推進します。
- 2 「自分たちのまちは自分たちで守る」という視点に立ち、区民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を分かち合い、地域ぐるみで協働することができる体制づくりを推進します。

1 防災都市づくり

〔施策の方向〕

(1) 都市防災機能の向上

避難道路、避難場所や延焼遮断帯などの施設整備、建物の不燃化と耐震化、また、がけや擁壁の点検・整備を進めるとともに、ライフライン施設や高速道路等交通基盤施設の耐震性の強化を促進するなど、都市防災機能の向上を図ります。特に、地震時に大きな被害が懸念される木造住宅密集地区においては、様々な手法を用い、老朽木造住宅の建替えや道路、公園等の整備を進め、都市の防災機能を高めていきます。また、地域における建築物等の危険箇所の点検等を踏まえ、地域の実態に即した安全なまちづくりを進めます。

(2) 総合的な治水対策の推進

河川改修や下水道の整備を促進するとともに、*雨水流出抑制施設の整備を進め、事業者等の協力のもとに、総合的な治水対策を推進します。

また、水害防止に関わる様々な情報を提供し、区民の防災意識を高めていきます。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

災害につよい「安全なまち、安心できるまち」をつくっていくためには、まちの建築物の安全性が確保されていなければなりません。そこで、建築物の中間検査、完了検査の受検率の向上を図るほか、建築に関する相談体制の強化、充実を図ります。

安全・安心に関する条例の制定により、区民と事業者、区が協働・連携して、安全・安心なまちづくりを進めます。

〔施策実現に関する指標〕

建築物工事完了検査受検率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(12年度)	(19年度)
34.5%	33.4%	50.0%

定義：新築・増改築工事完了時期における、建築基準法に定める完了検査受検件数/対象件数

2 地域ぐるみの防災体制づくり

〔施策の方向〕

(1) 地域の防災体制の強化

「自分の身の安全は自分で守る」、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という視点に立ち、区民及び事業者等と区とが協力して防災に取り組み、地域の自主防災体制の強化を図ります。また、高齢者や障害をもつ人など「災害時要援護者」や外国人等の安全確保対策の充実も図ります。さらに、地域の危険箇所の点検等について、地域の主体的な取り組み等を推進し、地域ぐるみの防災体制づくりの強化を図ります。

(2) 救援・救護体制の整備

被害を最小限に止めるため、救援や救護などの体制を着実に整備します。そのために、初動体制や情報収集伝達体制の強化を図ります。一方、区立小中学校等の避難所としての機能の充実を図るため、不足している資器材の整備を進めるなど救援機能の強化を図ります。

また、地域の防災組織との連携を緊密にするため、特別出張所を地域の防災活動の拠点として位置づけ、災害時に円滑な避難所運営を行うために、自主運営組織である避難所運営管理協議会の体制強化や防災ボランティアの育成により避難所を中心とした地域の救護・救援体制づくりを進めます。さらに、災害

医療体制の整備を推進するなど、ボランティア等との連携を含めた救出・救護体制の強化を図ります。

(3) 災害活動体制の整備

災害時に迅速で的確な対応をとるために災害活動体制の整備を図ります。また、情報伝達能力の向上や機動力の充実を図るために防災無線システムの整備や職員装備の充実を図ります。また、公共的団体や民間団体との相互応援協力等による幅広い活動体制を整備します。

〔施策実現に関する指標〕

避難所情報ボランティアの育成(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
12人	66人	110人

定義：登録ボランティア数

防災アドバイザーの育成(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
21人	36人	40人

定義：登録ボランティア数

水防訓練



3—2 災害に強い安全なまちづくり

1 防災都市づくり

(1) 都市防災機能の向上

小項目（事業のかたまり）の主な内容

様々な手法を用い、老朽木造住宅の建替えや道路、公園等の整備を進め、都市の防災機能を高めていきます。

(2) 総合的な治水対策の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

水害防止に関する様々な情報を提供し、区民の防災意識を高めていきます。

(3) 安全・安心なまちづくりの推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

建築物の受検率の向上を図り、また、建築に関する相談体制の強化、充実を図ります。

2 地域ぐるみの防災体制づくり

(1) 地域の防災体制の強化

小項目（事業のかたまり）の主な内容

高齢者や障害をもつ人など「災害時要援護者」や外国人等の安全確保対策の充実を図ります。

(2) 救援・救護体制の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

不足している資機材の整備を進めるなど、救援機能の強化を図ります。

(3) 災害活動体制の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容

災害時に迅速で的確な対応をとるために災害活動体制の整備を図ります。

3—3

快適な生活環境づくり

〔基本構想〕

多様な居住ニーズに対応した住みよい環境づくりを進め、定住の促進を図るとともに、便利で快適な都市生活の実現に努めます。

また、生活道路や交通安全にかかわる施設や施策を充実するとともに、公園、広場の整備を図り、ゆとりある快適な生活環境づくりを推進します。

〔現況と課題〕

新宿区では、業務商業系土地利用の占める割合は大きくなってきていますが、それでもなお区全体の約5割は住宅系の土地利用であり、将来も住み続けたいという区民が数多くいます。

しかし、区内には、幅員4メートル未満の狭い道路に面している住宅も多く、小規模敷地の多い地域では、個別の建替えを困難なものにしています。特に、木造住宅が密集している地域では、道路や公園などのオープンスペースの不足や日照の問題、老朽化の進行など、住環境や防災性の点から、様々な課題を抱えています。

こうした住宅地の環境を反映して、区内の住宅の平均居住水準は低く、年々改善されてきてはいるものの、平成10(1998)年時点ではおよそ7分の1(平成5(1993)年時点ではおよそ5分の1)が国の定める最低居住水準を満たさず、特に、民間賃貸住宅ではおよそ5分の1(平成5(1993)年時点ではおよそ3分の1)が水準以下となっており、住宅の質の改善は引き続き課題となっています。バブル経済の崩壊以降、近年は地価の下落及び都心回帰の潮流により、区内マンション供給が増加するなど住宅の量的不足は解消されつつありますが、その供給は単身者向けの比較的住戸面積の狭い集合住宅が過半で

あり、ファミリー世帯がゆとりをもって暮らせる規模のものは少ないのが現状です。

こうした状況は、バブル期の地価高騰による家賃負担の増加等とあいまって、ファミリー層の区外転出を生み、定住人口の減少や、少子・高齢化に一層拍車をかけることとなりました。バブル経済の終息した平成3(1991)年以降、地価は急激に下落し、平成9(1997)年からはほぼ横ばいで推移してきていますが、ファミリー層向けの、適切な規模と負担能力に見合った適正な家賃の住宅は、依然として不足しています。

また、急激な高齢化に伴い、今後は、高齢期における心身機能の低下等に対応した住宅の整備を図るとともに、福祉・保健サービスとの連携により、高齢者や障害をもつ人などが住み慣れた地域で安心して生活が続けられるような施策の展開が急がれています。

住宅は、私たちの生活を支える場であるとともに、地域におけるコミュニティ活動の基盤でもあります。いきいきとした健康な暮らしや豊かな生活の質が強くもめられており、ゆとりある快適な住環境の整備とそれを踏まえた定住の促進は、今後も区の基本的な課題です。さらに、単身世帯の増加や少子・高齢化、世帯の多様化などが並行して進んでいることから、地域社会における均衡のとれた人口構成の確保は、地域のコミュニティや活力の維持につながる重要な課題です。また、生活道路や快適な歩行者空間の整備など地域の生活環境の向上を図ることも、ゆとりある快適な住環境を実現するうえで大切です。

新宿区では、このような課題に的確に対応していくため、まちづくりと一体となった住宅・住環境施策の展開を図ることが必要です。

***環境共生型住宅**

地球環境を保全する視点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分配慮がなされ、また周辺の自然環境と調和し、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅。

***区営住宅**

一定の収入基準内の住民を対象に区が設置する住宅。

急速な高齢化の進行にあわせ、高齢者や障害をもつ人などが、安心して地域で住み続けられるよう、福祉施策等とも連携しつつ、公的住宅を含めた良好な住宅供給の促進や居住継続支援を図っていくことが必要です。また、ファミリー層については、世帯構成やライフステージに応じて、適正な住居費負担のもとでゆとりある住まいを確保できるようなしくみづくりの推進が重要です。良質な公的住宅の供給や定住支援対策を展開するとともに、住宅の約9割を占める民間住宅分野において、まちづくり手法との連携のもとに、良質な住宅供給への適切な支援・誘導を図り、多様な居住ニーズに即した住宅の確保を促進することが必要です。また、これからは環境にやさしい*環境共生型住宅の普及・啓発を進めることも大切です。さらに、今後大規模修繕や建替え時期を迎える中高層マンションなど集合住宅については、その適切な維持・管理についての相談・支援体制の充実が必要です。

また、身近な生活道路は、幹線道路等で囲まれた地区内の交通処理を受け持つだけでなく、買い物、散策、交流などのコミュニティ機能や、災害時の避難通路、延焼防止などの防災機能など、地域の安全と快適な環境づくりに深い関わりのある道路です。

しかし、新宿区では、私道を含めると約半分が幅員4メートル未満の狭い道路となっています。このため防災上の問題を始め、快適な生活に必要な日照、通風や空地機能が十分得られないなど課題を多く抱えています。

このため、幅員4メートル未満の細街路の拡幅整備をさらに進めるため、平成14(2002)年3月に「新宿区細街路拡幅整備条例」を制定し、建替え等を契機に、積極的に整備を進めています。

一方、個々の道路の整備に当たり、これまでややもすると自動車交通の視点から道路機能を捉えてきたため、歩行者にとって必ずしも利用しやすく快適

な道路となっていません。

高齢社会を迎え、今後は自動車交通には多少不便さが生じても、高齢者や障害をもつ人など全ての人にやさしい道路や、楽しく歩くことのできる快適で安全な歩行環境の整備を図ることが必要です。さらに交通安全施設の整備と施策の充実を図ることも重要です。

〔長期目標〕

- 1 区の施策全体を通して、快適な住環境の形成とそれを踏まえた定住の促進を図ります。
- 2 まちづくりと一体となった住宅・住環境施策の展開により、ゆとりある住空間を創造し、区民が安心して快適に暮らし、住み続けられる都市環境づくりを推進します。
- 3 交通の利便性や防災性の向上及び快適な生活空間の形成を図るために、生活道路の整備を進めます。また、人にやさしい道路や楽しく歩くことのできる歩行者空間の整備を推進するとともに、交通安全施設の整備と施策の充実を図ります。

1 住みよい環境づくり

〔施策の方向〕

(1) 住宅地の保全と改善

高齢者や障害をもつ人などが、地域社会で安心して自立した生活を維持できるよう、ハンディキャップにも配慮した公的住宅を始めとする良好な住宅供給を促進するとともに、住み替え等による居住継続の支援を図ります。

ファミリー層に対しては、適正な規模・家賃で多様なライフスタイルに即した住宅供給が必要であり、公共住宅の供給に関しては、住宅に困窮する低所得層に対する*区営住宅を継続して供給していきます。

***区民住宅**

一定の収入のある中堅所得者層の住民を対象に区が設置する住宅。

***路面下空洞調査**

突然発生する道路陥没を未然に防ぐため、その原因となる道路下の空洞を調べること。

***自転車等整理区画**

歩道幅員が比較的広い道路に区画線を引き、事前に登録された自転車等が駐車するスペース。

中堅所得層向けの*区民住宅については、民間の供給増加が見込まれることから、当面新たな供給は休止する一方、新しい事業手法による住宅供給手法の検討を進めます。

また、既存の集合住宅の管理と維持、建て替え等についての適切な啓発・指導の充実を図ります。

(2) 良好な住環境づくり

まちづくりと連動した良質な民間住宅の建設を促進することにより、都市サービスの集積をいかした都心居住を推進するとともに、区民の良好な生活環境を維持するために、公衆浴場関係事業を継続し、コミュニティにも配慮した住環境の総合的改善を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

区営住宅の計画戸数に対する供給戸数(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 0%	(14年度) 56%	(19年度) 67%

定義：供給戸数/当初基本計画総数

2 人にやさしい道路、交通施設の整備

〔施策の方向〕

(1) 生活道路の整備

地区内の主要道路、主要区画道路の整備を推進するとともに、細街路の拡幅整備を進め、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。

(2) 暮らしのなかの道づくり

高齢者や障害をもつ人などにも配慮した、人にや

さしい道路・交通施設の改善を進め、歩行者が安心して歩けるよう生活道路の体系的整備を図ります。

(3) 快適な歩行空間の整備

道路の緑化を始めとする道路景観の整備を進めるとともに、歩行者優先道路や歩道の設置など、歩行系道路の整備を進め、楽しく歩くことのできる歩行者空間の整備を図ります。

(4) 道路機能の保全と改良

安全な道路機能を確保するために道路や橋りょうの点検活動を行い、適切な改善を図ります。また、*路面下空洞調査などで、より効率的な道路の維持管理を進めていきます。

(5) 交通安全のまちづくり

交通安全施設の充実や、交通安全意識の高揚を図ります。放置自転車対策の推進としては、引続き自転車駐車場の整備が必要ですが、駅周辺などでは用地確保が困難なため、関係機関と協議のうえ*自転車等整理区画の整備等で対応します。また、施設整備には限界がありますので、放置させない「声掛け運動」の輪を、区民・地域との協働により拡大するなど、今後一層自転車適正利用への啓発活動の強化を図っていきます。

〔施策実現に関する指標〕

細街路の全体整備率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 0.7%	(14年度) 1.9%	(19年度) 9.4%

定義：細街路（区道+私道）の整備累積延長/総延長

**区民との協働による放置自転車重点対策地区
指定数（地区）**

基準値	現状値	目標値
(13年度) 2地区	(14年度) 3地区	(19年度) 15地区

定義：区民協働を基本とした放置自転車重点対策地区数

放置自転車対策（新宿駅西口）

（撤去前）



（撤去後）



3—3 快適な生活環境づくり

1 住みよい環境づくり

(1) 住宅地の保全と改善

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

住宅に困窮する低所得者層に対する区営住宅を継続して供給していきます。

(2) 良好な住環境づくり

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

公衆浴場関係事業を継続するほか、コミュニティにも配慮した住環境の総合的改善を図ります。

2 人にやさしい道路、交通設備の整備

(1) 生活道路の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容
地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。

(2) 暮らしのなかの道づくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容
歩行者が安心して歩けるよう生活道路の体系的整備を図ります。

(3) 快適な歩行空間の整備

小項目（事業のかたまり）の主な内容
歩行系道路の整備を進め、楽しく歩くことのできる歩行者空間の整備を図ります。

(4) 道路機能の保全と改良

小項目（事業のかたまり）の主な内容
効率的な道路の維持管理を進めていきます。

(5) 交通安全のまちづくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容
交通安全施設の充実や、交通安全意識の高揚を図ります。また、自転車等整理区画の整備を図るとともに、自転車適正利用への啓発活動の強化を図っていきます。

***魚道の整備**

川の途中の堰による段差の解消、産卵に必要な瀬や藻類が繁殖する小石類の設置等による魚類の生息環境の整備。

3—4

うるおいのあるみどりのまちづくり

〔基本構想〕

みどりは人々の心にうるおいとやすらぎをもたらす貴重な環境資源です。四季の変化が感じられ、きれいな空気や水、豊かな樹木につつまれた居住環境を形成するために、みどりの保全と創出など地域緑化を推進します。

また、水辺や公園の整備を推進し、うるおいのあるまちづくりを進めます。

〔現況と課題〕

緑のある公園、広場、川や水辺などは、人々にうるおいとやすらぎをあたえてくれるものであり、区民の快適でゆとりある生活にとって、かけがえのない貴重な空間・場所です。

また、樹林などは、都市の魅力を高める大きな要素であるとともに、空気を浄化し、災害に強いまちをつくるなど、安全で豊かな生活を実現するためには欠くことのできないものです。

このため、かけがえのない自然や身近なみどりを区民と区がともに守り、育て、創りだし、みどりのもつ様々な機能をいかした生活環境づくりを推進することは、新宿区のような高密な市街地では、特に大きな課題となっています。

区では、平成3（1991）年に「みどりの条例」を制定し、平成10（1998）年には「みどりの基本計画」を新たに策定し、これまで区民及び事業者の協力を得ながら、様々な手法によりみどりの回復・保全に努めてきました。

都心回帰によるマンション建設が増加するなどにより、屋上緑化の増加があるものの区内のみどりは年々減少を続けており、快適な生活環境を形成するために、生活の場における身近なみどりの保全と創

出が一層重要になっています。

河川でのコンクリートの護岸は、まちの安全性を向上させる一方で、水辺の景観や魚などの生き物への配慮を不十分なものとし、区民が川や水辺に親しむ機会を少なくしました。近年では、水質が改善され、神田川ではアユの遡上が見られることなどから、*魚道の整備など、これからは生き物の生息できる環境づくりを進めるとともに区民が親しめる水辺空間の創造も求められています。

新宿区の一人当たりの公園面積は、23区平均より少なく、世界の中心都市と比較しても極めて低い状況にあります。新宿区の公園には広い面積の公園が少なく、その大半は1,000平方メートルに満たない小さな公園であり、特徴をもつ公園も少ないのが実情です。区民生活の多様化に対応した、個性的で魅力的な公園や広場に整備することが求められています。また、公園の防災機能を再認識することが必要です。

さらに、地球環境問題の深刻化を背景に、自然との共生が一層重要な課題となっており、区民の理解と協力のもとに、うるおいのある自然環境の回復を図ることが重要です。

みどりは、将来に残すべき私たちの共有の財産です。

今あるみどりをこれ以上減らさないよう、樹木や樹林についての強力な保全策を始め、みどりを守り増やすためのしくみづくりや制度を強化する必要があります。地域のなかの、みどりとみどりを結びつけるとともに、それぞれの地域特性をいかしたみどりへの取組をすすめ、身近なみどりのまちづくりへと発展させていくことが必要です。

また、生き物が生息できる環境づくりと水辺の回

***里親制度**

公園、道路などを地域で自主的に管理するしくみ。参加する人（里親）の活動場所、期間、頻度等は、区との話し合いで決めます。

復を通じて、自然との共生を促進する必要があり、神田川や外濠などの貴重な水辺については、親しめる水辺空間の形成を図るとともに、水とみどりの快適な環境づくりを進めることが重要です。こうしたみどりの保全と創出を進めるには、行政・区民・事業者のパートナーシップに基づく事業展開が不可欠であり、そのためのしくみづくりが強く求められています。

さらに、地域に密着した安全で快適な公園や広場の整備充実を図り、区民に親しまれ、住む人が誇りを持てる公園づくりを進めることが必要です。魅力のなくなった公園を区民参加を得て、地域のコミュニティの核として活性化しよう再整備を進めるとともに、小規模公園等の活性化を図るため、その利用や管理を近隣の区民とともに考え、行い、身近な広場として再整備することも重要です。平成11（1999）年に整備が完了したまつ川公園は、区民の意見を取り入れ、開放的でより親しまれるようになりましたが、今後身近な公園・広場の整備にあたっては、利用率を高めるため、計画の段階から区民の参加を求め、整備後の維持管理についても*里親制度を確立していくことが求められています。

〔長期目標〕

- 1 今ある貴重なみどりを保全し、生き物が生息できる環境の回復と水辺の整備及び維持保全を進めることにより、自然との共生を図るとともに、新たなみどりを増やすしくみづくりを進めます。
- 2 公園、広場を地域に密着した安全で快適なものとして整備・充実するとともに、身近な小規模の公園等の再整備にあたっては、地域住民と共に計画から管理まで協働することにより、住む人が誇りを持てる公園・広場づくりを進めます。

1 みどりと水の豊かなまちづくり

〔施策の方向〕

(1) みどりの保全・回復と緑化の推進

残されている良好な樹木や樹林を保全するとともに、生き物と共生し、ふれあえる都市を目指し、生き物の生息できる環境の回復を図ります。また、学校施設、保育園、福祉施設などを含め、区有公共施設の壁面・屋上緑化や河川の護岸緑化などを推進するとともに、緑化意識の啓発を図りながら、建築に際しての緑化の誘導を始め民間緑化を促進します。さらに、みどりを増やすしくみづくりを進め、身近なみどりの創出を図ります。また、区民等との協働により、歩道上の植樹帯等を活用してみどりを増やし、美しい道路を創造していきます。

(2) 水とみどりのネットワーク

湧水や下水道処理水等を利用した清流の復活や河川改修に合わせた水辺の整備を進めるとともに、適切な維持保全を図り、魚などの生き物と親しみふれあえる環境づくりを進めます。また、公園や道路のみどりとネットワークを形成して、うるおいのある空間づくりを進めます。

〔施策実現に関する指標〕

区の緑被率(%)

基準値	現状値	目標値
(12年度) 17%	(14年度) 17%	(19年度) 18%

定義：区の緑地面積/全体面積

親水施設整備率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度)	(14年度)	(19年度)
20%	40%	100%

定義：親水施設整備の整備個所数/予定個所数

神田川



2 公園、広場などの整備充実

〔施策の方向〕

公園の適切な配置と地域のニーズを踏まえた整備を進めるとともに、身近な広場の整備や特色ある公園づくりを進めます。

また、公園及び公園施設の再整備等を進め、公園の里親活動など地域住民とともに協働して利用の活性化を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

里親活動の実施公園数(園)

基準値	現状値	目標値
(13年度)	(14年度)	(19年度)
19園	19園	45園

定義：里親による管理実施公園数

3—4 うるおいのあるみどりのまちづくり

1 みどりと水の豊かなまちづくり

(1) みどりの保全・回復と緑化の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

今あるみどりを保全し、増やしていきます。また、区民との協働により、歩道上の植樹帯や河川の護岸等の緑化を進めます。

(2) 水とみどりのネットワーク

小項目（事業のかたまり）の主な内容

魚などの生き物と親しみふれあえるやすらぎとうるおいのある良質な河川環境づくりを進めます。

2 公園、広場などの整備充実

(1) 公園、広場などの整備充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

公園の管理を利用者である区民との協働で行うことにより、快適な公園の実現を目指します。

第4章 にぎわいと魅力あふれるまち

4—1 魅力あふれるまちづくり

〔基本構想〕

暮らしの場であるとともに、文化・経済活動が活発に展開し情報が交流する、都市としての魅力の充実を図ります。また、清潔で美しいまちづくりを進め、快適な都市環境の形成を図るとともに、緑化やまちのデザインやサインづくりの向上を図り、内外の交流にふさわしく分かりやすいまちづくりを推進します。

〔現況と課題〕

新宿駅周辺を始め、四ツ谷駅、高田馬場駅など主要な駅とその周辺は、業務商業機能の高密な集積があります。こうした集積に伴い、これらの地区は様々な情報や都市特有の文化の受信・発信の源となっており、区民だけに限らず、多くの人々の活動と交流の場となっています。新宿区という都市の魅力を生み出す源泉であり、今後もそれにふさわしいまちづくりを進めていくことが求められています。

新宿駅周辺等では、これまでも計画的な都市基盤整備がなされてきていますが、業務商業及び情報・文化の拠点としてそこに集まってくる膨大な量の人や車に対し、その整備は必ずしも十分なものとはなっていません。

また、日々暮らしている地域での、やすらぎやうるおいに対する関心が高まってきており、まちづくりにおいても、美しいまちなみや景観にとどまらず、みどりや自然、にぎわい、文化、コミュニティなどを含む、総合的で快適な環境づくりへの取組が求められています。

こうしたことから、今後は、区民生活と都市機能との調和を図るとともに、都市としての新宿区の魅力を更に向上させ、生活と交流の拠点としての個人的で美しさや楽しさ、親しみが感じられる魅力的な都市空間の形成を図ることが必要です。また、歩く人にやわらかなまちなみの誘導を図っていくことが重要です。

新宿駅周辺においては、駅周辺の広場・公開空地や道路の景観的な整備により、歩行者の回遊性を確保し、魅力的な買物空間等の整備を図ることが必要です。また、人々が交流するための快適な空間の整備を誘導するとともに、ゆとりとうるおいのある新都心の形成が必要です。四ツ谷、高田馬場等のその他の駅周辺地区においても、地域特性をいかした特色あるまちなみを育成していくために、界索性が感じられるにぎわいのあるまちなみや道路整備などに留意したまちづくりが必要です。

消費・娯楽・文化機能の集積している新宿駅周辺を始めとする業務商業地では、歩行者空間等の整備などにより、まちの快適性は向上してきているものの、過剰な屋外広告物の設置や放置自転車、吸殻やゴミの投げ捨てなどにより、まち全体の景観が阻害され、清潔感のない雑然とした印象を与える街並みとなっています。

今後は、美化意識の向上のための啓発や、地域商店街等と連携した美化への取組など、ソフト面での対策に重点を置く必要があります。また、ポイ捨て行為が後を絶たないことから、散乱ゴミの原因となりやすい物の製造や販売を行っている事業者等に、

ポイ捨て防止への独自の努力と施策への協力を求めていくことも重要な課題となっています。また、周辺環境との調和を踏まえた景観の質の向上を促進し、総合的な都市環境づくりを進めていくことが必要です。

〔長期目標〕

- 1 新宿駅周辺を始め、主要な駅周辺の道路・交通施設等の整備によって、混雑現象の緩和を図るとともに、回遊性を確保し、人々が集う個性的で魅力的な都市空間の形成を目指します。
- 2 周辺環境との調和を踏まえた景観の向上や快適な都市の環境づくりを進め、清潔で美しいまちづくりを目指します。

1 魅力ある都市空間づくり

〔施策の方向〕

区民を始め新宿区を訪れる多くの人々にとって、新宿という都市のもつ様々な魅力を更に大きく、豊かにするため、主要な駅の周辺を中心に、快適な歩行者空間、魅力ある買物空間の整備を図り、魅力的な都市空間の形成とまちづくりを推進します。また、新宿駅東西自由通路や新宿駅東口地区の整備については、関係機関と協議を続け、その実現に向けて努力していきます。

〔施策実現に関する指標〕

新宿駅周辺の一日本平均の乗降客数(千人)

基準値	現状値	目標値
(11年度) 2,783千人	(13年度) 2,903千人	(19年度) ——

定義：JR線、他社線の各新宿駅、営団丸ノ内線（西新宿、新宿三丁目）、都営新宿線（新宿三丁目）、都営大江戸線（都庁前、新宿西口）を含む

2 清潔で美しいまちづくり

〔施策の方向〕

(1) 清潔で快適な都市環境づくり

清潔で快適なまちづくりに対するモラルの向上を図るとともにルールづくりを進め、駅周辺地区を中心に環境美化・環境衛生対策の充実を図り、だれもが清潔で快適に過ごせる都市環境づくりを推進します。また、ポイ捨てと歩行喫煙がなくなるよう強力に啓発するとともに、ゴミゼロ運動を全区的に広げていく中で、区、区民、事業者が役割分担しながら、相互に協力してきれいなまちづくりを進めます。

(2) 景観まちづくりの推進

公共施設や建築物等の、まちの景観の向上を図り、ゆとりとうるおいを実感できる地域の特性をいかした景観まちづくりを推進します。

〔施策実現に関する指標〕

ゴミゼロの日参加団体数(団体)

基準値	現状値	目標値
(13年度) 46団体	(14年度) 125団体	(19年度) 200団体

定義：新宿区一斉道路美化清掃日（ゴミゼロの日）における参加地域団体数

4—1 魅力あふれるまちづくり

1 魅力ある都市空間づくり

(1) 魅力ある都市空間づくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地元主体により行政と地元が協働して、魅力とにぎわいあるまちづくりを進めます。

2 清潔で美しいまちづくり

(1) 清潔で快適な都市環境づくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容

区、区民、事業者が役割分担をしながら、相互に協力して清潔できれいなまちづくりを進めます。

(2) 景観まちづくりの推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

ゆとりとるおいを実感できる地域の特性をいかした景観まちづくりを推進します。

***グローバル化**

経済活動やものの考え方などを世界的規模に広げること。

***産業の空洞化**

競争力を失った製造業が、直接投資等を通じて、国外へ流出し、国内にはサービス産業のみが滞留する状況。

4—2

活力ある地域産業づくり

〔基本構想〕

区内の中小企業が担う都市型工業や商業・サービス業等の発展を図るため、その経営力を高めるとともに、新しい企業活動を積極的に支援し、地域にふさわしい活力ある産業づくりを進めます。

〔現況と課題〕

今日の経済を取り巻く状況は、*グローバル化、規制緩和、*産業の空洞化、技術革新や高度情報化の進展など、大きな構造的な変化の中にあり、中小企業や商店街までもが、国際競争と無縁でいらなくなっています。また、地球的規模での環境問題、少子・高齢化による生産年齢人口の減少などは、今までとは異なる新しい対応を経済・産業活動に迫っています。

新宿区においても既に、情報産業やサービス産業の分野においては新しい対応や動向が見られますが、地場産業である印刷・製本関連産業や染色業を始め、区内の中小企業の多くにも、新たな産業・経済動向に対応した企業経営の再構築などが求められています。区内には約3万8千の事業所がありますが、その9割以上を、中小企業が占めており、これらは、人々の日常生活を支えると同時に、多数の雇用を創出しています。しかし、地域経済の中核として重要な役割を担っている中小企業は、資金力、情報収集力、人的資源など、いわば企業としての基礎的な体力は、大企業に比べると十分備わっているという現状にはありません。バブル崩壊後の長引く不況の中、従前からの後継者難等の課題に加え、受注や売上の減少、資金繰りの悪化によって、廃業や倒産に追い込まれるケースも少なくありません。

中小企業が産業構造の転換や経済情勢の激しい変

化にも的確に対応し、安定した企業経営を継続していけるよう、中小企業の自助努力を基本とした経営力の強化を誘導していくことが求められています。

新宿区にある多様な産業集積を最大限に活用し、商品の付加価値を高めていこうとする企業自らの創意と活発な活動が重要であり、区は、このような企業活動に対し、様々な支援策を推進していくことが必要です。

区では、基本計画（前期）期間の平成10（1998）年に「産業振興会議」を設置し、産業振興施策を総合的に検討し、逐次提言を得てきました。それらを踏まえ、平成14（2002）年5月には「産業振興戦略プラン」を策定しました。今後は、これらをもとに、中小企業が新しい産業・経済動向に対応した経営力を強化できるよう、経営相談、経営改善や技術の向上、情報提供、交流活動等の支援を行っていくことが重要です。

さらに、地域経済の活力を維持・発展させていくために、新分野進出や創業支援機能の整備・充実など新しい企業が創造される環境づくりに力を入れ、地域にふさわしい活力ある産業づくりを目指していく必要があります。

〔長期目標〕

- 1 産業の構造的な転換や市民の生活意識の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、中小企業の経営力の強化を支援します。
- 2 新しい企業が創造される環境づくりを促進し、地域にふさわしい活力ある産業づくりを目指します。

1 中小企業の振興

〔施策の方向〕

平成15（2003）年1月開館の産業会館を、中小企業が新しい産業動向に対応した経営力を強化するための取組を支援する拠点と位置づけ、産業振興施策を総合的に展開していきます。その実施にあたっては、関連諸機関や大学等とも連携して推進します。また、中小企業の事業活動の活性化を図るため、同業種・異業種の交流機会を拡大するとともに、新分野への進出や創業への支援を積極的に行います。

さらに、中小企業が新しい産業動向やニーズに対応していけるよう、経営相談・指導・IT活用の支援の充実を図り、情報の提供や人材育成の機会や場を拡大します。

〔施策実現に関する指標〕

産業会館の研修室等の稼働率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) ———	(14年度) ———	(19年度) 70%

定義：産業会館の研修室等の利用件数/利用可能枠数

2 地場産業の振興

〔施策の方向〕

地場産業の印刷・製本関連産業については、技術の進展からくる業態の変化により、これまでの技術やノウハウの蓄積を生かした情報産業への脱皮等にむけての支援を行います。また、染色業については、新商品の開発、販路拡大、営業努力を支援します。

〔施策実現に関する指標〕

印刷製本関連業・製造品出荷額(万円)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 33,836,198 万円	(12年度) 31,320,848 万円	(19年度) ———

定義：東京都工業統計調査より（産業性分類—印刷業、製版業、製本業・印刷物加工業、印刷関連サービス業の合計）

染色業・製造品出荷額(万円)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 12,729万円	(12年度) 18,900万円	(19年度) ———

定義：東京都工業統計調査より（産業性分類—染色整理業）

3 中小企業で働く人々の福祉の推進

〔施策の方向〕

勤労者の福祉の向上を図るために、(助)勤労者福祉サービスセンターの運営を支援します。

また、生涯学習やスポーツ施策との連携を図りながら、勤労者の学習、レクリエーション活動の場と機会の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

勤労者福祉サービスセンター会員数(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 7,069人	(14年度) 7,157人	(19年度) 8,700人

定義：勤労者福祉サービスセンターの会員数

4—2 活力ある地域産業づくり

1 中小企業の振興

(1) 中小企業の振興

小項目（事業のかたまり）の主な内容

中小企業が新しい産業動向やニーズに対応していけるよう、情報の提供・学習・相互交流・人材育成の機会を拡大します。

2 地場産業の振興

(1) 地場産業の振興

小項目（事業のかたまり）の主な内容

地場産業を担う企業等が、自助努力で行う活性化のための事業を支援します。

3 中小企業で働く人々の福祉の推進

(1) 中小企業で働く人々の福祉の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

勤労者の学習、レクリエーション活動の場と機会の充実を図ります。

〔基本構想〕

地域環境の変化や消費者ニーズの変化に対応した商店経営の強化を図ります。

また、地域の特性をいかした魅力ある商店街づくりを進めます。

〔現況と課題〕

長引く景気の低迷、消費者ニーズの多様化、コンビニエンスストアやディスカウントショップの進出など、中小小売店の多い地域商店街は今、かつてない厳しい経営環境下にあります。規制緩和が進む中で、平成12（2000）年6月には、大規模小売店舗立地法が施行され、大型店の出店にあたり、これまでの近隣小売店舗の商業活動との調整を視点とした規制から、周辺生活環境への配慮を目的とした対応を求めるものになり、地域商店街の新たなあり方が問われています。また、個別店舗が抱える問題点として、高齢化と後継者難が上げられています。

新宿区においても、区民の購買動向の変化や流通形態の変化の影響を受け、このため、商店数が減少し、空き店舗が増加するなど、地域商店街の持つ活力は低下してきており、地域コミュニティの衰退の一因ともなっています。

住みよく暮らしやすいまちは、日常の買い物がその地域で整えることができるまちです。地域商店街の振興を図るためには、多様な消費者ニーズに的確に応えるための、商店街及び個店自らの経営努力と経営意欲の醸成が重要であり、区もそのための支援を充実する必要があります。また、後継者など、商店街の担い手の育成も大きな課題であり、区は情報提供や交流活動等の支援を積極的に行う必要があります。さらに、地域環境の変化、大型店の出店など

に対応した商店経営の強化を図っていくことも必要です。

また、地域商店街は、ものを売り買いし、必要なものを揃える場であるだけでなく、区民が集い、交流する場であり、地域のにぎわいと活力の拠点でもあります。

これからは、地域の特性をいかした魅力ある商店街づくりを進めるとともに、商店街がまちづくりに果たす役割を高める必要があります。イベントの開催やリサイクル活動など、地域社会と結びついた活動が求められており、商店街の活動が同時に、地域の人々の生活の充実とまちの魅力の向上につながるような取組が望まれます。

また、人々が集い、にぎわい、交流する、コミュニティ広場としての環境づくりを進めるため、街路等の整備や道路のカラー舗装化など、ハード事業を通じた商店街の活性化支援も必要です。今後は、ソフト事業を含めた総合的なまちづくりの観点に立った、商店街活性化への支援・誘導が大切です。

急速な高齢化に伴い、これからは地域における人々の活動や支えあいが一層重要になります。商店街が地域に対して、生活の利便を提供するだけでなく、地域の魅力ある拠点として、まちのにぎわいと交流の機会を積極的に提供していく役割を担っていけるよう、区はその活動を支援していく必要があります。

〔長期目標〕

- 1 消費者ニーズや地域環境の変化、大型店の出店など商業を取り巻く環境の変化に的確に対応できるよう、商店経営力の強化を支援します。
- 2 買物の場としてだけでなく、地域のコミュ

ニティ広場や交流の場など商店街がまちづくりに果たす役割を高め、地域の特性をいかした魅力ある商店街づくりを進めます。

1 商店街の活性化

〔施策の方向〕

個店経営に努力する経営者の経営力を強化するため、相談・指導、融資制度など支援を行います。

商店街の中核となって活躍する担い手や後継者の育成を支援するため、情報や学習の機会の提供に努めます。

商店街組織の強化と商店街相互の交流を促進し、商店街の活性化を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

区内小売業の年間販売額(円)

基準値	現状値	目標値
(9年度) 1兆4,600億円	(11年度) 1兆3,800億円	(19年度) ↗

定義：区内小売業の年間販売額

2 魅力ある買物空間づくり

〔施策の方向〕

地域商店街の役割を再認識し、人が集まり交流する楽しい買い物の場として商店街を再生しようとする取組に対して、ハード整備の助成のみならず、高齢者支援、環境への対応、ITの活用といった事業に対しても支援していきます。

また、買物空間の整備がまちづくりと一体となって推進されるよう他部門との連携を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

小売業商店数(店)

基準値	現状値	目標値
(9年度) 5,112店	(11年度) 4,897店	(19年度) —

定義：区内小売業数(商業統計調査)

4—3 魅力ある地域商店街づくり

1 商店街の活性化

(1) 商店街の活性化

小項目（事業のかたまり）の主な内容

個店の経営力や商店街組織の強化を支援することにより商店街の活性化を図ります。

2 魅力ある買物空間づくり

(1) 魅力ある買物空間づくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容

人が集まり、交流する楽しい買物の場として商店街を再生しようとする取組みを支援していきます。

4—4

豊かな消費生活の実現

〔基本構想〕

消費生活にかかわる問題が様々な分野に広がっている中で、消費者の自立を支援し、安全で安心できる消費生活の実現に努めます。

〔現況と課題〕

経済のサービス化や規制緩和、国際化、高度情報化の進展等は、これまでにない便利で多種多様な商品やサービスをもたらしました。新しい商品やサービスの供給は、消費者に選択の幅の拡大や利便性の向上を提供し、消費生活の多様化、個性化を促進するとともに、価値観やニーズの多様化を背景に、生活の質を重視し、自分らしい生活のあり方を選ぶ、という生活様式を容易なものにしました。

しかし同時に、商品に関する様々な情報が氾濫しており、事業者との取引から生じる消費者問題は、複雑・多様化し、拡大してきています。

商品の安全性や不当表示などに関する問題だけでなく、訪問販売や通信販売の普及、クレジットカード等による支払い手段の多様化などにより、契約をめぐるトラブル・被害が増大しつづけています。平成13（2001）年には「消費者契約法」や「特定商取引に関する法律」が施行されましたが、事業者と消費者の情報力・交渉力には大きな差があります。若年層や高齢者等を中心に、消費者の心理を巧みについた悪質な商法による被害も増加してきています。

最近では、環境問題の深刻化に伴って、従来の使い捨てを中心とした生活の見直しや省資源・リサイクルへの取組、再生品の利用など、環境への影響や負荷にも配慮した消費生活のあり方も求められています。

また、情報ネットワーク社会の進展に伴い、イン

ターネット、携帯電話などマルチメディアを利用した取引等も、近年飛躍的に拡大し、個人情報の保護や取引の適正化の確保などの新しい課題も生じてきています。

豊かで質の高い消費生活を実現していくために、消費者一人一人が自らの生活や社会の動向を見つめ、自らの価値観のもとに、最も適切な商品やサービスを主体的に判断し、選択できる自立した消費者となっていくことが重要です。個人的な嗜好だけでなく、従来の大量消費・大量廃棄型の生活を見直し、環境等に及ぼす影響を商品選択の基準に加えるなど、消費者にも社会的な責任と自覚が一層求められます。

消費者が商品やサービスを的確に判断し、選択していくためには正確な情報や知識をもっていることが必要です。区は、環境等に配慮した商品に関する情報を始め、区民に対する適切な消費生活情報の提供に努めるとともに、消費者教育の充実を図り、消費者の自立を支援する必要があります。

また、消費者にも消費の主体としての責任があるとの考えから、消費者が自ら進んで必要な知識を習得し、主体的かつ合理的に行動する自主的な取組が広がっています。区は今後、このような消費者の取組が活発に展開されるよう、消費者の自主的な学習や活動への支援を進めていく必要があります。さらに、悪質商法にかかわる苦情処理など消費生活相談体制の整備を図り、安全で安心できる消費生活の実現に努めることが必要です。

〔長期目標〕

- 1 消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断

と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活をおくれるよう支援します。

- 2 悪質商法にかかわる苦情処理など、消費生活相談体制の整備を図り、安全で安心できる消費生活の実現を目指します。

1 消費者の自立支援

〔施策の方向〕

消費者が自ら問題を解決していけるよう、ITの活用などにより消費者情報の提供を充実するとともに、消費者学習の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

出前講座受講実績(人)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 105人	(13年度) 895人	(19年度) 1,000人

定義：受講者数

2 安全で安心できる消費生活の実現

〔施策の方向〕

消費生活相談体制を整備し、悪質商法等による消費者被害の防止と救済に努めます。国・都等との連携により、商品やサービスの安全性の確保に努めます。また、震災時における日常生活用品の安定供給を確保するための体制づくりに努めます。

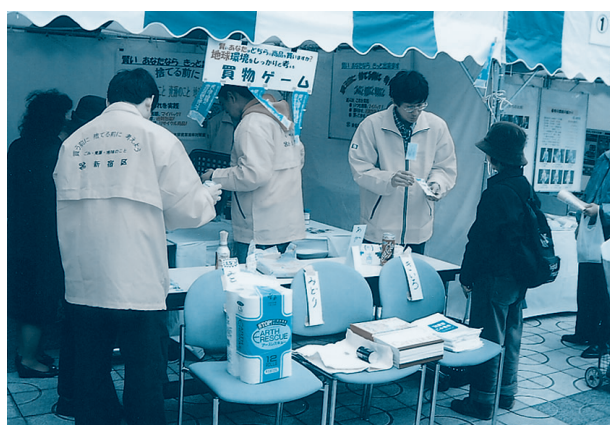
〔施策実現に関する指標〕

消費生活相談件数(件)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 2,216件	(13年度) 2,725件	(19年度) —

定義：相談実績

消費生活展



4—4 豊かな消費生活の実現

1 消費者の自立支援

(1) 消費者の自立支援

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

消費者自ら問題を解決していけるよう消費者情報の提供や、消費者学習の充実を図ります。

2 安全で安心できる消費生活の実現

(1) 安全で安心できる消費生活の実現

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

消費者被害の防止と救済に努めるとともに、商品やサービスの安全性の確保に努めます。

第5章 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち

5—1

環境への負荷の少ない社会システムの構築

〔基本構想〕

物質的豊かさや利便性の追求に重点を置いた経済活動やライフスタイルを見直し、あらゆる人間活動の場において環境に対する配慮を行い、可能な限り環境への負荷を低減し、地球環境の保全や多様化する都市・生活型公害の防止に努めます。

そのため、区民、事業者、行政のそれぞれの役割と責務を踏まえた連携の強化を図り、限りある資源を有効に利用できる資源循環型社会を形成します。

〔現況と課題〕

私たちはこれまで、より豊かで便利な生活を追い求めてきました。そのために、大量の「もの」をつくりだしましたが、それは同時に、地球上の資源を大量消費することでもありました。その結果、今日、地球環境の悪化、自然破壊など、大きな問題が起きています。

かつて環境問題といえば、特定の原因や特定の地域における産業公害が中心でしたが、資源・エネルギーを大量に消費する生活様式の定着や東京への経済活動の集中を背景にして、今日では、自動車交通による大気汚染や騒音問題、ごみ問題など、日常生活や事業活動に起因する都市・生活型公害が中心になっています。また、近年では、人々の生活や企業の事業活動に伴い、二酸化炭素やメタン等が大量に大気中に排出されるようになった結果として、地球温暖化の問題が生じています。さらに、フロンに

よるオゾン層の破壊、窒素酸化物等に起因する酸性雨等の問題も発生しており、これらの問題は人類の生存環境や生物の生息環境に広範で深刻な影響を及ぼすことから、地球規模で対応すべき大きな課題となっています。平成11（1999）年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を受け、区では、平成13（2001）年3月に「区内地球温暖化対策実行計画」を策定し、率先して温室効果ガスの削減に努めていますが、平成14（2002）年6月の「京都議定書」の批准を受け、区民、事業者等とともに、削減目標値の実現に向け具体的対策に取り組むことが必要となっています。

将来にわたり豊かな生活と良好な環境を築くことは、私たちの願いであり、責務です。

より豊かな生活を築き、人類の存立基盤であるかけがえのない地球環境を守るためには、自然を大切にし、資源・エネルギー・水の効率的な利用を推し進めるなど「大量廃棄型」の社会のしくみを「循環型」へと大きく転換させていくことが必要です。そのための、地域からの様々な取組が、今、国の内外から求められています。

今日の環境問題の多くは、区民一人一人の日常生活や個々の企業の事業活動と密接なかかわりを持つ部分が多くあります。

このため、環境問題の解決にはまず、事業者を始め、地域で生活し活動する一人一人が地球環境の大切さに気づき、物質的豊かさや利便性に重点をおく

*循環型社会づくり

資源のリサイクルだけでなく、大きく地球環境を視野に入れて、人間と自然、環境と開発の調和を物質循環の切り口から考え、実現していく社会。

考え方を見直し、身近な環境に配慮した行動をとることが重要です。また、資源の枯渇を招くような大量採取、大量生産、大量消費、大量廃棄へとつながる社会経済のしくみや生活スタイルを改め、自然の持つ循環システムを模範とした「循環型社会」へのしくみを築くことが必要です。環境への負荷の少ない、循環を基調とした社会を築くためには、省資源・省エネルギー対策を始め、地球環境の保全につながる取組を充実することが求められます。

平成12（2000）年に清掃事業の区移管が実現したことにより、区が一般廃棄物行政に係る権限を得て実施主体となりました。今後も、生産・消費・廃棄・リサイクルの資源循環の各段階での事業展開が必要です。また、自区内処理の原則にのっとった施策展開は、引き続き重要な課題となっています。さらに、事業系ごみ減量への対策及び生ごみの減量対策を計画的に行うとともに、生活環境を保全するため、区の特性に対応した公害防止対策や環境美化対策を推進する必要があります。

環境に与える負荷を出来るかぎり抑制しようとする循環型社会経済システムをつくりあげていくには、区民、事業者、行政の三者の環境に対する意識や行動の変革が不可欠です。このため、区民及び事業者がそれぞれに、環境保全についての学習と啓発を推進するよう支援するとともに、環境教育についても一層推進することが必要です。

区は、*循環型社会づくりを、区民や事業者、NPOなどの市民組織と連携し協力しながら、進めていく必要があります。こうした取組は、環境問題にとどまらず、私たちの暮らしやそれを取り巻く多くの分野にも少なからぬ変革をもたらすものです。

〔長期目標〕

- 1 省資源・省エネルギー対策を始め、地球環境の保全につながる取組を推進し、環境への負荷

の少ない、資源循環を基調とした社会を形成します。

- 2 生活環境を保全するため、公害防止対策や環境美化対策を推進します。
- 3 環境の保全についての学習・啓発を進めます。

1 環境への負荷の低減

〔施策の方向〕

(1) 地球環境保全の推進

生活や産業等のあらゆる分野において、電気、水、紙などの省資源・省エネルギーを促進します。また、オゾン層の破壊を防止するためのフロン対策や酸性雨対策等を推進します。

(2) 公害の防止・生活環境の保全

公害の監視、規制・指導を強化し、生活環境の保全を図ります。特に、自動車公害対策を始め、大気汚染防止の促進を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

環境基準の達成度(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 0%	(13年度) 37.5%	(19年度) ↗

定義：環境測定局（15年度まで4局、16年度から3局）におけるNox、SPMの環境基準の達成割合

〔施策実現に関する指標〕

公害の苦情処理に係る相談者の満足度(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 64%	(13年度) 66%	(19年度) 80%

定義：公害の苦情処理相談に満足した人/相談総数

2 資源循環型社会の形成

〔施策の方向〕

平成12（2000）年4月から完全施行となった「容器包装リサイクル法」や、平成13（2001）年5月施行の「食品リサイクル法」など、循環型社会形成推進に向けた法体系の整備と、平成12（2000）年4月の清掃事業の区への移管により、行政はもとより、区民や事業者がそれぞれに役割と責任を果たし、ごみの発生抑制や分別、資源の再利用などを通じて、ごみの減量とリサイクルを推進します。また、廃棄物の収集・処理について、推進体制の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

資源化率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 7.9%	(13年度) 17.8%	(19年度) 20.0%

定義：資源回収量/(行政が収集するごみ+資源回収量)

集団回収への参加率(%)

基準値	現状値	目標値
(10年度) 55%	(13年度) 52%	(19年度) 60%

定義：資源回収参加世帯数/区内世帯数

を整備し、環境団体等に活動の場と情報提供などのサポートを行い、環境保全思想の普及に努めます。

(2) 環境学習の推進

生涯学習等において環境学習のプログラムを確立するとともに、学校と連携し、体験学習等環境学習の機会の充実を図ります。

〔施策実現に関する指標〕

区民の環境配慮行動の割合(%)

基準値	現状値	目標値
(12年度) 84%	(14年度) _____	(19年度) ↗

定義：日頃から省資源、省エネルギーなど地球環境に配慮した生活や行動を心掛ける人の割合(12年度は区民意識調査による集計結果)

(仮称) 環境学習情報センター利用団体数(団体)

基準値	現状値	目標値
(12年度) _____	(14年度) _____	(19年度) 200団体

定義：環境学習情報センター利用団体数（継続的に環境保全活動を行う団体）

3 環境保全思想の普及と啓発

〔施策の方向〕

(1) 環境保全思想の普及・啓発

イベントや適切な情報の提供等を通じて、環境に関する啓発の場と機会の充実を図ります。また、環境活動の拠点となる（仮称）環境学習情報センター

5-1 環境への負荷の少ない社会システムの構築

1 環境への負荷の低減

(1) 地球環境保全の推進

小項目（事業のかたまり）の主な内容

省資源、省エネルギーを促進するとともに、フロン対策や酸性雨対策等を推進します。

(2) 公害の防止・生活環境の保全

小項目（事業のかたまり）の主な内容

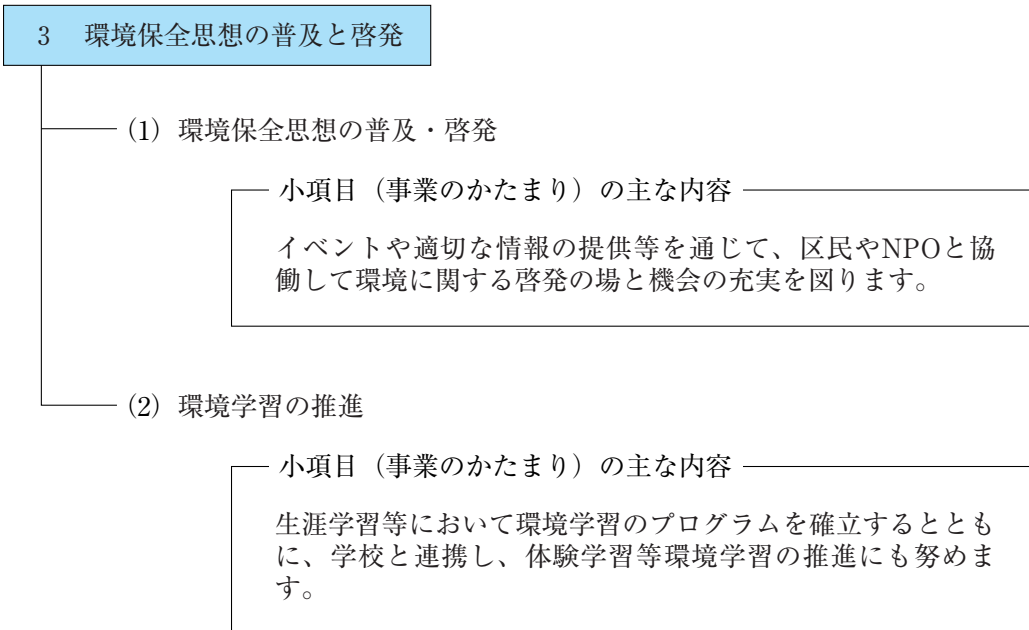
公害の監視・規制・指導を強化し、生活環境の保全を図ります。

2 資源循環型社会の形成

(1) ごみの発生抑制・リサイクルの推進等

小項目（事業のかたまり）の主な内容

区民や事業者がそれぞれに役割と責任を果たしごみの発生抑制や分別、資源の再利用などを通じて、ごみの減量とリサイクルを推進します。



〔基本構想〕

みどりの保全や創出など、自然との共生を推進するとともに、美しいまちなみの形成や文化環境の向上を図り、快適な都市環境の形成に努めます。

そのために、環境保全を基調とした総合的なまちづくりを推進します。

また、行政は率先して環境の保全に努め、区民、事業者との連携を図りながら、環境全般にわたる総合的な環境施策を推進します。

〔現況と課題〕

今日の環境問題を解決するには、都市そのものを環境に配慮したものとするのが不可欠です。区は、環境とのバランスを重視したまちづくりを進めることにより、自然、歴史、文化的資源と調和した快適な生活空間の形成を図り、真の豊かさややすらぎが感じられるまちを形成していく必要があります。

うるおいとやすらぎのある生活環境を形成するためには、緑化を積極的に推進し、美しいまちなみや景観の形成を図る必要があります。環境保全の視点に立った、総合的なまちづくりへの取組が求められています。

区では、「環境管理計画」のもとに、区民、事業者等とともに、都市・生活型公害、ごみ・リサイクル問題、みどりの減少等の環境問題に取り組んでいます。しかし、地球環境問題への対応を始め、区の施策全般を、環境の視点からより効果的に推し進めることが必要とされています。

このため、区、区民、事業者が環境の保全に関して配慮し実施すべき事項を「環境行動指針」として平成10（1998）年11月に策定しました。区も平成12（2000）年12月にISO14001の認証を取得するなど、

環境問題への取組の率先行動を示しています。それらの評価を踏まえて、今後の新宿区の環境施策の方向性を示す「環境基本計画」を策定し、区民、事業者、区がそれぞれに果たす役割と責任を明確にする必要があります。

今後はそれらに基づき、関係組織やNPOなどの市民活動組織、事業者等との連携強化を図り、環境の保全と快適な環境づくりを基調としたまちづくりを総合的に進める必要があります。環境にかかわる施策は、区の施策の全てに関係します。区は、縦割りの組織機構の弊害を排し、すべての分野にかかわる総合行政として環境施策を推進することが必要であり、そのためには、横断的な調整と取組を推進するしくみづくりを強固にしていくことが重要です。

〔長期目標〕

- 1 区民、事業者、市民団体等との連携により、環境の保全と快適な環境づくりを基調としたまちづくりを総合的に進めます。

1 環境施策の総合的展開と推進

〔施策の方向〕

(1) 環境施策の展開

環境基本計画や環境行動指針の策定により、環境施策の総合的展開を図ります。また、開発行為等の計画段階から環境に配慮する制度等の研究や検討を進め、環境施策の強化を図ります。

(2) 環境保全活動の促進

環境に関する市民活動や団体の育成を図るとともに、事業者においても環境保全活動が促進されるよ

う啓発に努めます。

〔施策実現に関する指標〕

環境保全活動団体数

基準値	現状値	目標値
(10年度) —————	(14年度) 149団体	(19年度) 200団体

定義：環境保全活動に携わる団体の数

2 環境保全型まちづくり

〔施策の方向〕

(1) 環境保全事業の研究・誘導

雨水利用システムや自然エネルギー利用の研究などを促進するとともに、環境共生住宅やオフィスについての研究や普及を図ります。

(2) 環境保全型まちづくり

環境保全を基調とした総合的なまちづくりを推進します。

〔施策実現に関する指標〕

自然エネルギーを利用した区施設数(施設)

基準値	現状値	目標値
(10年度) —————	(13年度) 26施設	(19年度) ↗

定義：雨水利用システムや自然エネルギーを利用した区の施設

5—2 快適環境の保全と創出

1 環境施策の総合的展開と推進

(1) 環境施策の展開

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

環境基本計画や環境行動指針の策定により、環境施策の総合的な展開を図ります。

(2) 環境保全活動の促進

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

環境に関する市民活動や団体の育成を図るとともに、事業者においても環境保全活動が促進されるよう啓発に努めます。

2 環境保全型まちづくり

(1) 環境保全事業の研究・誘導

雨水利用システムや自然エネルギー利用の研究などを促進するとともに、環境共生住宅やオフィスについての研究や普及を図ります。

(2) 環境保全型まちづくり

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

環境保全を基調とした総合的なまちづくりを推進します。

*都区財政調整制度

都区間の事務配分や税配分等の特例に対応して、都と特別区および特別区相互間の財源を調整する制度。

第6章 構想の推進のために

6—1

自立した区政の確立

〔基本構想〕

特別区は自治体として、公選の区長、議会をもち、区民に最も身近な政府としての役割を担っていますが、法律上は、特別地方公共団体として位置づけられ、一般市とは異なる様々な制限を受けています。

区は、新しい時代に対応した、区民福祉の向上にかかわる行政サービスを自主的に遂行していくため、特別区を基礎的自治体に改めるよう、特別区制度の改革に取り組んできました。

間近に迫っている清掃事業の移管を初めとする、特別区制度の改革による事務機能の拡充や、地方分権の動向も踏まえ、区は引き続き、他区や都との連携のもと区民とともに国に働きかけ、基礎的な自治体にふさわしい事務機能の拡充と財政自主権の確立に努めます。

※ 平成12（2000）年4月、清掃事業が区に移管されるなど、特別区制度改革は実現されました。

〔現状と課題〕

特別区である23区の自治権は、昭和27（1952）年の法改正により、それまでの区長公選制が廃止され、法律上の位置づけも、東京都の内部的団体とされるなど大きく後退しました。

それ以来、23の特別区は区民・議会とともに自治権拡充の運動をすすめてきました。

その結果、昭和50（1975）年4月には、区長公選制度が復活し、都から多くの事務が移管されるなど、特別区の自治権は大きく拡大し、ほぼ一般の市なみ

の権能をもつ自治体となりました。しかし、東京都の内部的団体としての性格は変わらず、財政面などで自主性を発揮しにくいしくみは残されたままでした。

このため、特別区と東京都は、さらなる改革に向けた取組をすすめ、平成2（1990）年9月に、国の第22次地方制度調査会から「都区制度改革に関する答申」を得ました。その後も、特別区と東京都は鋭意協議を行い、その結果、平成6（1994）年9月に「都区制度改革に関するまとめ」が都区間で合意され、平成10（1998）年5月、「地方自治法等の一部を改正する法律」が公布されました。この法改正によって、昭和27（1952）年の地方自治法改正以来、半世紀に及んだ区民・議会の不断の自治権拡充運動が結実し、平成12（2000）年4月に、特別区制度改革が現実のものとなりました。特別区は、その性格を明確に「基礎的な地方公共団体」と位置づけられ、財政自主権の強化を始め、特別区の自主性、自立性が確立されました。この改革により、名実ともに、区民に身近な基礎的自治体として、地域の実情に合った、きめ細かな行政サービスの展開が可能になり、より一層の区民サービスにつながっていきます。

1 区の財政自主権の強化

自立した区政の確立のためには、さらに移譲される事務権限に見合う税財源が確保されることが重要となります。そのためには、課税自主権の拡充を始め、適切な税源の移譲や都区間の財源配分のうち、一部未解決な部分を残す*都区財政調整制度の改善

*機関委任事務

地方公共団体の長、その他の機関に対し、国又は他の地方公共団体から、法律又はこれに基づく政令により委任された事務。

などを図り、自立した財政自主権の確立を図ることが必要となります。こうしたことにより、特別区は自らの財源と責任をもって、地域の実情に合った特色のある仕事を一層効果的に進めることが可能となります。

2 地方分権の動き

地方分権への期待を背景として、平成7（1995）年5月に「地方分権推進法」が制定されました。

この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会の実現を目的とし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本理念としています。

国においては、この法律に基づき地方分権推進委員会が設置され、平成8（1996）年3月には、*機関委任事務の廃止や地方公共団体が担う事務の整理等を盛り込んだ中間報告が出されました。さらに平成8（1996）年12月には、指針勧告が発表され、平成9（1997）年7月には第2次勧告、9月には第3次、10月には第4次勧告がそれぞれ出されました。そして、平成10（1998）年5月には、「地方分権推進計画」が策定されました。一方、都においても、同年7月、「東京都地方分権指針計画大綱」が策定され、これに基づき平成11（1999）年7月に「第一次東京都地方分権推進計画」が、平成12（2000）年8月、「第二次東京都地方分権推進計画」が策定されました。これらの動きの中、機関委任事務の廃止や事務処理特例制度などによって、区の事務事業の法的性格も変わりました。さらに、平成13（2001）年6月には、地方分権推進委員会最終報告が出されました。平成13（2001）年7月には「地方分権改革推進会議」が設置され、更なる地方分権に向けた検討が行われ、平成14（2002）年10月「事務・事業の在り方に関する意見」がとりまとめられました。今後は、税財源の移譲について検討がすすめられます。

一方、市町村合併が進められる中で、第27次地方制度調査会は、21世紀の地方自治体のあり方について検討しており、東京都でも特別区の合併の指針づくりを進めています。今後は、地方公共団体の事務機能の拡充が推進していく中で、自己決定、自己責任に基づく行財政のより一層の自主性、自立性が求められています。

〔長期目標〕

- 1 区民福祉の向上にかかわる行政サービスを自主的に遂行していくため、地方自治法に特別区が基礎的な地方公共団体であることを明記するとともに、基礎的な地方公共団体にふさわしい事務権能の拡充と財政自主権の確立を目指します。

※ 平成12（2000）年4月、清掃事業が区に移管されるなど、特別区制度改革は実現されました。

〔施策の方向〕

- 1 特別区制度改革の推進（削除）

- 1 自立した区政の推進

地方分権推進法の基本理念にある、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

区は区民に最も身近な自治体として、「自分たちのまちは自分たちでつくり、守る」という区民自治の考え方のもと、国や都への依存心を払拭し、自己責任・自己決定の時代にふさわしい自治を目指し、自らの判断と責任において地域の課題に積極的に取り組んでいきます。

6—1 自立した区政の確立

1 自立した区政の確立

(1) 自立した区政の推進

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、地域の課題に積極的に取組みます。

〔基本構想〕

区民は、自分たちのまちを自分たちの手でつくり、育てていくことが大切です。

また、企業等も、地域社会を構成する重要な一員であり、地域社会の発展とまちづくりに大きな役割と責任をもっています。

区は、区民と企業等が、地域社会の構成員としての自覚と責任をもって、地域社会づくりを進めていくことのできるしくみをつくる必要があります。

地域で活動している組織や団体は多様ですが、地域を越えて新しい市民活動や組織も広がっています。

区は、これらの活動を受けとめ、地域の組織・団体と新しい市民組織が交流と連携を深め、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。

また、地域のまちづくりや地域活動への企業等の積極的な参加を促進します。

区は、広報、広聴機能の充実と区政にかかわる情報の公開と提供を積極的に推進し、区民が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図り、区民・企業・行政が一体となった参加と協働のまちづくりを進めます。

〔現状と課題〕

自治は、民主主義の原点です。まちの創り手である区民が、自分たちのまちや地域を自分たちの手でつくり、育てていく過程こそが自治の源です。自治は、責任をもって自主的・自律的に参加・行動する区民に支えられ、創り上げられるものです。

地域社会においては、少子・高齢化や核家族化が進むなか、地域における新たな支えあいのしくみが問われており、これからの地域社会には、自治を高めるために区民一人一人が自分の住む地域に関心を

もち、主体的に地域づくりに参加していけるようなくみづくりが求められています。

地域においては、町会・自治会を始め、地域センター管理運営委員会など様々な団体や組織が地域活動を行っていますが、こうした活動に加え、最近では、地域に必ずしもこだわらずに、防災、福祉、環境などの様々な課題を自分の問題として受け止め、自らの意思で主体的に解決に向けて取り組む、ボランティアやNPOなどの新しい市民組織の活動も広がっています。また、これらの活動を支える特定非営利活動促進法（NPO法）が、平成10（1998）年3月に制定され、市民団体活動はますます多様なものとなりました。区は、こうした様々な活動やエネルギーを積極的に受け止め、相互の交流と連携を促進するとともに、こうした主体的・自主的な活動組織が、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援することが必要です。特に、特別出張所を地域の核として、このような活動に対する積極的な支援を行っていく必要があります。

企業や事業所も、地域社会を構成する重要な一員です。地域社会の発展とまちづくりに大きな役割と責任をもっていることから、企業市民としての積極的なまちづくりへの参加を図る必要があります。そのためなくみづくりは今後の大きな課題です。

また、区民の価値観の多様化やニーズの高度化に対応した施策を展開するためには、区民と行政とがパートナーシップに基づき協働して区政運営を行うことが必要であり、区民の区政への参加を推進することはますます重要になっています。

区民が自分の住む地域や区政に対する関心を高め、まちづくりやボランティアなどの様々な活動への主体的な参加を促すためには、まず、積極的な行政情

*パブリック・コメント

区民に広く影響を及ぼす施策等の決定にあたり、事前に案を公表し、区民の意見を考慮して決定し、寄せられた意見やそれに対する区民の考え方も公表する制度。

報の提供・公開を図ることが必要です。情報を可能な限り提供・公開し、区政や地域課題への参加の機会を多く設け、区民の参加意欲を高めるしくみづくりが重要です。また、これまでのように、施策が決定したのちに広報し、区民に情報提供するばかりでなく、重要な計画の策定過程などにおける情報を積極的に提供し、区民の意見をそれらに反映していく必要があります。そこで区は、平成14（2002）年7月から「*パブリック・コメント」制度を実施し、区の基本的な政策策定については、計画段階で区民に示し、区民意見等を考慮した決定を行うこととしました。また、個人情報保護に配慮しつつ、情報公開制度の充実を図るとともに、今後は、新たな情報処理技術等の適切な活用により情報提供の環境整備を進めていくことが必要です。

区民の参加を促し、区民主体のまちづくりを進めるには、区からの一方的な情報提供だけでなく、区民との良好なコミュニケーションを築くことにより、区民との信頼関係をより強化していく必要があります。そのためには、インターネットの双方向性等を活用し、情報の共有化をさらに進めていくことが必要です。その際に、パソコン、インターネットを使わない区民への配慮を行うことも重要です。また、区政に対する区民の意見や要望を的確に把握し、区政に反映させるしくみづくりが求められています。このため、区政モニター制度や世論調査等の広聴機能を一層充実させるとともに、審議会や懇談会等の積極的活用を図っていくことが必要です。区では区民が区政の政策形成過程に参画できる機会の拡充を図るため、懇談会等への公募委員の導入を進めていますが、今後も公募制を拡充していくことが必要です。

21世紀へ向け、新宿区は、区民が施策や計画の策定に参加する機会の充実を図り、区民・事業者・行政が一体となった参加と協働のまちづくりを進め、

「ともに考え、創るまち」の実現を目指していくことが期待されています。

〔長期目標〕

- 1 区は、区民と企業等が、地域社会づくりを進めていくことのできるしくみづくりを進め、区民・事業者・行政が一体となった参加と協働のまちづくりを進めます。

〔施策の方向〕

- 1 参加のしくみづくり
区民、事業者等の地域のまちづくりや地域活動へ積極的な参加を促進します。
- 2 公益的な活動への支援
既存の地域組織・団体と新しい市民組織とが交流と連携を深め、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。
- 3 情報環境の充実
広報、広聴機能の充実を図るとともに、区政にかかわる情報の提供と公開を積極的に推進し、区民等が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図ります。

6—2 参加と協働のまちづくりの推進

1 参加と協働のまちづくりの推進

(1) 参加のしくみづくり

小項目（事業のかたまり）の主な内容

区民、企業等の地域のまちづくりや地域活動へ積極的な参加を促進します。

(2) 公益的な活動への支援

小項目（事業のかたまり）の主な内容

様々な団体が交流と連携を深め、地域課題の解決に向けて合意形成を図るよう支援します。

(3) 情報環境の充実

小項目（事業のかたまり）の主な内容

情報の提供と公開を積極的に推進し、区民等が政策や計画の策定に参加する機会の充実を図ります。

〔基本構想〕

新宿区は、区民が生活しているそれぞれの地域の特性を尊重した、きめこまかな行政サービスを行うとともに、まちづくりを進める必要があります。

そのために、区は地域における区民の創意を大切に、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ります。

あわせて、関係組織や機関との協議と密接な連絡調整を行い、地域からの様々な分野の事業や計画づくりや、地域における様々な相談・指導機能とサービスの提供システムの充実と改善を図っていきます。

〔現状と課題〕

区民は、地域を生活の場とし、地域で様々な課題に直面します。区には、こうした地域で日々営まれる区民生活やそこで発生する種々の問題に適切に対応するため、地域に目を向けると同時に地域からの視点を重視することが求められています。

このため、区は地域における区民の創意を大切に、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援することが必要です。例えば、防災の視点から自分たちのまちの危険箇所を自分たちで調べ、その結果を地域の人々に知らせることにより、地域における支えあいのしくみを築いていこうとする防災まちづくりなど、地域を基盤にした区民の自主的・主体的な活動や取組を区は積極的に支援し、促進していきます。

また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ることも大切です。老朽化した木造住宅が密集し、防災上・居住環境上

多くの問題を抱える地区においては、地域住民の課題解決への熱意が増し、一定の合意が得られたところから先行して共同住宅化のモデル事業を展開しています。

区民の地域における実際の生活は総合的であり、そこからおこる課題には、区の縦割りの組織機構になじまないものも少なくありません。このため、今後の施策や事業の推進や計画づくりにあたっては、ともすればおちいりがちな縦割り意識を排して、関係組織や機関との協議と緊密な連絡調整を行うことが重要です。また、できるだけ地域の問題は近くの行政機関で対応し、行政サービスもそこで完結できるような行政機能とシステムが求められています。例えば、地域において、保健・医療・福祉サービスが連携し総合的に提供されるしくみなど、地域の特性を反映した柔軟なしくみづくりが期待されています。地域における様々な相談・指導機能の充実を図るとともに、サービスの提供システムの改善を図っていくことが必要です。また、公園の改修等にあたっては、その公園が抱える問題や課題を計画段階から地域に住む区民とともに共有し合い、地域からの視点に立ち、地域の課題に即した計画づくりが求められています。

また、その計画を住民が主体となり、完成後はその管理についても住民主体で、継続的に推進していくことが重要です。地域にはそれぞれの個性や特色があるところから、それらを尊重したきめこまかな行政サービスを行うとともに、そこで生活する区民と一体となったまちづくりを進めます。

〔長期目標〕

- 1 地域の特性を尊重した、きめ細かな行政サービスを行うとともに、地域を基盤にしたまちづくりを進めます。

〔施策の方向〕

1 地域からの計画づくり

地域における区民の創意を大切にし、区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

また、地域の主体性を尊重し、可能なところから先導的にまちづくりの具体化を図ります。

2 地域における機能とサービスの充実

関係組織や機関との協議と緊密な連絡調整を行い、地域からの様々な分野の事業や計画づくりを進めます。

また、地域における様々な相談・指導機能とサービスの提供システムの充実と改善を図ります。

6—3 地域を基盤にした区政の推進

1 地域を基盤にした区政の推進

(1) 地域からの計画づくり

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

区民による地域のまちづくりのための点検活動や地域ごとの計画づくりを支援します。

(2) 地域における機能とサービスの充実

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

地域における様々な分野の事業や計画づくりを進めるとともに、サービスの充実を図ります。

*ダイオキシン

有機塩素化合物で、ポリ塩化ジベンゾオキシシロ類の総称。発ガン性、催奇形性を有し、皮膚、内臓障害などをもたらす毒性物質。近年、ゴミ焼却炉からの灰などにダイオキシンが検出されており、大きな問題となっています。

6—4

広域的な都市課題への対応

〔基本構想〕

新宿区は、区民生活に重大な影響を与える土地問題や震災対策、あるいはホームレス問題など大都市特有の様々な広域的な課題に直面しています。さらにこれからも、社会・経済情勢の変化に伴い、新たな課題に対応していかなければなりません。

これらの広域的な解決が求められる都市問題の多くは、その性格から、まず国や都による解決が待たれます。しかし、区民に最も身近な自治体として新宿区は、区民及び市民団体等の理解と協力を得ながら、23区や都を始めとする他の自治体や国との連携により、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めます。

〔現状と課題〕

新宿区は、他の22区や東京都を始め、近隣の県市と、社会的、経済的に密接に関連しながら発展しています。区民の日常生活や経済・産業活動の一層の広域化、それに伴う人口の変化や活動範囲の拡大等は、様々な課題を引き起こしています。複雑化、多様化した今日の都市活動は、行政区域を越えて密接に絡みあって展開しており、課題解決のための広域行政の必要性を高めています。

新宿区は、緊急かつ重要な行政課題として災害に強いまちづくりに取り組んでいますが、震災対策は新宿区だけで対応しきれるものではありません。特に昼間人口の多い当区では帰宅困難者対策等も課題です。そのためには、23区間を始め他の自治体との救援・救護や応援体制の連携・整備は欠かすことのできないものです。また、地域の支援団体やボランティアとの協働により、災害時等に速やかな対応ができるよう、地域の体制づくりが重要です。

*ダイオキシンなどの大気汚染や地球温暖化の主たる原因である二酸化炭素の排出抑制など環境問題への取組においても、その実効を上げるためには、他の自治体との共同や協力など広域的で総合的な対応が必要です。さらに、新宿区では区民生活に重大な影響を及ぼしているホームレス問題を抱えていますが、この問題についても大都市特有の都市課題としてとらえることが重要であり、広域的な対応策が求められています。また、国においてホームレスの自立支援等に関する特別措置法が可決され、今後は都及び他区との調整を図りながら、対応していく必要があります。

これから都市はますます成熟していくこととなりますが、成熟化に伴い、また社会・経済情勢の変化に伴い、様々な新しい都市課題が発生してきます。これらの都市課題の少なからぬ部分については、その解決のために広域的な解決が求められてきます。

広域的な都市問題の多くは、その性格から、まず国や都による解決が待たれます。しかし、区民に最も身近な自治体として新宿区は、区民及び市民団体等の理解と協力を得ながら、23区や都を始めとする他の自治体や国との連携により、対応策を確立し、問題の速やかな解決に努めることが必要です。

〔長期目標〕

- 1 大都市特有の様々な広域的課題や社会・経済情勢の変化に伴う新たな課題に対し、23区や都、国等との連携により問題の速やかな解決に努めます。

【施策の方向】

1 広域的な都市課題への対応

区民に最も身近な自治体として、区民及び市民団体等の理解と協力を得ながら、23区や都を始めとする他の自治体や国との連携により、対応策の確立に努めます。

また、地域の支援団体やボランティアとの協働も積極的に推進し、問題の速やかな解決ができる体制づくりを図ります。

（施策の体系）

6—4 広域的な都市課題への対応

1 広域的な都市課題への対応

(1) 広域的な都市課題への対応

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

広域的な課題解決のため、行政のみの対応だけでなく、事業者との連携を図っていきます。

6—5

行財政の効率的運営

〔基本構想〕

区は、区民福祉の向上と新しい行政需要に対応するために、横断的な連携を密にするとともに、高度情報化に対応した区政運営を進め、総合的で弾力的な執行体制を確立します。

また、新しい行政需要に対応した行政組織の見直しを進め、効率的な区政運営の確立を図るとともに、受益と負担のあり方についても検討を行いながらサービスの充実を図ります。

また、施策や事業の点検を通じて優先順位等を踏まえた行財政運営を推進するとともに、区民ニーズに対応した施設の機能の見直しを図り、施設の有効活用と再整備を進めます。

区財政も、社会・経済の構造的変化の中、大変厳しい状況にありますが、区は、基本構想の実現に必要な財源措置などを、国や都に対して要請するとともに、区自ら創意・工夫を積極的に行い、財源確保の強化に努めます。

また、区政を担う職員は、常に全体の奉仕者としての使命感と意欲をもち、職員研修等を通じて資質の向上に努め、区民の期待に応える区政を推進します。

〔現状と課題〕

区政を取り巻く状況は、急速な情報技術の進展や長引く景気低迷などにより著しく変化しています。また、少子・高齢化の急速な進行、環境問題の深刻化など大きな転換期を迎えています。さらに、選択型社会への移行の中で、区民の意識やニーズも多様化、高度化しています。こうした時代の変化に伴い、行政需要はますます複雑多様化しており、新たな行政需要が生じる一方、需要が少なくなる分野もあり

ます。また、高齢社会への対応など、従来の組織の枠を超えて、全庁的、横断的に対応すべき課題も増えています。区には、限られた財源や人的資源の中で、こうした行政需要に対し、適切に応えていくため、総合的で弾力的な行財政運営が求められています。

1 組織・運営

時代の変化へ柔軟に対応し、多様なニーズに的確に応えるためには、課題に対応する柔軟で機動的な組織を的確に整備することが必要です。同時に、行政の組織には、簡素で効率的であるとともに、区民にとってわかりやすいものであることが求められています。行政組織は、目的が達成されれば改廃し、行政需要に即して事務事業を最も効率的、効果的に執行できるよう整備することが必要です。さらに、行政需要の変化に応じて、事務事業の改廃を積極的に行い、不断に行政組織の改革を図ることが必要です。

2 横断的な連携

区行政にはこれまで以上に総合的な視点からの取組が求められています。地域福祉や震災対策、みどりの保全・創出の推進など、複数の部課にまたがる重要課題が増えています。また、商店街振興におけるハードのまちづくりとの連携も重要です。こうした課題への確に対応できる取組体制の整備が必要であり、縦割り意識を排し、組織間の横断的な連携を密にすることにより、施策相互間の関連を重視したより効果的な施策展開が図れるようしくみづくりが必要です。

***PFI**

公共サービスの提供を、民間の資金とノウハウを活用し、効率的・効果的に行う手法。

3 事務事業の見直し

区の全ての事務事業について、必要性、緊急性、効果性、公平性、代替性等の視点から、抜本的かつ徹底的な見直しを行うことが必要です。そのためには、行政評価制度をさらに発展させるとともに、事業別の行政コストを示すことにより、施策の必要性や費用対効果に基づく施策の選択肢を区民に示したうえで、施策の再構築が必要です。

4 施設の有効活用・再編整備

施設の修繕改築が、将来さらに膨大になることが予想され、早急な検討が求められています。今後の新しい区民のニーズに対応するため、従来の施設機能の見直しを行い、施設の有効活用を図ることが必要です。児童・生徒が減少した小・中学校の余裕教室の有効活用を図って、福祉など他の用途へ転用するなど、施設を新規に整備するだけでなく、既存ストックの有効な活用を積極的に進めることが大切です。また、施設規模を見直すこと等により、従前は提供が難しかった行政サービスが可能になるものもあることから、施設の再編整備を進めていくことも今後は重要です。併せて、改築や新規需要に対しては、*PFI手法等の検討も行い、効率的な活用も必要です。

また、公共目的で使用する需要が認められない区有財産のうち可能なものについては、積極的に売却や運用を図る必要があります。

5 民間委託の推進

区は、これまで行政サービスについて、一定の範囲のもとで民間委託を推進してきましたが、区民ニーズが多様化、高度化し、選択型の社会へ移行していく中では行政サービスについても柔軟性やきめの細かさがより一層求められています。

これまでの行政による画一的なサービス提供のあ

り方を見直し、柔軟できめの細かなサービスを提供するためには、区は公共性にも配慮しながら、可能なものについては民間に委ねていくことが必要です。

6 新たな役割分担

生活水準の向上に伴って、行政の領域は余暇活動や文化活動などにまで拡大してきました。また、横断的な施策展開を必要とする行政課題も多く、行政には、多様で総合的な対応が求められています。

しかし、長期的にも厳しい財政環境が予測される中で、行政がこれらのすべてに直接サービスを提供していくことは困難です。また、価値観が多様化している現代社会においては、画一的になりがちな行政のサービスのみでは、区民の期待に十分に答えることができません。

区は、生活の豊かさや質の向上を求める区民の高まりに答えるために、ボランティア活動やNPOなど非営利団体などとの協働を図っていくことが必要です。協働による多様なサービスの供給主体を用意することなどにより、これまでの行政の直接的なサービス供給を中心とした施策のあり方から、地域社会が共同して公共目的を達成していく方向へと転換を図ることが必要です。大きな時代変化を踏まえた、公民の新たな役割分担を構築していくことが求められています。

7 受益者負担の適正化

区が供給する行政サービスのうち、民間等の同種のサービス価格と著しく均衡を欠いているものやそのサービスをうけるものに負担を求めることが、住民間の負担の公平を図る見地から適当なものについては、受益者負担の適正化を進めるとともに、行政サービスの一層の充実を図ることが必要です。

***住民基本台帳ネットワークシステム**

市町村の区域を超えた住民基本台帳に対する本人確認情報の提供を行うための全国規模のネットワークシステム。

***イントラネットシステム**

企業内コンピュータネットワーク。企業内での電子メールや電子掲示板、スケジュール管理等さまざまなサービスが業務目的に応じて導入できる。

8 行財政改革

区財政は、今もお深刻な状況に直面しています。歳入の根幹をなす区税収入が、バブル経済の崩壊等の影響により大幅に落ち込み、その後も長期にわたり低迷が続いています。今後も、いわゆる右肩上がりの経済成長は長期的にも望むことは難しく、区税の大幅な自然増は期待できない状況にあります。このため、急速に進む少子・高齢化社会への対応を始めとして、安全なまちづくり、環境問題など、増大し多様化する行政需要に対し、いかに的確に 대응していくかが、今、区政の大きな課題となっています。

区は、これまでも昭和58（1983）年に行財政効率化委員会を設置し、行財政の効率的運営への取組を始めるとともに、平成8（1996）年には、開かれた区政推進計画を策定し、事務事業や組織・定数などの見直しによる簡素で効率的な行財政運営に積極的に取り組んできました。また、平成11（1999）年度には、区政改革プランにより事務事業の全般的な見直しを行い、計画事業の規模縮小、休止などの区民の痛みも伴う対応もしてきました。しかし、21世紀における新たな行政需要に的確に対応していくためには、さらなる抜本的で総合的な行財政改革が必要不可欠であります。

区は、「行政管理」から「自治体経営」の視点にたち、新しい時代に適合した体質へと転換を図っていくことが求められています。

区財政の健全化を図るには、何よりもまず、財政の構造を改革して、歳出の水準を、歳入の水準に見合うようにしていくことが必要です。

そのためには、まず、区自らが時代状況の変化を的確に受け止め、厳しい内部努力を行うことが必要です。組織、職員定数の徹底した見直し等により、区民の負託に応えられる柔軟で効率的な執行体制の確立が重要です。また、徴税努力による区税収入の確保や受益者負担の適正化等による歳入確保の努力

が必要です。さらに、区が行う施策の全てについて、社会経済環境の変化を踏まえた見直しを行い、より一層区民に役立つよう施策のあり方を根本的に転換していくことも必要です。加えて、地方税財政制度や現行の都区財政調整制度の見直しについても、区の財政基盤を構造的に強化するために、国や都など関係機関に対して要請していくことも必要です。

9 高度情報化社会への対応

近年の情報化の進展は飛躍的であり、一般家庭でのインターネットの普及なども目を見張るものがあります。平成14（2002）年8月には、*住民基本台帳ネットワークシステムが一次稼動し、国のe-japan戦略や都の電子都庁推進計画など、行政手続きの電子化の構想が進行しています。

区においても、平成13（2001）年のホームページ本格実施による情報提供の推進やインターネット・*イントラネットシステムの整備などを行い、区民の利便性の向上、庁内の情報伝達や事務の効率化を図ってきました。今後も、職場内及び関係部門相互間で情報を共有し、意思決定の迅速化・的確化を図るしくみづくりを推進していくことが重要です。また、情報通信機器の積極的活用により、区民に情報を的確に提供するとともに、区民が意見や情報を積極的に発信できるしくみづくりも必要です。

10 職員の能力向上と意識改革

組織を構成するのは、一人一人の職員です。区政を担う職員は、常に全体の奉仕者としての使命感のもとに、その職務遂行能力の向上を図ることが必要です。そのため、職員の能力に応じた研修の充実等により、職員の能力と資質の向上を図ることが重要です。特に、地方分権の推進により、区も自ら判断し、責任をもって事務を行う中で、職員の政策形成能力の向上と、新たな課題に果敢に挑戦するための

意識改革が、これまで以上に求められています。区は、時代の状況や変化に的確にかつ柔軟に対応する職員を育成し、職員一人一人の能力を最大限に活用した行政運営を行うことにより、区民の期待に応える区政を推進することが必要です。

〔長期目標〕

- 1 総合的で弾力的な執行体制を確立します。
- 2 効率的な区政運営の確立を図ります。
- 3 施策の優先順位等を踏まえた行財政運営を推進します。
- 4 施設の有効活用と再編整備を進めます。
- 5 財源確保の強化に努めます。
- 6 区職員の資質の向上に努めます。

〔施策の方向〕

1 高度情報化への対応

社会の動向とこれまでの成果等も踏まえながら、様々な分野での情報通信技術の積極的な活用を図ります。いつでも・どこでも・だれでもがサービスを受けられる体制づくりと徹底した業務改革によるさらなる効率化を図ることで、区民の満足を最大にしていくことを目的とする、電子自治体の実現を目指します。

2 効率的な区政運営の確立

新しい行政需要に対応した行政組織の見直しを進めるとともに、財務会計・文書管理などの定例的な内部の事務をさらに合理化することにより、効率的な区政運営の確立を図るとともに、受益と負担のあり方についても検討を行いながらサービスの充実を図ります。

また、行政評価制度を通して施策や事業の点検を行い、区民の視点にたった行財政運営を推進します。さらに、区民のニーズに対応した施設の機能の見直

しを図り、施設の有効活用と再編整備を進めるとともに、将来区財政にとって膨大な負担の発生となることが予想される施設修繕改築経費の抑制に向け、計画的な施設保全を推進します。

基本構想の実現に必要な財源措置などを、国や都に対して要請するとともに、区自ら創意・工夫を積極的に行い、財源確保の強化に努めます。

また、職員研修等を通じて区職員の意識改革を進めるとともに資質の向上に努め、区民の期待に応える区政を推進します。

6—5 行財政の効率的運営

1 行財政の効率的運営

(1) 高度情報化への対応

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

様々な分野での情報通信技術の積極的な活用により、よりよいサービスを受けられる体制づくりとさらなる効率化を図ります。

(2) 効率的な区政運営の確立

— 小項目（事業のかたまり）の主な内容 —

新しい行政需要に対応した行政組織の見直しや行政コストの分析などにより、効率的な区政運営を確立します。

計画事業番号					計画事業名	種別	参照頁	15年度		16年度		事業費計	
章	大項目	中項目	小項目	章連番				事業量	事業費	事業量	事業費		
第6章 構想の推進のために													
6-1 自立した区政の確立													
6-2 参加と協働のまちづくりの推進													
6	2	1	3	0	1	区政情報センターの設置・運営	新規	2-107	整備	5,198	運営	1,376	6,574
6-3 地域を基盤にした区政の推進													
6-4 広域的な都市課題への対応													
6-5 行財政の効率的運営													
6	5	1	1	0	2	電子区役所の構築・推進	新規	2-109	推進	—	推進	—	—
6	5	1	1	0	3	建築行政情報サービスの推進	継続	2-109	推進	13,450	推進	12,600	26,050
6	5	1	2	0	4	財務会計・文書管理等システムの導入	新規	2-109	開発	493,778	稼動	284,816	778,594
6	5	1	2	0	5	事業別行政コストの分析	新規	2-109	実施	8,264	推進	8,264	16,528
6	5	1	2	0	6	区公共施設の保全計画の推進	新規	2-110	調査・検討	—	調査・検討	—	—
第6章 計										520,690		307,056	827,746
第三次計画事業費 合計										6,674,220		7,899,442	14,573,662

【種別の説明】

- 継続：第二次実施計画から第三次実施計画へ継続した事業です。
(第二次実施計画事業を再編(統合など)したもの及び事業名称等を変更したものも含まれます。)
- 新規：第三次実施計画から新たに掲載する実施計画事業です。
(第二次実施計画期間の途中で新たに実施したものも含まれます。)